

令和6年度

障害福祉のしおり



1	障害者手帳等	P 10
2	日常生活用具・補装具	P 19
3	障害福祉サービス	P 28
4	地域生活支援サービス事業	P 32
5	その他サービス	P 35
6	医療・健康	P 37
7	難病・小児慢性特定疾病	P 43
8	手当・年金・祝い金	P 47
9	住宅	P 51
10	交通・自動車	P 55
11	税金・公共料金	P 67
12	就労支援	P 76
13	視覚・聴覚障害者の支援	P 80
14	その他生活の支援	P 87
15	選挙	P 98
16	施設	P 99
17	各種相談窓口	P102
18	福祉団体一覧	P112
19	障害者に関するマーク	P116
20	ダイヤルガイド・ホームページ・メール配信サービス等	P119
21	マイナンバー(個人番号)利用事務	P123
22	船橋駅前総合窓口センター・出張所・連絡所	P125



船橋市役所障害福祉課からのお知らせ

障害者に対する虐待を発見した人は通報してください！

身体的虐待

暴行により体に傷や痛みを与える
〈殴る・蹴る、閉じ込めるなど〉

放棄・放任

世話や介助をせず心身を衰弱させる
〈食事を与えない・不潔な環境で生活させる・
医療や福祉サービスを受けさせないなど〉

心理的虐待

言葉や態度で精神的苦痛を与える
〈怒鳴る・ののしる・悪口を言うなど〉



性的虐待

無理やりわいせつなことをする、させる
〈性交・性器への接触・裸にするなど〉

経済的虐待

本人の同意なく財産や年金・賃金等を使う
〈年金や賃金を渡さない・勝手に財産や預貯
金を使う、処分するなど〉

発見！

通報・相談

船橋市障害者虐待防止センター

はーぷ

電話 047-401-8495

(10:00~18:00)

FAX 047-401-8496

メール harp-funabashi@iris.ocn.ne.jp



- ◆電話は24時間受け付けています。匿名でもOK！
- ◆夜間・休日は転送電話で対応します。
- ◆届出をした方の情報は守られます。

はーぷは養護者による障害者虐待の通報・相談を受け、その問題の解決方法を見つけて障害のある方の安全や安心を守るお手伝いをします。障害者虐待に気づいたら、虐待かもしれないと思ったら迷わずご相談ください。
※障害者虐待防止法では、虐待を発見した方の通報義務を定めています。

もしもに備えて地域生活支援拠点システムへ事前登録を

地域生活支援拠点システム（愛称：あんしんねっと船橋）とは、障害のある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据えて、障害のある人やご家族が安心して暮らし続けられるように、地域の関係機関みんなで支えていく仕組みです。

障害のあるご本人やご家族の緊急時の対応と、その後の支援をしていきます。

事前登録をしていただくことで、緊急時の対応がスムーズになります。詳しくは、下記までお問い合わせください。



あんしんねっと船橋 問い合わせ先

電話 047 (404) 7776

FAX 047 (404) 1481

E-mail kyoten-soudan@ohkubogakuen.or.jp

(業務受託者：社会福祉法人 大久保学園)



障害福祉のしおりQ&A

障害福祉のしおりをご利用いただくにあたり、よくあるお問い合わせをQ&A形式でまとめました。ご利用前にご確認ください。

Q1：障害福祉のしおりにはいつ時点のサービスや制度の掲載をしているか

A1：令和6年4月1日現在の情報を掲載しております。

Q2：障害者手帳を取りたい（更新・変更したい）

A2：障害者手帳は3種類あります。該当ページをご確認のうえ、ご不明な点がございましたら、該当ページの問い合わせ先にご連絡ください。

【身体障害者手帳】 ⇒P10

【療育手帳】 ⇒P11

【精神障害者保健福祉手帳】 ⇒P13

Q3：受給者証の更新がしたい

A3：受給者証※の名称をご確認いただき、該当ページの問い合わせ先にご連絡ください。

【障害福祉サービス等受給者証】 ⇒P30

【船橋市地域生活支援サービス事業受給者証】 ⇒P32～P34

【船橋市重度心身障害者医療費助成受給券】 ⇒P37

【自立支援医療受給者証（更生医療）】 ⇒P39

【自立支援医療受給者証（精神通院医療）】 ⇒P40

【小児慢性特定疾病医療受給者証】 ⇒P43

【特定医療費（指定難病）受給者証】 ⇒P45

※障害福祉のしおり掲載のものに限ります。

※お問い合わせの際は、受給者証をお手元にご用意ください。

Q4：今後、健康保険証がなくなると聞いたが、健康保険証が必要とされている手続きはどうしたらよいか

A4：制度によって手続きが異なるため、詳しくは各担当部署へお問い合わせください。

Q5：医療費の助成を受けたい（医療費が戻ってくる、医療費が掛からないと聞いた等）

A5：制度の名称をご確認いただき、ご不明な点がございましたら、該当ページの問い合わせ先にご連絡ください。

・重度心身障害者医療費助成 ⇒P37

・自立支援医療費（更生・精神・育成） ⇒Q6をご確認ください。



- ・精神障害者入院医療費助成 ⇒P38
- ・小児慢性特定疾病医療費助成 ⇒P43
- ・指定難病医療費助成 ⇒P45
- ・難病患者援助金 ⇒P45

Q6：自立支援医療費の支給を受けたい

A6：自立支援医療は3種類ありますので、下記をご確認のうえ、お問い合わせください。なお、更生医療と精神通院医療は障害福祉課内で担当係が変わりますので、お問い合わせの際にどちらの医療かお伝えください。

- ・精神通院医療 ⇒P40 精神医療係
- ・更生医療 ⇒P39 給付事業係
- ・育成医療 ⇒P39 地域保健課

Q7：企業や障害福祉サービスの事業所で働きたい

A7：一般の企業等へ就職を希望される場合と、障害福祉サービスを使い事業所で働くことを希望される場合により、問い合わせ先が変わります。下記の内容を参考に、該当するページの問い合わせ先にご連絡ください。

- ・障害福祉サービスを使い事業所で働きたい ⇒P30～
- ・一般の企業で働きたい ⇒P78

Q8：市内の障害福祉サービス事業所について知りたい（働きたい）

A8：ご不明の内容により問い合わせ先が変わりますので、下記をご確認のうえ、お問い合わせください。

- ・障害福祉サービスを使いたい（働きたい） ⇒P30～
- ・市内の各事業所の問い合わせ先 ⇒P99
- ・障害福祉サービス事業所の指定申請等や、事業所へのご意見等について
⇒指導監査課
(TEL047-436-2425)

Q9：障害年金について聞きたい

A9：加入されている年金によって問い合わせ先が変わります。詳しくはP49をご確認のうえ、お問い合わせください。

Q10：税金の控除（免除・減免）について知りたい

A10：税金の種類により、問い合わせ先が変わります。下記のページをご確認のうえ、お問い合わせください。

「税金・公共料金」 ⇒P67

※税金の控除・免除・減免の手続きに必要な書類のうち、障害福祉課にて発行する証明書等について ⇒P68～



目次

1. 障害者手帳等	
1-1	身体障害者手帳 …………… 10
1-2	療育手帳 …………… 11
1-3	療育手帳による障害程度 …………… 12
1-4	精神障害者保健福祉手帳 …………… 13
1-5	身体障害者障害程度等級表 …………… 14
1-6	難病患者等について …………… 16
2. 日常生活用具・補装具	
2-1	日常生活用具費の支給 …………… 19
2-2	補装具費の支給 …………… 26
3. 障害福祉サービス	
3-1	サービスの種類と対象者等 …………… 28
3-2	サービスの利用手続き …………… 30
3-3	介護保険の要介護認定 …………… 31
4. 地域生活支援サービス事業	
4-1	障害者等日中一時支援事業費の支給 …………… 32
4-2	重度身体障害者等入浴サービス事業費の支給 …………… 32
4-3	障害者等移動支援事業費の支給 …………… 33
4-4	重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業費の支給 …………… 34
4-5	重度障害者等就労支援特別事業費の支給 …………… 34
5. その他サービス	
5-1	心身障害者一時介護料の助成 …………… 35
5-2	福祉電話の貸与 …………… 35
5-3	緊急通報装置の貸与 …………… 36
5-4	食の自立支援事業（配食サービス） …………… 36
6. 医療・健康	
6-1	重度心身障害者医療費助成 …………… 37
6-2	障害者の後期高齢者医療制度による医療 …………… 38
6-3	精神障害者入院医療費の助成 …………… 38
6-4	自立支援医療費（更生医療）の支給 …………… 39
6-5	自立支援医療費（精神通院医療）の支給 …………… 40
6-6	産科医療補償制度 …………… 40
6-7	船橋市立リハビリテーション病院（夏見台4-26-1） …………… 41
6-8	船橋市リハビリセンター（飯山満町2-519-3） …………… 41
6-9	家庭訪問指導事業 …………… 41
6-10	歯科診療所 …………… 42



7. 難病・小児慢性特定疾病		
7-1	小児慢性特定疾病医療費支給事業（国事業）	43
7-2	船橋市小児指定疾病医療費助成事業	43
7-3	小児慢性特定疾病児童等の日常生活用具給付	44
7-4	指定難病医療費助成制度	45
7-5	難病患者援助金	45
7-6	非常用電源購入費用助成事業	46
7-7	難病相談事業	46
7-8	小児慢性特定疾病児童等相談事業	46
8. 手当・年金・祝い金		
8-1	障害者のための各種手当	47
8-2	障害年金	49
8-3	国民年金保険料の法定免除	49
8-4	特別障害給付金	50
8-5	千葉県心身障害者扶養年金制度	50
8-6	入学祝い金	50
9. 住宅		
9-1	市営住宅の入居	51
9-2	民間賃貸住宅への入居支援	51
9-3	重度障害者等住宅改造費の助成	52
9-4	心身障害者等住宅整備資金の貸付	53
9-5	障害者のグループホーム等入居者家賃補助	54
10. 交通・自動車		
10-1	福祉タクシー利用料金の助成	55
10-2	タクシー運賃1割引	55
10-3	鉄道運賃の割引	56
10-4	バス運賃の割引	57
10-5	国内線航空運賃の割引	57
10-6	福祉リフトカー「リフトラウンド号」の利用	58
10-7	有料道路通行料金の割引	59
10-8	障害者施設等通所交通費の助成	60
10-9	自動車改造費の助成	61
10-10	自動車運転免許取得費補助	61
10-11	身体障害者の運転免許適性検査	62
10-12	駐車禁止除外標章の交付	63
10-13	障害者等用駐車区画利用証（パーキング・パーミット）の交付	65
10-14	自動車事故被害者（重度後遺障害者）への介護料支給	66
10-15	交通遺児等への生活資金の貸付支援	66
11. 税金・公共料金		
11-1	所得税・住民税の控除	67



11-2	贈与税・相続税等の控除	67
11-3	自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税(環境性能割)の減免	68
11-4	軽自動車税(種別割)の減免	70
11-5	NHK受信料の免除	72
11-6	千葉県営水道料金の一部免除	72
11-7	有料公共施設使用料の免除	73
11-8	し尿収集手数料の減額	74
11-9	NTT ふれあい案内	74
11-10	障害者手帳アプリ ミライロID	75
11-11	携帯電話料金の割引	75

12. 就労支援

12-1	新規就労支度金	76
12-2	更生訓練費の助成	76
12-3	施設入所者就職支度金	77
12-4	障害者就業・生活支援センター	77
12-5	就業相談	78

13. 視覚・聴覚障害者の支援

13-1	手話通訳者・要約筆記者の派遣	80
13-2	手話通訳者・要約筆記者の設置	80
13-3	聴覚障害者の相談	80
13-4	Fネット(聴覚障害者ファクシミリ・ネットワーク)事業	81
13-5	ふなばし情報メールFAX配信	81
13-6	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	81
13-7	Net119緊急通報システム	82
13-8	メール110番システム	82
13-9	FAX110番	82
13-10	110番アプリシステム	83
13-11	災害時支援用バンダナ	83
13-12	聴覚障害者のための手話	83
13-13	視覚障害者自立生活支援事業	84
13-14	電話リレーサービス	84
13-15	点訳・音訳等のサービス	85
13-16	視覚障害者パソコン教室	86
13-17	視覚障害者相談・支援室	86
13-18	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成	86

14. その他生活の支援

14-1	障害児通所支援	87
14-2	船橋市地域活動支援センター	88
14-3	生活保護受給者の障害者加算	88
14-4	船橋市保健所デイケアクラブ	89



14-5	成年後見制度の手続の案内	89
14-6	船橋市障害者成年後見支援センター	89
14-7	成年後見制度利用支援事業	90
14-8	身体障害者補助犬	91
14-9	職親制度	91
14-10	車いすの貸出し	92
14-11	生活福祉資金の貸付	93
14-12	「広報ふなばし」の無料配布	93
14-13	図書館宅配サービス	93
14-14	情報機器の利用	93
14-15	クリーンサポート収集	94
14-16	ふれあい収集	94
14-17	障害者スポーツ大会	94
14-18	パラスポーツ用具の貸し出し	95
14-19	受診サポート手帳	95
14-20	電話お願い手帳 (Web版・アプリ版)	95
14-21	青い鳥郵便葉書	95
14-22	労災特別介護施設 (ケアプラザ)	96
14-23	ヘルプカード	96
14-24	ライフサポートファイル	97
14-25	住宅用火災警報器取付支援	97

15. 選挙

15-1	郵便等による不在者投票	98
15-2	代理及び点字投票	98

16. 施設

16-1	障害福祉サービス事業所	99
16-2	その他の施設	99
16-3	障害児入所支援施設 (18歳未満)	100
16-4	障害児通所支援事業所	100
16-5	指定障害児相談支援事業所	101
16-6	児童福祉施設入所等費用の助成	101

17. 各種相談窓口

17-1	障害者 (児) 総合相談窓口	102
17-2	基幹相談支援センター	103
17-3	地域生活支援拠点システム (愛称: あんしんねっと船橋)	103
17-4	船橋市障害者虐待防止センター はーぶ	103
17-5	障害者相談員による相談窓口	104
17-6	知的障害に関する相談	104
17-7	障害児に関する相談	104
17-8	障害児等療育支援事業	105



17-9	精神障害に関する相談	105
17-10	その他の相談	107
18.	福祉団体一覧	112
19.	障害者に関するマーク	116
20.	ダイヤルガイド・ホームページ・メール配信サービス等	
20-1	市役所・出張所	119
20-2	主な官公署等	119
20-3	主な福祉・教育・就労関連施設等	120
20-4	ホームページ等	120
20-5	ふなばし情報メール	121
20-6	市公式アプリ「ふなっぶ」の防災コンテンツ	122
21.	マイナンバー（個人番号）利用事務	123
22.	船橋駅前総合窓口センター・出張所・連絡所	
22-1	船橋駅前総合窓口センター	125
22-2	出張所・連絡所福祉ガイドコーナー	125
22-3	船橋駅前総合窓口センター・出張所・連絡所での取り扱い業務	127

この冊子について

1. この冊子は、船橋市内にお住まいの障害者とその家族の皆さんが利用できる様々なサービス、優遇制度等を掲載しています。
2. この冊子は、令和6年4月1日現在で編集しております。その後、法律改正等により内容や金額が変更になることがありますのでご了承ください。
3. 所得や障害程度等によりサービスの利用が制限される場合もありますので、詳しくは担当窓口へお問い合わせください。
4. 制度・事業名のあとのマークは次のことを表しています。
 - 身…身体障害者の方が対象となることを示しています。
 - 知…知的障害者の方が対象となることを示しています。
 - 精…精神障害者の方が対象となることを示しています。
 - 難…難病患者等の方が対象となることを示しています。
5. 各ページ下部に掲載している「音声コード」は、活字文書読み上げ装置をお使いいただくことで、音声で内容を聞くことができます。

ただし、音声コード化できる文字量には限度があるため、掲載文字量の多いページは、一部内容を省略している場合があります。

また、「障害程度別該当事業一覧（P6～9）」「身体障害者障害程度等級表（P14～15）」「障害者総合支援法の対象疾病一覧（P17～18）」「船橋駅前総合窓口センター・出張所・連絡所での取り扱い業務（P127）」は、冊子作成の都合上切り込みはありますが、音声コードは掲載しておりません。



障害程度別該当事業一覧

○印は該当する可能性があります。詳しくは掲載ページをご確認の上、お問い合わせください。

障害種別		事業名	給付			地域生活支援サービス事業				その他サービス				医療・健康						
			日常生活用具費の支給	補装具費の支給	障害福祉サービス	日中一時支援事業	入浴サービス事業	移動支援事業	大学等修学支援事業	就労支援特別事業	心身障害者一時介護料の助成	福祉電話の貸与	緊急通報装置の貸与	食の自立支援事業	重度心身障害者医療費助成	後期高齢者医療制度による医療	精神障害者入院医療費助成	自立支援医療(更生医療)	自立支援医療(精神通院医療)	特殊歯科診療所
掲載ページ			19	26	28	32	32	33	34	34	35	35	36	36	37	38	38	39	40	42
身体障害者手帳	肢体不自由	1・2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3	○	○	○	○			○	○			○		○		○		○	
		4	○	○	○	○			○	○			○		○		○		○	
		5・6	○	○	○	○			○	○			○		○		○		○	
	聴覚・平衡	2	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3	○	○	○	○			○	○			○		○		○		○	
		4	○	○	○	○			○	○			○		○		○		○	
		5・6	○	○	○	○			○	○			○		○		○		○	
	音声・言語	3	○	○	○	○			○	○			○		○		○		○	
		4	○	○	○	○			○	○			○		○		○		○	
	そしゃく	3			○	○			○	○			○		○		○		○	
		4			○	○			○	○			○		○		○		○	
	視覚障害	1・2	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3	○	○	○	○		○	○	○			○		○		○		○	
		4	○	○	○	○		○	○	○			○		○		○		○	
		5・6	○	○	○	○		○	○	○			○		○		○		○	
内部障害	1・2	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3	○	○	○	○			○	○			○		○		○		○		
	4	○	○	○	○			○	○			○		○		○		○		
療育手帳	①の1, ①の2, ①	○		○	○		○	○	○	○				○	○				○	
	Aの1・Aの2	○		○	○		○	○	○	○				○	○				○	
	Bの1	○		○	○		○	○	○	○									○	
	Bの2	○		○	○		○	○	○	○									○	
精神障害者保健福祉手帳	1	○		○	○		○	○	○	○				○	○	○		○		
	2	○		○	○		○	○	○	○				○	○		○			
	3	○		○	○		○	○	○	○				○	○		○			
難病患者等			○	○	○	○	○	○	○											
所得制限			有								有			有			有	有		

障害程度別該当事業一覧

○印は該当する可能性があります。詳しくは掲載ページをご確認の上、お問い合わせください。

障害種別		事業名	難病・特定疾病				手当・年金・祝い金							住宅							
			小児慢性特定疾病医療費支給事業	船橋市小児指定疾病医療費助成事業	指定難病医療費助成制度	難病患者援助金	特別児童扶養手当	障害児福祉手当	心身障害児福祉手当	特別障害者手当	ねたきり身体障害者等介護手当	児童扶養手当	障害年金	心身障害者扶養年金	入学祝い金	市営住宅の入居資格緩和	民間賃貸住宅への入居支援	住宅改造費の助成	住宅整備資金の貸付	グループホーム等入居者家賃補助	
掲載ページ			43	43	45	45	47	47	47	48	48	48	49	50	50	51	51	52	53	54	
身体障害者手帳	肢体不自由	1・2					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		3					○		○				○	○	○	○	○		○	○	
		4					○								○	○	○			○	
		5・6													○					○	
	聴覚・平衡	2					○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3					○		○					○	○	○	○	○		○	○
		4													○	○	○			○	
	音声・言語	3					○		○					○	○	○	○	○		○	○
		4													○	○	○				○
	そしゃく	3					○		○					○	○	○	○	○		○	○
		4													○	○	○				○
	視覚障害	1・2					○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3					○		○					○	○	○	○	○		○	○
		4													○	○	○				○
		5・6													○						○
	内部障害	1・2					○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
3						○		○					○	○	○	○	○		○	○	
4														○	○	○				○	
療育手帳	①の1, ①の2, ①					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	Aの1・Aの2					○		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	Bの1					○		○					○	○	○	○	○			○	
	Bの2							○					○	○	○					○	
精神障害者保健福祉手帳	1					○	○		○				○	○	○	○	○			○	
	2					○							○	○	○	○	○			○	
	3												○	○	○					○	
難病患者等			○	○	○	○													○	○	
所得制限						有	有		有				有	有				有		有	

障害程度別該当事業一覧

○印は該当する可能性があります。詳しくは掲載ページをご確認の上、お問い合わせください。

障害種別		事業名	交通・自動車											税金・公共料金									
			福祉タクシー料金の助成	タクシー料金の1割引	鉄道運賃	バス運賃	航空運賃	福祉リフトカーの利用	有料道路通行料(本人運転)	有料道路通行料(介護者運転)	通所交通費の助成	自動車改造費助成	自動車運転免許取得費補助	駐車禁止除外標章の交付	障害者専用駐車区画利用証の交付	所得税・住民税	自動車税等	軽自動車税	NHK受信料(全額免除)	NHK受信料(半額免除)	公共施設使用料の免除	携帯電話料金の割引	
掲載ページ			55	55	56	57	57	58	59	59	60	61	61	63	65	67	68	70	72	72	73	75	
身体障害者手帳	肢体不自由	1・2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		4		○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
		5・6		○	○	○	○		○		○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○
	聴覚・平衡	2	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3		○	○	○	○		○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		4		○	○	○	○		○		○			○	○	○			○	○	○	○	○
		5・6		○	○	○	○		○		○			○	○	○			○	○	○	○	○
	音声・言語	3		○	○	○	○		○		○			○		○	○	○	○		○	○	○
		4		○	○	○	○		○		○			○		○			○		○	○	○
	そしゃく	3		○	○	○	○		○		○			○		○			○		○	○	○
		4		○	○	○	○		○		○			○		○			○		○	○	○
	視覚障害	1・2	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		4		○	○	○	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		5・6		○	○	○	○		○		○			○		○			○	○	○	○	○
内部障害	1・2	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○		○	○	○	
	4	○	○	○	○	○		○	○	○			○		○	○	○	○		○	○	○	
療育手帳	①の1, ①の2, ①	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	Aの1・Aの2	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	Bの1		○	○	○	○				○					○			○		○	○	○	
	Bの2		○	○	○	○				○					○			○		○	○	○	
精神障害者保健福祉手帳	1	○			○	○				○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2				○	○				○					○			○		○	○	○	
	3				○	○				○					○			○		○	○	○	
難病患者等										○				○									
所得制限												有							有				

障害程度別該当事業一覧

○印は該当する可能性があります。詳しくは掲載ページをご確認の上、お問い合わせください。

障害種別		就労支援			視覚・聴覚障害者の支援					その他										
		新規就労支度金	更生訓練費の助成	施設入所者就職支度金	手話通訳者・要約筆記者の派遣	F ネ ッ ト	盲ろう者向け通訳・介助員の派遣	聴覚障害者のための手話	視覚障害者自立生活支援事業	点訳・音訳等のサービス	成年後見制度利用支援事業	車いすの貸出し	生活福祉資金の貸付	受診サポート手帳	電話お願い手帳	郵便投票	代理・点字投票	児童福祉施設入所費用の助成	障害者相談員	障害児等療育支援事業
掲載ページ		76	76	77	80	81	81	83	84	85	90	92	93	95	95	98	98	101	104	105
身体障害者手帳	肢体不自由	1・2	○	○	○							○	○	○		○		○	○	○
		3	○	○	○							○	○	○				○	○	○
		4	○	○	○							○	○	○				○	○	○
		5・6	○	○	○							○	○	○				○	○	○
	聴覚・平衡	2	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○
		3	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○
		4	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○
		5・6	○	○	○	○	○		○			○	○	○	○			○	○	○
	音声・言語	3	○	○	○	○						○	○	○	○			○	○	○
		4	○	○	○	○						○	○	○	○			○	○	○
	そしゃく	3	○	○	○							○	○	○				○	○	○
		4	○	○	○							○	○	○				○	○	○
	視覚障害	1・2	○	○	○			○		○	○		○	○	○			○	○	○
		3	○	○	○			○		○	○		○	○	○			○	○	○
		4	○	○	○			○		○	○		○	○	○			○	○	○
		5・6	○	○	○					○	○		○	○	○			○	○	○
内部障害	1・2	○	○	○							○	○	○		○		○	○	○	
	3	○	○	○							○	○	○		○		○	○	○	
	4	○	○	○							○	○	○				○	○	○	
療育手帳	①の1, ①の2, ①	○	○	○							○	○	○	○			○	○	○	
	Aの1・Aの2	○	○	○							○	○	○	○			○	○	○	
	Bの1	○	○	○							○	○	○	○			○	○	○	
	Bの2	○	○	○							○	○	○	○			○	○	○	
精神障害者保健福祉手帳	1	○	○	○							○	○	○	○						
	2	○	○	○							○	○	○	○						
	3	○	○	○							○	○	○	○						
難病患者等			○	○							○									
所得制限			有	有							有		有				有			

1 障害者手帳等

1-1 身体障害者手帳 身

身体障害者に交付され、各種サービスが受けやすくなります。

対象者	目、耳、平衡、音声、言語、そしゃく、肢体（上肢・下肢・体幹）、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱又は直腸、小腸、免疫、肝臓の機能に障害があり、日常生活に支障がある方
等級	<ul style="list-style-type: none"> ● 個別等級（個々の障害部位ごとの等級）…1級～7級 ● 総合等級（上記の個別等級をあわせたもの）…1級～6級 ※最重度の1級から軽度の6級までが身体障害者手帳の交付対象となります。（7級の障害は二つ以上重複している場合のみ交付対象となります。）
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書 ● 指定医師の診断書 ● 写真2枚（縦4cm×横3cm） ● マイナンバー関係書類☆
申請窓口	市役所障害福祉課、船橋駅前総合窓口センター（フェイスビル5階13番窓口）

手帳の再交付・住所変更などの手続き

内容	必要なもの
住所・氏名等の変更	<ul style="list-style-type: none"> ● 居住地等変更届 ● 身体障害者手帳 ● マイナンバー関係書類☆
紛失・破損写真貼り替え	<ul style="list-style-type: none"> ● 再交付申請書 ● 写真1枚（縦4cm×横3cm） ● マイナンバー関係書類☆ 所持証明の発行 新しい手帳ができるまでの間の一時的な証明書が必要な場合、別に写真を1枚用意してください。 ※この証明書では運賃の割引等は受けられません ※所持証明は市役所障害福祉課のみで発行しております
死亡障害程度非該当	<ul style="list-style-type: none"> ● 返還届 ● 身体障害者手帳 ● マイナンバー関係書類☆
障害程度変更 障害部位追加 再認定	<ul style="list-style-type: none"> ● 再交付申請書 ● 指定医師の診断書 ● 写真1枚（縦4cm×横3cm） ● マイナンバー関係書類☆
申請窓口	市役所障害福祉課 船橋駅前総合窓口センター（フェイスビル5階13番窓口） ※転入のお手続きは市役所障害福祉課でのみ承っております

注意事項

- 診断書取得前に、障害の等級に該当するか指定医師にご確認ください。
 - 医師の指定の有無について、不明な場合は障害福祉課までお問い合わせください。
 - 診断書の有効期限は原則6カ月以内です。
 - 市外転出の場合は、転出先の福祉事務所（担当課）へ届け出てください。
 ※市外の住所地特例施設へ転出される方は、下記へご連絡ください。
- ☆マイナンバー関係書類についてはP123をご覧ください。

問い合わせ

障害福祉課 給付事業係
 TEL 047-436-2357 FAX 047-433-5566



1-2 療育手帳 知

知的障害者が、一貫した指導・相談を受けられ、各種サービスが受けやすくなります。

対象者	18歳までに、知能指数がおおむね75以下で、日常生活において介助を必要とする程度の状態になった方	
障害程度	最重度…④の1、④の2 ※18歳未満は④のみ 重度…Aの1、Aの2 中度…Bの1 軽度…Bの2	※判定は、18歳未満は千葉縣市川児童相談所、18歳以上は千葉県中央障害者相談センターが行います。
申請に必要なもの	●申請書 ●マイナンバー関係書類☆ ●写真1枚（縦4cm×横3cm）	
申請窓口	市役所障害福祉課、船橋駅前総合窓口センター（フェイスビル5階13番窓口）	

手帳の再交付・住所変更などの手続き

内容	必要なもの
住所・氏名等の更	●記載事項変更届 ●療育手帳 ※県外又は千葉市へ転出する場合は返還届を提出してください。
紛失・破損	●再交付申請書 ●マイナンバー関係書類☆ ●写真1枚（縦4cm×横3cm） 所持証明の発行 新しい手帳ができるまでの間の一時的な証明書が必要な場合、別に写真を1枚用意してください。 ※この証明書では運賃の割引等は受けられません ※所持証明は市役所障害福祉課のみで発行しております
死亡 障害程度非該当	●返還届 ●療育手帳
再判定	●再判定申請書 ●マイナンバー関係書類☆ ●療育手帳 ●写真1枚（縦4cm×横3cm）
申請窓口	市役所障害福祉課 船橋駅前総合窓口センター（フェイスビル5階13番窓口） ※転入のお手続きは市役所障害福祉課でのみ承っております

- 注意事項** ●市外転出の場合は、転出先の福祉事務所（担当課）へ届け出てください。
☆マイナンバー関係書類についてはP123をご覧ください。

問い合わせ 障害福祉課 給付事業係 TEL 047-436-2340 FAX 047-433-5566



1-3 療育手帳による障害程度 **知**

障害程度		判定の基準
最重度	㊶	知能指数がおおむね20以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者。
重 度	Aの1	知能指数がおおむね21以上35以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者。
	Aの2	知能指数がおおむね36以上50以下の者で視覚障害、聴覚障害、肢体不自由を有し、身体障害者福祉法に基づく障害等級が1級、2級又は3級の手帳を所持しており、日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者。
中 度	Bの1	上記以外の者で、知能指数がおおむね36以上50以下の者で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある者。
軽 度	Bの2	知能指数がおおむね51以上75程度の者で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある者。

※ただし、障害者相談センターにおける最重度の取扱いは下表による。

障害程度		判定の基準
最重度	㊶の1	知能指数がおおむね20以下の者で日常生活において常時特別の介助を必要とする程度の状態にある者。
	㊶の2	知能指数がおおむね20以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者で、㊶の1以外の者。



1-4 精神障害者保健福祉手帳 **精**

精神障害者に対して交付される手帳で、2年ごとに更新が必要です。

対象者	精神障害により日常生活・社会生活に制約のある方 【対象となる精神疾患】 ⇒統合失調症、躁うつ病、てんかん、中毒性精神病、認知症など	
等級	1級～3級 ※審査・判定は千葉県が行います。	
申請に必要なもの	障害年金（精神）を受給していない方 ●申請書 ●写真1枚（縦4cm×横3cm） ●県指定の診断書 ●マイナンバー関係書類☆	障害年金（精神）を受給している方 ●申請書 ●写真1枚（縦4cm×横3cm） ●同意書（年金照会用）★ ●マイナンバー関係書類☆ ※県指定の診断書による申請も可能です。
申請窓口	市役所障害福祉課	

手帳の再交付・住所変更などの手続き

内容	必要なもの
住所・氏名の変更	●記載事項変更届 ●精神障害者保健福祉手帳 ●マイナンバー関係書類☆ ※県外又は千葉市からの転入の場合は上記に加え、申請書、写真1枚（縦4cm×横3cm）が必要です。
紛失・破損	●再交付申請書 ●写真1枚（縦4cm×横3cm） ●マイナンバー関係書類☆
死亡・返還	●返還届 ●精神障害者保健福祉手帳
障害等級変更	●申請書 ●県指定の診断書又は同意書（年金照会用）★ ●写真1枚（縦4cm×横3cm） ●マイナンバー関係書類☆
申請窓口	市役所障害福祉課

注意事項

- 写真は上半身脱帽の1年以内に撮影されたものをご用意ください。
- 「県指定の診断書」は精神保健指定医その他精神障害の診断又は治療に従事する医師による診断書で、精神障害による初診日から6か月を経過した日以降の診断書が必要です。
- ★マイナンバーを利用し、障害年金の支給状況の調査を行います。
同意書の記載時に必要となりますので、障害年金証書（もしくは特別障害給付金受給資格者証）又は直近の振込通知書をお持ちの方は持参してください。
- ☆マイナンバー関係書類についてはP123をご覧ください。
- 手帳の受け取りを本人以外に指定する場合は、受け取る方の本人確認書類が必要です。

郵送での申請を推奨しています。

窓口での申請は混雑によりお待たせする場合があります。申請書等はダウンロードするか、下記問い合わせ先にご請求ください。

問い合わせ

障害福祉課 精神医療係
TEL 047-436-2729 FAX 047-433-5566



1-5 身体障害者障害程度等級表



(太実線より上は第1種、下は第2種を表す)

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能障害		音声機能、言語機能又は、そしやく機能の障害	肢体不自由		
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢機能障害	下肢機能障害	体幹機能障害
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの				①両上肢の機能を全廃したものの ②両上肢を手関節以上で欠くもの	①両下肢の機能を全廃したものの ②両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
2級	①視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの ②視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの ④両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			①両上肢の機能の著しい障害 ②両上肢のすべての指を欠くもの ③1上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの ④1上肢の機能を全廃したものの	①両下肢の機能の著しい障害 ②両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	①体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの ②体幹の機能障害により立ち上がるのが困難なもの
3級	①視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の②に該当するものを除く。) ②視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの ④両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	①両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ②両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの ③1上肢の機能の著しい障害 ④1上肢のすべての指を欠くもの ⑤1上肢のすべての指の機能を全廃したものの	①両下肢をシヨパー関節以上で欠くもの ②1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの ③1下肢の機能を全廃したものの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
4級	①視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.1以下のもの(3級の②に該当するものを除く。) ②周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの ③両眼開放視認点数が70点以下のもの	①両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話語を理解し得ないもの) ②両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	①両上肢のおや指を欠くもの ②両上肢のおや指の機能を全廃したものの ③1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能を全廃したものの ④1上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ⑤1上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの ⑥おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指を欠くもの ⑦おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指の機能を全廃したものの ⑧おや指又はひとさし指を含めて1上肢の4指の機能の著しい障害	①両下肢のすべての指を欠くもの ②両下肢のすべての指の機能を全廃したものの ③1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの ④1下肢の機能の著しい障害 ⑤1下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの ⑥1下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	
5級	①視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの ②両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの ③両眼中心視野角度が56度以下のもの ④両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの ⑤両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		①両上肢のおや指の機能の著しい障害 ②1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の著しい障害 ③1上肢のおや指を欠くもの ④1上肢のおや指の機能を全廃したものの ⑤1上肢のおや指及びひとさし指の著しい障害 ⑥おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指の機能の著しい障害	①1下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 ②1下肢の足関節の機能を全廃したものの ③1下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	①両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) ②1側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			①1上肢のおや指の機能の著しい障害 ②ひとさし指を含めて1上肢の2指を欠くもの ③ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能を全廃したものの	①1下肢をリスフラン関節以上で欠くもの ②1下肢の足関節の機能の著しい障害	
7級					①1上肢の機能の軽度の障害 ②1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 ③1上肢の手指の機能の軽度の障害 ④ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能の著しい障害 ⑤1上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの ⑥1上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したものの	①両下肢のすべての指の機能の著しい障害 ②1下肢の機能の軽度の障害 ③1下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 ④1下肢のすべての指を欠くもの ⑤1下肢のすべての指の機能を全廃したものの ⑥1下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	
備考	①同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。 ②肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 ③異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級により上の級とすることができる。 ④「指を欠くもの」とは、おや指については指骨関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。						

級別	肢体不自由		内部障害						
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
	上肢機能障害	移動機能障害							
1級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
4級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
6級	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
7級	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							
備考	⑤「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 ⑥上肢又は下肢欠損の断端の長さとは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 ⑦下肢の長さとは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。								

1-6 難病患者等について 難

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称：障害者総合支援法）」では、障害者の範囲に難病患者等が追加されました。対象となる方は、障害者手帳等の所持の有無にかかわらず、必要と認められたサービスを利用できます。

対 象 者	<p>次のページに記載されている対象疾病の方 ※「千葉県特定医療費（指定難病）受給者証」「船橋市小児慢性特定疾病医療受給者証」「船橋市小児指定疾病医療費助成登録証」をお持ちの方は、受給者証等に記載されている病名で確認してください。</p> <p>対象外となった疾病について 下記の疾病は障害者総合支援法の対象外となりましたが、対象外となる以前から障害福祉サービスの支給決定を受けている方は引き続き利用可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成27年1月以降に対象外となった疾病 「劇症肝炎」「重症急性膵炎」 ●平成27年7月以降に対象外となった疾病 「肝外門脈閉塞症」「肝内結石症」「偽性低アルドステロン症」 「ギラン・バレ症候群」「グルココルチコイド抵抗症」 「原発性アルドステロン症」 「硬化性萎縮性苔癬」「好酸球性筋膜炎」「視神経症」「神経性過食症」 「神経性食欲不振症」「先天性QT延長症候群」「TSH受容体異常症」 「特発性血栓症」「フィッシャー症候群」「メニエール病」 ●令和元年7月1日以降に対象外となった疾病 「正常圧水頭症」
主に利用できるサービス	<ul style="list-style-type: none"> ●日常生活用具費・補装具費の支給 (P19～) ●障害福祉サービス (P28～) ●地域生活支援サービス事業 (P32～) ●難病・特定疾病 (P43～) ●住宅整備資金の貸付 (P53) ●グループホーム等入居者家賃補助 (P54) ●障害者施設等通所交通費の助成 (P60) ●更生訓練費の助成 (P76) ●施設入所者就職支度金 (P77) ●地域活動支援センター等の利用 (P100)
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ●「千葉県特定医療費（指定難病）受給者証」をお持ちの方 ⇒ 受給者証 ※有効期間内のものに限りします。 ●「船橋市小児慢性特定疾病医療受給者証」をお持ちで、対象疾病に該当する方 ⇒ 受給者証 ※有効期間内のものに限りします。 ●「船橋市小児指定疾病医療費助成登録証」をお持ちで、対象疾病に該当する方 ⇒ 登録証 ※有効期間内のものに限りします。 ●上記以外で、対象疾病に該当する方 ⇒ 対象疾病の病名が記載された医師の診断書 ※診断書は作成から3か月以内のものに限りします。様式の指定はありません。
申請窓口	市役所障害福祉課



問い合わせ ▶ 障害福祉課 TEL 047-436-2345 FAX 047-433-5566

障害者総合支援法の対象疾病一覧（369疾病）

※令和6年4月1日現在

- ※ 新たに対象となる疾病（3疾病）
- △ 表記が変更された疾病（5疾病）
- 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アICALディ症候群	64	関節リウマチ	127	コフィン・シリズ症候群
2	アイザックス症候群	65	完全大血管転位症	128	コフィン・ローリー症候群
3	IgA腎症	66	眼皮白皮症	129	混合性結合組織病
4	IgG4関連疾患	67	偽性副甲状腺機能低下症	130	鯔耳腎症候群
5	亜急性硬化性全脳炎	68	ギャロウェイ・モフト症候群	131	再生不良性貧血
6	アジソン病	69	急性壊死性脳症 ○	132	サイトメガロウィルス角膜炎 ○
7	アッシャー症候群	70	急性網膜壊死 ○	133	再発性多発軟骨炎
8	アトピー性脊髄炎	71	球脊髄性筋萎縮症	134	左心低形成症候群
9	アペール症候群	72	急速進行性糸球体腎炎	135	サルコイドーシス
10	アミロイドーシス	73	強直性脊椎炎	136	三尖弁閉鎖症
11	アラジール症候群	74	巨細胞性動脈炎	137	三頭筋素欠損症
12	アルポート症候群	75	巨大静脈奇形（頸部口咽頭びまん性病変）	138	CFC症候群
13	アレキサンダー病	76	巨大動脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	139	シェーグレン症候群
14	アンジェルマン症候群	77	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	140	色素性乾皮症
15	アントレー・ピクスラー症候群	78	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	141	自己食空腔性ミオパチー
16	イン吉草酸血症	79	筋萎縮性側索硬化症	142	自己免疫性肝炎
17	一次性ネフローゼ症候群	80	筋型糖尿病	143	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	81	筋ジストロフィー	144	自己免疫性溶血性貧血
19	1p36欠失症候群	82	クッシング病	145	四肢形成不全 ○
20	遺伝性自己炎症疾患	83	クリオピリン関連周期熱症候群	146	シトステロール血症
21	遺伝性ジストニア	84	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	147	シトリン欠損症
22	遺伝性周期性四肢麻痺	85	クルーゼン症候群	148	紫斑病性腎炎
23	遺伝性膵炎	86	グルコーストランスporter-1欠損症	149	脂肪萎縮症
24	遺伝性鉄芽球性貧血	87	グルタル酸血症1型	150	若年性特発性関節炎
25	ウィーバー症候群	88	グルタル酸血症2型	151	若年性肺炎腫
26	ウィリアムズ症候群	89	クロー・深瀬症候群	152	シャルコー・マリー・トゥース病
27	ウィルソン病	90	クローン病	153	重症筋無力症
28	ウエスト症候群	91	クローンカイト・カナダ症候群	154	修正大血管転位症
29	ウェルナー症候群	92	痙攣重積型（二相性）急性脳症	155	ジュベール症候群関連疾患
30	ウォルフラム症候群	93	結節性硬化症	156	シュワルツ・ヤンペル症候群
31	ウルリッヒ病	94	結節性多発動脈炎	157	徐波睡眠期持続性棘波を示すてんかん性脳症
32	HTRA1関連脳小血管病 △	95	血栓性血小板減少性紫斑病	158	神経細胞移動異常症
33	HTLV-1関連脊髄症	96	限局性皮質異形成	159	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
34	ATR-X症候群	97	原発性局所多汗症 ○	160	神経線維腫症
35	ADH分泌異常症	98	原発性硬化性胆管炎	161	神経有棘赤血球症
36	エーラス・ダロス症候群	99	原発性高脂血症	162	進行性核上性麻痺
37	エプスタイン症候群	100	原発性側索硬化症	163	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
38	エプスタイン病	101	原発性胆汁性胆管炎	164	進行性骨化性線維異形成症
39	エマヌエル症候群	102	原発性免疫不全症候群	165	進行性多巣性白質脳症
40	MECP2重複症候群 ※	103	顕微鏡的大腸炎 ○	166	進行性白質脳症
41	遠位型ミオパチー	104	顕微鏡的多発血管炎	167	進行性ミオクローヌスてんかん
42	円錐角膜 ○	105	高IgD症候群	168	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
43	黄色靱帯骨化症	106	好酸球性消化管疾患	169	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
44	黄斑ジストロフィー	107	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	170	スタージ・ウェーバー症候群
45	大田原症候群	108	好酸球性副鼻腔炎	171	スティーヴンス・ジョンソン症候群
46	オクシピタル・ホーン症候群	109	抗糸球体基底膜腎炎	172	スミス・マガニス症候群
47	オスラー病	110	後縦靱帯骨化症	173	スモン ○
48	カーニー複合	111	甲状腺ホルモン不応症	174	脆弱X症候群
49	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	112	拘束型心筋症	175	脆弱X症候群関連疾患
50	潰瘍性大腸炎	113	高チロシン血症1型	176	成人発症スチル病 △
51	下垂体前葉機能低下症	114	高チロシン血症2型	177	成長ホルモン分泌亢進症
52	家族性地中海熱	115	高チロシン血症3型	178	脊髄空洞症
53	家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体）	116	後天性赤芽球癆	179	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）
54	家族性良性慢性天疱瘡	117	広範脊柱管狭窄症	180	脊髄髄膜瘤
55	カナバン病	118	膠様滴状角膜ジストロフィー	181	脊髄性筋萎縮症
56	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	119	抗リン脂質抗体症候群	182	セピアアプテリン還元酵素（SR）欠損症
57	歌舞伎症候群	120	コケイン症候群	183	前眼部形成異常
58	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	121	コステロ症候群	184	全身性エリテマトーデス
59	カルニチン回路異常症	122	骨形成不全症	185	全身性強皮症
60	加齢黄斑変性 ○	123	骨髄異形成症候群 ○	186	先天異常症候群
61	肝型糖原病	124	骨髄線維症 ○	187	先天性横隔膜ヘルニア
62	間質性膀胱炎（ハンナ型）	125	ゴナドトロピン分泌亢進症	188	先天性核上性球麻痺
63	環状20番染色体症候群	126	5p欠失症候群	189	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症

(※) 旧対象疾病番号159（神経フェリチン症）は対象疾病番号264（脳内鉄沈着神経変性症）に統合。

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
190	先天性魚鱗癬	262	脳クレアチン欠乏症候群	334	ミオクローニ-脱力発作を伴うてんかん
191	先天性筋無力症候群	263	脳髄黄色腫症	335	ミトコンドリア病
192	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症	264	脳内鉄沈着神経変性症 (※)	336	無虹彩症
193	先天性三尖弁狭窄症	265	脳表へモジデリン沈着症	337	無脾症候群
194	先天性腎性尿管症	266	膿瘍性乾癬	338	無βリポタンパク血症
195	先天性赤血球形形成異常性貧血	267	嚢胞性線維症	339	メープルシロップ尿症
196	先天性僧帽弁狭窄症	268	パーキンソン病	340	メチルグルタコン酸尿症
197	先天性大脳白質形成不全症	269	パージャー病	341	メチルマロン酸血症
198	先天性肺静脈狭窄症	270	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	342	メビウス症候群
199	先天性風疹症候群	271	肺動脈性肺高血圧症	343	メンケス病
200	先天性副腎低形成症	272	肺胎蛋白症 (自己免疫性又は先天性)	344	網膜色素変性症
201	先天性副腎皮質酵素欠損症	273	肺胎低換気症候群	345	もやもや病
202	先天性ミオパチー	274	ハッチンソン・ギルフォード症候群	346	モワット・ウイルソン症候群
203	先天性無痛無汗症	275	パッド・キアリ症候群	347	薬剤性過敏症候群
204	先天性葉酸吸収不全	276	ハンチントン病	348	ヤング・シンブソン症候群
205	前頭側頭葉変性症	277	汎発性特発性骨増殖症	349	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
206	線毛機能不全症候群 (カルタゲナー (kartagener) 症候群を含む。) ※	278	P C D H 19 関連症候群	350	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
207	早期ミオクローニ-脳症	279	非ケトーシス型高グリシ血症	351	4p欠失症候群
208	総動脈幹遺残症	280	肥厚性皮膚骨膜炎	352	ライソゾーム病
209	総排泄腔遺残	281	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	353	ラスムッセン脳炎
210	総排泄腔外反症	282	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	354	ランゲルハンス細胞組織球症
211	ソトス症候群	283	肥大型心筋症	355	ランドウ・クレフナー症候群
212	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	284	左肺動脈右肺動脈起始症	356	リジン尿性蛋白不耐症
213	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	285	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	357	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
214	大脳皮質基底核変性症	286	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	358	両大血管右室起始症
215	大理石骨病	287	ピッカースタッフ脳幹脳炎	359	リンパ管腫症/ゴーハム病
216	ダウン症候群	288	非典型型溶血性尿毒血症候群	360	リンパ管腫症
217	高安動脈炎	289	非特異性多発性小腸潰瘍症	361	類天疱瘡 (後天性表皮水疱症を含む。)
218	多系統萎縮症	290	皮膚筋炎/多発性筋炎	362	ルビンシュタイン・テイビ症候群
219	タナトフォリック骨異形成症	291	びまん性汎細気管支炎	363	レーベル遺伝性視神経症
220	多発血管炎性肉芽腫症	292	肥満低換気症候群	364	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
221	多発性硬化症/視神経脊髄炎	293	表皮水疱症	365	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
222	多発性軟骨性外骨腫症	294	ヒルシュスプリング病(全結腸型又は小腸型)	366	レット症候群
223	多発性嚢胞腎	295	VATER症候群	367	レノックス・ガストー症候群
224	多脾症候群	296	ファイファー症候群	368	ロスムンド・トムソン症候群
225	タンジール病	297	ファロー四徴症	369	肋骨異常を伴う先天性側弯症
226	単心室症	298	ファンコニ貧血		
227	弾性線維性仮性黄色腫	299	封入体筋炎		
228	短腸症候群	300	フェニルケトン尿症		
229	胆道閉鎖症	301	フォンタン術後症候群		
230	遅発性内リンパ水腫	302	複合カルボキシラーゼ欠損症		
231	チャージ症候群	303	副甲状腺機能低下症		
232	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	304	副腎白質ジストロフィー		
233	中毒性表皮壊死症	305	副腎皮質刺激ホルモン不応症		
234	腸管神経節細胞減少症	306	ブラウ症候群		
235	TRPV4異常症	307	ブラダー・ウィリ症候群		
236	TSH分泌亢進症	308	ブリオン病		
237	TNF受容体関連周期性症候群	309	プロピオン酸血症		
238	低ホスファターゼ症	310	PRL分泌亢進症 (高プロラクチン血症)		
239	天疱瘡	311	閉塞性細気管支炎		
240	特発性拡張型心筋症	312	β-ケトチオラーゼ欠損症		
241	特発性間質性肺炎	313	ベーチェット病		
242	特発性基底核石灰化症	314	バスレムミオパチー		
243	特発性血小板減少性紫斑病	315	ヘパリン起因性血小板減少症		
244	特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	316	ヘモクロマトーシス		
245	特発性後天性全身性無汗症	317	ペリー病		
246	特発性大腿骨頭壊死症	318	ペルーシド角膜辺縁変性症		
247	特発性多中心性キャッスルマン病	319	ペルオキシソーム病 (副腎白質ジストロフィーを除く。)		
248	特発性門脈圧亢進症	320	片側巨脳症		
249	特発性両側性感音難聴	321	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群		
250	突発性難聴	322	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症		
251	ドラベ症候群	323	発作性夜間ヘモグロビン尿症		
252	中條・西村症候群	324	ホモシスチン尿症		
253	那須・ハコラ病	325	ポリフィリン症		
254	軟骨無形成症	326	マリネスコ・シェーグレン症候群		
255	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	327	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群△		
256	22q11.2欠失症候群	328	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー		
257	乳幼児肝巨大血管腫	329	慢性血栓塞栓性肺高血圧症		
258	尿素サイクル異常症	330	慢性再発性多発性骨髄炎		
259	ヌーナン症候群	331	慢性膀胱炎		
260	ネイルパテラ症候群 (爪蓋骨症候群) / LMX1B 関連症候群	332	慢性特発性偽性腸閉塞症		
261	ネフロン癆	333	ミオクローニ-欠神てんかん		

2 日常生活用具・補装具

2-1 日常生活用具費の支給 **身 知 精 難**

在宅で生活する障害児・者・難病患者等の日常生活の向上を図るため、日常生活用具費を支給します。申請及び支給決定前に購入した日常生活用具に関しては、助成できません。

必ず購入する前に相談・申請してください。

<p>対 象 者 ・ 目</p>	<p>在宅で生活している障害児・者及び難病患者等が対象です。 (品目により在宅でなくても対象となるものもあります) 品目は、次ページ以降の表のとおり。 ただし、<u>介護保険に該当する品目は、原則として介護保険が優先されます。</u></p>											
<p>自己負担額</p>	<p>世帯の範囲について</p>	<p>本人が18歳以上：本人及び配偶者 本人が18歳未満：保護者の属する住民基本台帳での世帯</p>										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準額以内の用具購入</th> <th>基準額超過の用具購入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民税課税世帯</td> <td>購入金額の1割負担</td> <td>基準額の1割+超過額</td> </tr> <tr> <td>均等割のみ課税世帯 非課税世帯 生活保護世帯</td> <td>0</td> <td>超過額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準額以内の用具購入	基準額超過の用具購入	市民税課税世帯	購入金額の1割負担	基準額の1割+超過額	均等割のみ課税世帯 非課税世帯 生活保護世帯	0	超過額		
	区分	基準額以内の用具購入	基準額超過の用具購入									
市民税課税世帯	購入金額の1割負担	基準額の1割+超過額										
均等割のみ課税世帯 非課税世帯 生活保護世帯	0	超過額										
<p>※課税世帯のひと月の基準額以内での負担上限額は、37,200円となります。</p>												
<p>手続きの流れ</p>	<p>①相談（窓口：市役所障害福祉課窓口又は、電話にて用具担当へご相談ください） ↓ ②申請（申請書類を障害福祉課へ郵送もしくは、提出） ↓ ③見積書の提出（ご本人又は業者→障害福祉課） ↓ ④支給券の交付（郵送：障害福祉課→ご自宅） ↓ ⑤日常生活用具の受取、自己負担額の支払い（ご本人⇄業者）</p>											
<p>必要書類</p>	<p>①申請書 ②同意書 ③見積書 ④マイナンバー関係書類（P123参照） ※用具により、診断書・意見書等の提出が必要な場合があります。 ※難病患者等の方は、難病等の疾病名及び用具の必要性がわかるもの（医師の診断書・意見書等）が必要です。詳しくは、お問い合わせください。 ※療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の有無を問わない用具があります。</p>											
<p>申請窓口</p>	<p>市役所障害福祉課</p>											

問い合わせ ▶ 障害福祉課 相談支援係
TEL 047-436-2309 FAX 047-433-5566



下肢又は体幹機能障害（脳原性機能障害も含む）

対象品目（耐用年数） ※着色部（太字）は介護保険優先 ☆は在宅でなくても支給可	基準額	対象者 ※等級は個別等級
歩行補助つえ（3年）☆ （T字状・棒状） 	3,000円	<ul style="list-style-type: none"> ● 平衡機能障害又は下肢もしくは体幹機能障害の方 ● 3歳以上の方
頭部保護帽（3年）☆ 	12,160円	平衡機能障害又は下肢もしくは体幹機能障害により頻繁に転倒する方
便器 （8年） ※取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く	4,450円	<ul style="list-style-type: none"> ● 下肢又は体幹機能障害2級以上の方 ● 学齡児以上の方
便器用手すり （8年） ※取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く	5,400円	<ul style="list-style-type: none"> ● 下肢又は体幹機能障害2級以上の方 ● 18歳以上の方
特殊マット （5年）	19,600円	<ul style="list-style-type: none"> ● 下肢又は体幹機能障害1級の方（常時介護を要する方に限る） ● 児童は、3歳以上で2級も可
特殊寝台 （8年） 	154,000円	<ul style="list-style-type: none"> ● 下肢又は体幹機能障害2級以上の方 ● 18歳以上の方
訓練用ベッド（8年）	159,200円	<ul style="list-style-type: none"> ● 下肢又は体幹機能障害2級以上の方 ● 学齡児以上18歳未満の方
訓練いす（5年）	33,100円	<ul style="list-style-type: none"> ● 下肢又は体幹機能障害2級以上の方 ● 3歳以上18歳未満の方
特殊尿器 （5年） 	67,000円	<ul style="list-style-type: none"> ● 下肢又は体幹機能障害1級の方（常時介護を要する方に限る） ● 学齡児以上の方
入浴担架（5年）	82,400円	<ul style="list-style-type: none"> ● 下肢又は体幹機能障害2級以上の方（入浴に当たって家族等他人の介助を要する方に限る） ● 3歳以上の方
体位変換器 （5年）	15,000円	<ul style="list-style-type: none"> ● 下肢又は体幹機能障害2級以上の方（下着交換等にあたって、家族等他人の介助を要する方に限る） ● 学齡児以上の方
入浴補助用具 （8年） シャワーチェア、滑り止めマット、手すり等 ※取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く 	90,000円	<ul style="list-style-type: none"> ● 下肢又は体幹機能障害児・者であって、入浴に介助を必要とする方 ● 3歳以上の方
移動用リフト （4年）	159,000円	<ul style="list-style-type: none"> ● 下肢又は体幹機能障害2級以上の方 ● 3歳以上の方
移動・移乗支援用具 （8年） 手すり、スロープ等 ※取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く 	60,000円	<ul style="list-style-type: none"> ● 平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする方 ● 3歳以上の方



下肢又は体幹機能障害（脳原性機能障害も含む）

対象品目（耐用年数） ※着色部（太字）は介護保険優先 ☆は在宅でなくても支給可	基準額	対象者 ※等級は個別等級
居宅生活動作補助用具 (1回のみ) ●手すりの取付け ●床段差の解消 ●滑り防止及び移動の円滑化等 のための床材の変更 ●引き戸への取替え ●和式から洋式便器への取替え 	200,000円	<ul style="list-style-type: none"> ● 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する方であって障害等級3級以上の方（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の方） ● 学齢児以上の方
収尿器（1年）☆	8,500円	脊髄損傷等により排尿機能障害のある方

上肢障害（脳原性機能障害も含む）

対象品目（耐用年数）	基準額	対象者 ※等級は個別等級
特殊便器（8年） ※取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く	151,200円	<ul style="list-style-type: none"> ● 上肢障害2級以上の方 ● 学齢児以上の方
パソコン周辺機器（5年）	100,000円	<ul style="list-style-type: none"> ● 上肢障害2級以上の方 ● 学齢児以上の方

聴覚・言語機能障害

対象品目（耐用年数） ☆は在宅でなくても支給可	基準額	対象者 ※等級は個別等級	
聴覚障害者用屋内信号装置 (10年) ※屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。	87,400円	<ul style="list-style-type: none"> ● 聴覚障害2級（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯） ● 18歳以上の方 	
聴覚障害者用情報受信装置 (6年)	88,900円	聴覚障害児・者で、本装置によりテレビの視聴が可能となる方	
聴覚障害者用通信装置 (ファックス等) (5年) 	71,000円	<ul style="list-style-type: none"> ● 聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する方であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方 ● 学齢児以上の方 	
携帯用会話補助装置 (5年) ☆ 	98,800円	<ul style="list-style-type: none"> ● 音声言語機能障害者又は肢体不自由児・者であって、発声・発語に著しい障害を有する方 ● 学齢児以上の方 	
人工喉頭☆ 	笛式（4年）	5,000円	喉頭摘出された方
	電動式（5年）	70,100円	
	人工鼻（発声機能を補助する用具）	月額 23,760円	



視覚障害

対象品目（耐用年数） ☆は在宅でなくても支給可		基準額	対象者 ※等級は個別等級
点字タイプライター (5年)		63,100円	視覚障害2級以上の方 (就労もしくは就学している又は 就労が見込まれる方に限る)
視覚障害者用時計 (10年) ☆	音声式	13,300円	● 視覚障害2級以上の方 ● 学齢児以上の方
	触読式	10,300円	
電磁調理器 (6年)		41,000円	● 視覚障害2級以上の方 (視覚障害者のみの世帯及び これに準ずる世帯) ※2 ● 18歳以上の方
視覚障害者用体重計 (5年)		18,000円	
視覚障害者用ポータブルレコーダー (6年) ☆	録音再生機	85,000円	● 視覚障害2級以上の方 ● 学齢児以上の方
	再生専用機	35,000円	
歩行時間延長信号機用小型送信機 (10年) ☆		7,000円	
視覚障害者用体温計 (音声式) (5年)		9,000円	● 視覚障害2級以上の方 (視覚障害者のみの世帯及び これに準ずる世帯) ※2 ● 学齢児以上の方
視覚障害者用血圧計 (音声式) (5年)		10,000円	● 視覚障害2級以上の方 (視覚障害者のみの世帯及び これに準ずる世帯) ※2 ● 学齢児以上の方
視覚障害者用読書器 (8年)		198,000円	● 視覚障害児・者であって、 本装置により文字等を読む ことが可能になる方 ● 学齢児以上の方
点字図書 (年間6タイトル又は24巻)		一般図書との 差額を助成※1	主に、情報の入手を点字によっ ている視覚障害児・者
点字ディスプレイ (6年)		383,500円	● 視覚障害2級以上の方 ● 学齢児以上の方で必要と認 められる方
視覚障害者用活字文書 読み上げ装置 (6年)		99,800円	● 視覚障害2級以上の方 ● 学齢児以上の方
点字器	標準型 (7年)	10,400円	● 視覚障害者の方 ● 学齢児以上の方
	携帯型 (5年)	7,200円	
パソコンソフト (5年)		100,000円	● 視覚障害2級以上の方 ● 学齢児以上の方
大活字図書		60,000円 (年額)	視覚障害児・者であって大活字 図書により文字等を読むことが 可能になるものであること
視覚障害者用地上デジタル放送対応ラ ジオ (5年)		29,000円	● 視覚障害2級以上の方 (視覚障害者のみの世帯及び これに準ずる世帯) ※2

※1一般図書を点字図書にしたときに追加で費用がかかった場合、その差額分につい
て助成します。

※2家族が仕事や学業で日中一人になる者については、準ずる世帯とみなします。



内部障害

対象品目（耐用年数） ☆は在宅でなくても支給可		基準額	対象者 ※等級は個別等級
ネブライザー（5年） 		36,000円	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害児・者であって必要と認められる方 ※内部障害者以外でも対象になる場合があります。
電気式たん吸引器（5年） 		56,400円	
足踏式・手動式たん吸引器（5年）		12,000円	
非常用電源（5年）		100,000円	<ul style="list-style-type: none"> ●医療保険における在宅酸素療法を行う方又は人工呼吸器を使用している方 ※非常用電源は正弦波インバーター発電機、ポータブル電源（蓄電池）DC/ACインバーター（カーインバーター）のうちいずれかとなります。内部障害者以外でも対象になる場合があります。 ※日常生活用具の対象とならない人工呼吸器使用者等のうち、指定難病又は小児慢性特定疾病の医療費受給対象者に対しても、費用助成を行います。詳しくはP46へ。
透析液加温器（5年）		51,500円	<ul style="list-style-type: none"> ●腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う方 ●3歳以上の方
酸素ボンベ運搬車（10年）		17,000円	<ul style="list-style-type: none"> ●医療保険における在宅酸素療法を行う方 ●18歳以上の方
ストマ装具☆ 	消化器系	月額10,000円	●膀胱・直腸機能障害児・者
	尿路系	月額13,000円	
紙おむつ等☆ 		月額14,000円	<p>3歳以上であって、次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ストマの著しい変形もしくはストマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストマ装具を装置することができない方 ●二分脊椎による排尿又は排便機能障害のある方で必要と認められる方 ●脳原性運動機能障害又は乳幼児期には原因が明らかにならない神経原性の全身障害により意思表示困難な方で、おおむね3歳以前に発症し、自力で移動し便座に座ること及び定時排泄等によるコントロールが困難であり、かつ、紙おむつ等を使用しても発達を阻害しない方



その他身体障害

対象品目（耐用年数）	基準額	対象者
火災警報器（8年） 	15,500円	障害等級（総合等級）2級以上の方で、かつ火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
自動消火器（8年）	28,700円	手帳所持者で、かつ火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯

知的障害

対象品目（耐用年数） ※着色部（太字）は介護保険優先 ☆は在宅でなくても支給可	基準額	対象者
特殊マット（5年）	19,600円	<ul style="list-style-type: none"> ● 重度又は最重度知的障害の判定を受けた方 ● 3歳以上の方
特殊便器（8年）	151,200円	<ul style="list-style-type: none"> ● 重度又は最重度知的障害の判定を受けた方（訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な方に限る） ● 学齢児以上の方
頭部保護帽（3年）☆ 	12,160円	てんかんの発作等により頻繁に転倒する方
電磁調理器（6年） 	41,000円	<ul style="list-style-type: none"> ● 重度又は最重度知的障害の判定を受けた方 ● 18歳以上の方
火災警報器（8年） 	15,500円	重度又は最重度知的障害の判定を受けた方で、かつ火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
自動消火器（8年）	28,700円	手帳所持者で、かつ火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯

精神障害

対象品目（耐用年数） ☆は在宅でなくても支給可	基準額	対象者
頭部保護帽（3年）☆ 	12,160円	てんかんの発作等により頻繁に転倒する方
自動消火器（8年）	28,700円	手帳所持者で、かつ火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯



難病患者等

対象品目（耐用年数） ※着色部（太字）は介護保険優先	基準額	対象者
特殊寝台 （8年）	154,000円	寝たきり状態にある方
特殊マット （5年）	19,600円	寝たきり状態にある方
特殊尿器 （5年）	67,000円	自力で排尿できない方
体位変換器 （5年）	15,000円	寝たきり状態にある方
移動用リフト （4年）	159,000円	下肢又は体幹機能に障害のある方
入浴補助用具 （8年）	90,000円	入浴に介助を要する方
便器 （8年）	4,450円	常時介護を要する方
便器用手すり （8年）	5,400円	常時介護を要する方
移動・移乗支援用具 （8年）	60,000円	下肢が不自由な方
訓練用ベッド（8年）	159,200円	下肢又は体幹機能に障害のある方
特殊便器（8年）	151,200円	上肢機能に障害のある方
自動消火器（8年）	28,700円	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
ネブライザー（5年）	36,000円	呼吸器機能に障害のある方
電気式たん吸引器（5年）	56,400円	呼吸器機能に障害のある方
足踏式・手動式たん吸引器（5年）	12,000円	
非常用電源（5年）	100,000円	<ul style="list-style-type: none"> ●医療保険における在宅酸素療法を行う方又は人工呼吸器を使用している方 ※非常用電源は正弦波インバーター発電機、ポータブル電源（蓄電池）DC/ACインバーター（カーインバーター）のうちいずれかとなります。内部障害者以外でも対象になる場合があります。 ※日常生活用具の対象とならない人工呼吸器使用者等のうち、指定難病又は小児慢性特定疾病の医療費受給対象者に対しても、費用助成を行います。詳しくはP46へ。
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）（5年）	157,500円	人工呼吸器の装着が必要な方
居室生活動作補助用具 (1回のみ) ●手すりの取付け ●床段差の解消 ●滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 ●引き戸への取替え ●和式から洋式便器への取替え	200,000円	下肢又は体幹機能に障害のある方



〈特殊寝台〉



〈特殊尿器〉



〈入浴補助用具〉



〈ネブライザー〉



〈電気式たん吸引器〉



2-2 補装具費の支給 身 難

身体障害児・者・難病患者等の日常生活や社会生活の向上を図るために、補装具費を支給します。申請及び支給決定前の購入・借受け・修理した補装具は助成できません。

必ず購入・借受け・修理前に申請をしてください。

対 象 者 ・ 目	身体障害児・者・難病患者等が対象です。 品目は、次ページのとおり。支給要件・金額については国により規定されています。 介護保険に該当する品目は、原則として介護保険が優先となります。		
自己負担額	世帯の範囲について	本人が18歳以上：本人及び配偶者 本人が18歳未満：保護者の属する住民基本台帳での世帯	
	※本人が18歳以上の場合、本人又は配偶者の方の市民税所得割額が46万円以上の場合、支給対象外		
	区分	基準額での購入	基準額超過での購入
	市民税課税世帯	基準額の1割負担	基準額の1割+超過額
均等割のみ課税世帯	基準額の1割負担 ※市補助金により、自己負担は0になります。	超過額	
非課税世帯 生活保護世帯	0		
※課税世帯のひと月の基準額以内での負担上限額は、 37,200円 となります。			
手続きの流れ	①相談（窓口：市役所障害福祉課窓口又は、電話にて用具担当へご相談ください） ↓ ②申請（必要書類を障害福祉課へ郵送もしくは、提出） ↓ ③面接調査（窓口：市役所障害福祉課窓口又は、電話にて実施） ↓ ④千葉県の面接判定（会場：千葉県中央障害者相談センター等） ↓ ⑤支給券の交付（郵送：障害福祉課→ご自宅） ↓ ⑥補装具の受取、自己負担額の支払い（ご本人⇄業者） ↓ ⑦千葉県の適合判定（会場：千葉県中央障害者相談センター等） ※用具によって省略される手続きがあります。		
必要書類	①申請書 ②同意書 ③見積書 ④マイナンバー関係書類(P123参照) ※用具により医師の意見書の提出又は千葉県中央障害者相談センターの判定を受けていただく必要があります。(次ページをご覧ください) ※難病患者等の方は、難病等の疾病名及び用具の必要性がわかるもの（医師の診断書・意見書等）が必要です。詳しくはお問い合わせください。		
申請窓口	市役所障害福祉課		

問い合わせ

障害福祉課 相談支援係

TEL 047-436-2309 FAX 047-433-5566



補装具の種類と対象者

補装具名 ※着色部(太字)は介護 保険優先	対象者	新規購入時、申請書類の他に必要なもの ※医師の意見書は規定の様式があります。	
		18歳以上(者)	18歳未満(児)
義手 義足 装具	肢体不自由者・児 難病患者等(者・児)	千葉県中央障害者相 談センターの判定☆	医師の意見書
車椅子 (レディメイド・既製品)	肢体不自由者・児 呼吸器・心臓機能 障害 難病患者等(者・児)	医師の意見書	
車椅子 (オーダーメイド)	肢体不自由者・児、 難病患者等(者・児)	千葉県中央障害者相 談センターの判定☆	
電動車椅子 姿勢保持装置 歩行器 歩行補助つえ (T字杖を除く)	肢体不自由者・児 難病患者等(者・児)	千葉県中央障害者相 談センターの判定☆	
		医師の意見書	
座位保持椅子 起立保持具 排便補助具 頭部保持具	肢体不自由児 難病患者等(児)	/	医師の意見書
視覚障害者安全つえ 義眼 眼鏡	視覚障害者・児 難病患者等(者・児)	なし☆	なし☆
補聴器		聴覚障害者・児 難病患者等(者・児)	医師の意見書
重度意思伝達装置	肢体不自由及び音声 言語機能障害者・児 難病患者等(者・児)	千葉県中央障害者相 談センターの判定☆	

☆は難病患者等の方が申請する場合、別途意見書等が必要です。

※上記の他に支給にあたって要件が決まっています。詳しくはご相談ください。

※千葉県中央障害者相談センターの判定を受けるには予約が必要です。

(市から千葉県中央障害者相談センターに予約をします。)



3 障害福祉サービス

3-1 サービスの種類と対象者等

国で定めている障害福祉サービスは、障害者総合支援法に基づいて提供されるサービスの総称です。サービスの種類は以下の4つに大別され、これらを利用した際にかかる費用の一部助成を行います。

※サービスを提供する事業所の一覧はP99をご覧ください

介護給付

サービスの種類	内容	障害支援区分等の要件
訪問系サービス	居宅介護	● 区分1以上
	重度訪問介護	● 区分4以上かつ二肢以上の麻痺を有する肢体不自由者 ● 区分4以上かつ行動関連項目10点以上の知的・精神障害者
	同行援護	「視力障害」「視野障害」「夜盲」のいずれかがあり、かつ単独歩行が困難であること
	行動援護	● 区分3以上かつ行動関連項目10点以上
	重度障害者等包括支援	● 区分6の肢体不自由者 ● 区分6かつ行動関連項目10点以上の知的・精神障害者
日中活動系サービス	生活介護	● 区分3以上（50歳以上は区分2以上） ● 施設入所者は区分4以上（50歳以上の施設入所者は区分3以上）
	短期入所	区分1以上
	療養介護	● 区分6以上の気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸器管理が必要な者 ● 区分5以上の進行性筋萎縮症患者、重症心身障害者、又は医療的ケアが必要な障害者等
施設系サービス	施設入所支援	区分4以上（50歳以上は区分3以上）



訓練等給付

サービスの種類	内容	標準利用期間	
訓練・就労系サービス	自立訓練(機能訓練)	身体機能の維持・向上のための訓練の支援を行う。	1年6か月
	自立訓練(生活訓練)	生活能力の維持・向上のための訓練の支援を行う。	2年
	宿泊型自立訓練	自立訓練(生活訓練)の対象者のうち、日中に一般就労や障害福祉サービスを利用している者で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練等の支援を行う。	2年
	就労移行支援	65歳未満の者で、企業等への就労を希望する者、又はあん摩マッサージ指圧師免許等を取得し、就労を希望する者の支援を行う。	2年
	就労継続支援A型	企業等に就労することが困難な者で、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な65歳未満の者(利用開始時65歳未満)の支援を行う。	—
	就労継続支援B型	一般企業等の雇用に結びつかなかった者や50歳に達している者で、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者の支援を行う。	—
	就労定着支援	就労に向けた支援を受けて通常の事業所に雇用された方に対し、当該事業所での就労の継続を図るために必要な支援を行う。	3年
居住支援系サービス	自立生活援助	施設入所又は共同生活援助を受けていた方に対し、居宅における自立した日常生活を送るための定期的な巡回による相談や情報提供等の支援を行う。	1年
	共同生活援助(グループホーム)	地域において共同で日常生活を営む上で、主として夜間において相談、その他日常生活上の援助などの支援を行う。 ※介護の利用を希望する者は、区分2以上が必要。	サテライト型移行支援型 住居は3年

地域相談支援給付 (一般相談支援事業)

サービスの種類	内容	標準利用期間
地域移行支援	入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に、地域生活への移行のための支援を行う。	1年
地域定着支援	居宅における単身者等に常時の連絡体制を確保し、相談等の支援を行う。	—

計画相談支援給付 (特定相談支援事業)

障害福祉サービス等を申請した人について、その人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、利用計画の作成を行います。

- 注意事項**
- 児童の施設入所サービスは千葉県市川児童相談所に、児童の施設通所サービスは療育支援課にご相談ください。
 - 標準利用期間の記載のあるサービスは、標準利用期間内の利用となります。この期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合は、市に事前にご相談ください。
 - 指定特定相談支援事業所については、P99をご覧ください。
 - 指定一般相談支援事業所については、P99をご覧ください。

新規の問い合わせ 障害福祉課 相談支援係
TEL 047-436-2343 FAX 047-433-5566

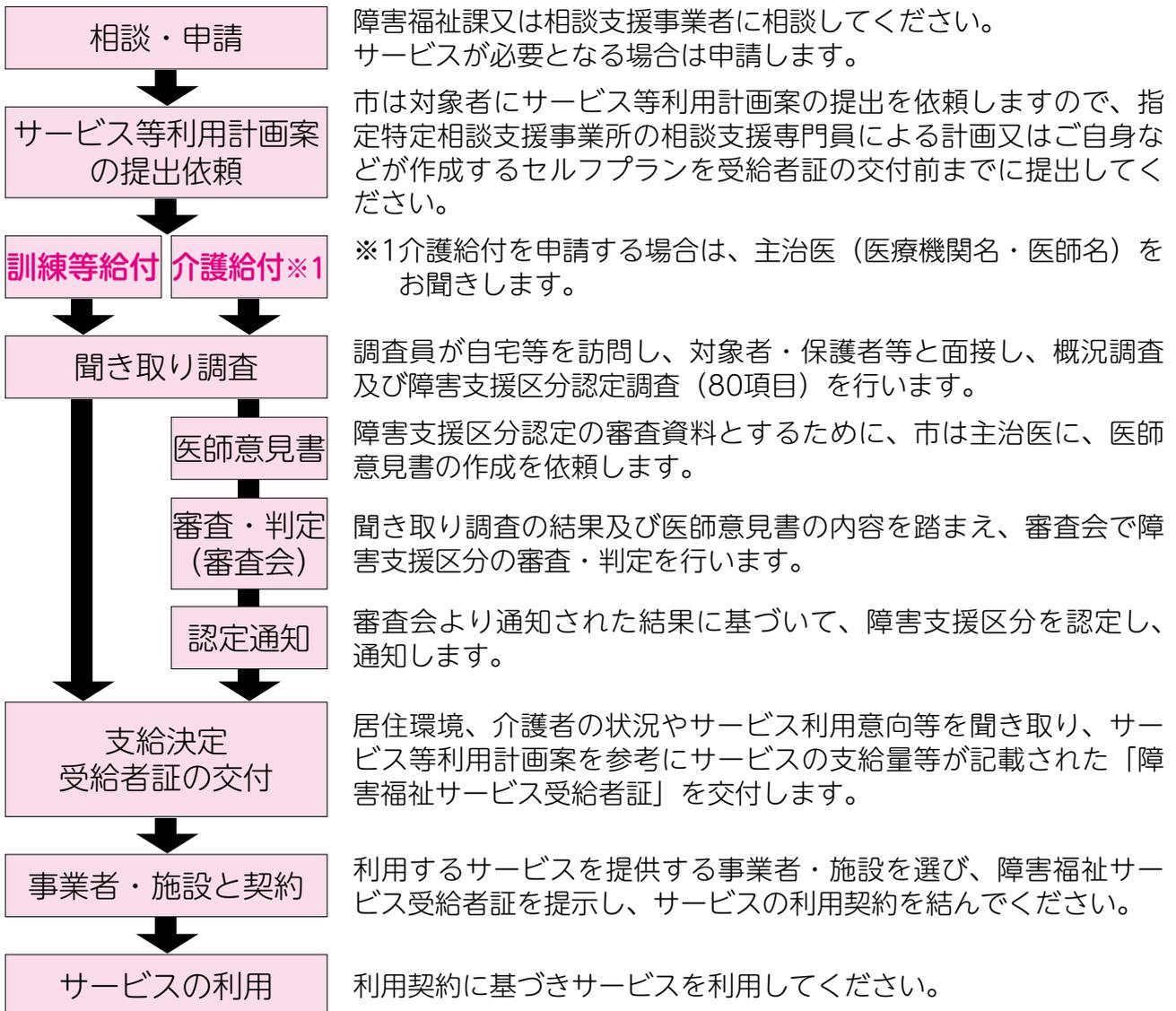
更新の問い合わせ 障害福祉課 認定審査係
TEL 047-436-2346 FAX 047-436-3602



3-2 サービスの利用手続き

申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳もしくは自立支援医療受給者証（精神通院医療）等 ● 本人又はその配偶者などの世帯構成や収入等が分かるもの ● 健康保険証 ● 印鑑 ● マイナンバー関係書類（P123参照）
費用	世帯の収入（障害者の場合は本人及び配偶者の収入）により、ひと月に支払う利用者負担額の上限が設定されます。ただし、ひと月のサービス費用の1割が利用者負担の上限よりも低い場合は、サービス費用の1割を支払うこととなります。
申請窓口	市役所障害福祉課

手続きの流れ



注意事項

- 利用しなくなった受給者証は郵送もしくは来課の際にご返却下さい。

新規の問い合わせ

障害福祉課 相談支援係
TEL 047-436-2343 FAX 047-433-5566

更新の問い合わせ

障害福祉課 認定審査係
TEL 047-436-2346 FAX 047-436-3602



3-3 介護保険の要介護認定

障害福祉サービスや日常生活用具等の中には、介護保険と重複するものがあり、その場合、原則として介護保険が優先されます。そのため、65歳以上の方又は40歳以上65歳未満で特定疾病に該当する方は介護保険の認定申請が必要となります。

※ただし、重複するサービスでも、一定の要件を満たしている方は、障害福祉サービスを利用できる場合があります。詳しくは、ご利用の居宅介護支援事業所へご相談ください。

申請が必要な方

次のいずれかに該当し、障害福祉サービス受給中又はこれからサービスを受けたいとお考えの方

(1) 65歳以上の方

(2) 40歳以上65歳未満で次の特定疾病に該当する方

○がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）

○関節リウマチ

○閉塞性動脈硬化症

○後縦靭帯骨化症

○骨折を伴う骨粗しょう症

○筋萎縮性側索硬化症

○早老症

○脊髄小脳変性症

○初老期における認知症

○多系統萎縮症

○慢性閉塞性肺疾患

○脊柱管狭窄症

○脳血管疾患

○糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症

○両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

○進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病

介護保険が優先される重複サービス

次のサービスは、原則として介護保険が優先です。その他の重複しないサービスは、介護保険の認定を受けた後も引き続き障害者の福祉施策で受けることができます。

○車椅子や電動ベッド等の貸与、腰かけ便座・入浴補助用具等の購入

○ショートステイ（短期入所）

○ホームヘルプサービス（訪問介護）

○訪問入浴サービス

○訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション（機能訓練）

○施設への入所（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院）

○グループホーム（認知症対応型共同生活介護）への入居

○居宅生活動作補助用具（住宅改修）

要介護（要支援）認定申請の受付場所

○市役所介護保険課

○船橋駅前総合窓口センター（フェイスビル5階11番窓口）

○各出張所

問い合わせ ▶ 介護保険課 TEL 047-436-2302 FAX 047-436-3307



4 地域生活支援サービス事業

地域生活支援サービス事業は、P28～30に掲載している障害福祉サービスとは異なり、船橋市で提供している下記の5つの事業の総称です。地域生活支援サービス事業費の支給を受けるには、事前に申請し、決定を受ける必要があります。

地域生活支援サービス事業には、下記のとおり各事業ごとに「利用者負担」が設定されています。

利用者負担	世帯の収入（障害者の場合は本人及び配偶者の収入）により、ひと月に支払う利用者負担額の上限が設定され、サービス利用後に事業所に負担額を支払います。ただし、ひと月のサービス費用の1割が利用者負担の上限よりも低い場合は、サービス費用の1割となります。
-------	--

4-1 障害者等日中一時支援事業費の支給 **身 知 精 難**

障害者・児の日中における活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や一時的な休息を目的とした見守り等の支援を受けた場合に、その費用の一部を支給します。

対象者	● 身体障害者（児） ● 知的障害者（児） ● 精神障害者（児） ● 難病患者等
支給量	ひと月につき23日
申請窓口	市役所障害福祉課

問い合わせ ▶ 障害福祉課 TEL 047-436-2343 FAX 047-433-5566

4-2 重度身体障害者等入浴サービス事業費の支給 **身 難**

自宅での入浴が困難な重度の身体障害者等に対して、保健衛生上の向上と介護者の負担軽減を図るために、家庭に簡易浴槽とボイラー設備を搭載した特殊自動車で訪問し、居室での入浴を行います。この入浴サービスを受けた場合に、その費用の一部を支給します。

対象者	● 自宅での入浴が困難な身体障害者手帳1・2級所持者 ● 難病患者等（身体障害者手帳1・2級所持者又はこれに準ずる障害者（児）と同程度の方又はこれらに準ずる方）
支給量	1週間につき2回
申請窓口	市役所障害福祉課

新規の問い合わせ ▶ 障害福祉課 相談支援係
TEL 047-436-2343 FAX 047-433-5566

更新の問い合わせ ▶ 障害福祉課 認定審査係
TEL 047-436-2346 FAX 047-436-3602



4-3 障害者等移動支援事業費の支給 身 知 精 難

屋外での移動が困難な障害者・児が、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出及び通学通所の送迎の支援を受けた場合に、その費用の一部を支給します。

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体障害者手帳所持者で視覚障害者（児） ● 身体障害者手帳所持者で全身性障害者（児） （障害程度等級表の肢体不自由の程度が1級に該当する障害者等であって、両上下肢の機能の障害を有する方又はこれに準ずる方） ● 知的障害者（児） ・ 精神障害者（児） ● 難病患者等（視覚障害者又は全身性障害者に準ずる方）
支 給 量	年間最大300時間（利用時間は支給決定月により異なります） ※通学通所支援の支給決定を受けている方は、移動介護と通学通所支援を合わせて年間最大300時間となります。
留 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ● 徒歩又は公共交通機関による移動が原則であり、車両による送迎は原則できません。

**移動支援事業は、利用方法によって
「移動介護」と「通学通所支援」の二つに分かれています。**

移動介護

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出を支援します。

通学通所支援

通学通所の際に、社会的理由により他の送迎手段や付き添いが得られない方を支援します。
自宅から送迎ポイント（バス停等）、対象学校や対象施設への送迎に利用できます。

対 象 者	保護者の疾病等の社会的理由により、他の送迎手段や付き添いが得られない方
社会的理由	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者の疾病（入院・通院）、出産、就労、被災、出張、転勤、看護、兄弟姉妹が就学するまでの育児、保護者自身の障害、又は高齢に伴う身体機能の低下 ● 保護者等一人では対応できない場合（対象者の行動障害が顕著である等。ただし、ヘルパー1名＋保護者等を原則とします。）
対象学校 対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別支援学校 ● 学区外の特別支援学級 ● 障害福祉施設（生活介護、自立訓練（機能・生活）、就労移行支援、就労継続支援（B型、地域活動支援センター、日中一時支援事業所）） ● 放課後等デイサービス事業所 ● 児童発達支援センター、児童発達支援事業所 等
申請窓口	市役所障害福祉課

注 意 事 項 ● 利用しなくなった受給者証は郵送もしくは来課の際にご返却下さい。

新規の問い合わせ 障害福祉課 相談支援係
TEL 047-436-2343 FAX 047-433-5566

更新の問い合わせ 障害福祉課 認定審査係
TEL 047-436-2346 FAX 047-436-3602



4-4 重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業費の支給 **身 知 精 難**

重度障害者が、大学等への通学時や大学敷地内において、身体介護等の支援を受けた場合に、その費用の一部を助成します。

対象者	以下のすべての要件を満たす方が対象です。 ● 重度訪問介護の利用者もしくはそれに準ずる方 ● 入学後に停学その他の処分を受けていない方 ● 学修の意欲があり、適切に単位を修得する方
対象大学	以下のすべての要件を満たす大学等が対象です。 ● 学校教育法に基づく大学等であること ● 障害のある学生に対する支援について協議・検討がされる委員会や部署・相談窓口の設置があり、重度障害者への支援体制の構築が進められていること
申請窓口	市役所障害福祉課

問い合わせ ▶ 障害福祉課 認定審査係 TEL 047-436-2346 FAX 047-436-3602

4-5 重度障害者等就労支援特別事業費の支給 **身 知 精 難**

重度障害者が、通勤時や職場等(在宅就労も含む。)において、身体介護等の支援を受けた場合に、その費用の一部を助成します。

対象者	以下のすべての要件を満たす方が対象です。 ● 船橋市で重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を受けている人 ● 民間企業に雇用されている又は自営業等（法人の代表者や役員等を含む）を営んでいる方 ● 1週間の所定労働時間が10時間以上ある方
備考	民間企業に雇用されている方は、勤務先が独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）の実施する制度を活用することとなります。本事業はこの助成金を活用できない部分について支援します。
申請窓口	市役所障害福祉課

問い合わせ ▶ 障害福祉課 認定審査係 TEL 047-436-2346 FAX 047-436-3602



5 その他サービス

5-1 心身障害者一時介護料の助成 身 知 精

心身障害者を介護している家族が病気等の理由で一時的に介護が困難となった時又は自活する心身障害者が一時的に介護が必要となった時、福祉施設又は福祉団体に介護を依頼した場合に、その費用の全部又は一部を助成します。

対象者	65歳未満で次の障害を有している方 <ul style="list-style-type: none"> ● 身体障害者手帳所持者で肢体不自由1・2級又はこれに準ずる方 ● 療育手帳所持者 ・ 精神障害者 ・ 発達障害者 ● 交通事故、脳血管疾患等による脳損傷が原因で、知的な機能に障害を有すると医師に診断された方 ※原則障害福祉サービス等を利用している方のみ対象となります
介護の理由	家族の疾病、出産、事故、冠婚葬祭など
助成額	<ul style="list-style-type: none"> ● 1日4時間未満（限度額）2,500円 ● 1日4時間以上（限度額）5,000円 ● 1泊（限度額）5,000円 ※心身障害者1人につき年54,000円が限度。食事代や交通費など介護料以外の費用は対象外となります。
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書 ● 一時介護証明書 ● 領収書 ※領収日より1年以内に申請してください
申請窓口	市役所障害福祉課、船橋駅前総合窓口センター（フェイスビル5階13番窓口）

問い合わせ ▶ 障害福祉課 給付事業係 TEL 047-436-2345 FAX 047-433-5566

5-2 福祉電話の貸与 身

重度身体障害者の緊急連絡やコミュニケーションの手段を確保するために、電話を貸与します。

対象者	次のすべてに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ● 18歳以上65歳未満で身体障害者手帳1・2級所持者 ● 外出の困難な方 ● 所得税非課税世帯で、電話（携帯電話を含む）を所有していない方 ● 市内在住の方
助成額	基本料金と月間通話料金を助成します。（生活保護受給者は除く） ※60通話分を限度
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書 ● 身体障害者手帳 ● 源泉徴収票又は確定申告書の写し
申請窓口	市役所障害福祉課

問い合わせ ▶ 障害福祉課 給付事業係
TEL 047-436-2345 FAX 047-433-5566



5-3 緊急通報装置の貸与 身

ひとり暮らし又はそれに準ずる状態の重度身体障害者に対し、急病などの緊急時に通報を行うことができる装置を貸与します。通報をすると受信センターへつながり、救急車の要請や警備員の駆け付けによる安否確認を行うことができます。

※警備員は身体介護等はありません。

※警備会社が、自宅の鍵をお預かりしたうえで、装置を貸与します。

※下記写真以外の機種が貸与される場合がありますので、ご了承ください。



対象者	※次のすべてに該当し、貸与の必要性が認められる方 ● 18歳以上で身体障害者手帳1・2級所持者 ● ひとり暮らし又はそれに準ずる状態にある方
必要なもの	● 申請書 ● 利用誓約書 ● 調査票
申請窓口	市役所障害福祉課

問い合わせ ▶ 障害福祉課 相談支援係
 TEL 047-436-2309 FAX 047-433-5566

5-4 食の自立支援事業（配食サービス） 身

身体の障害等により食事の調理が困難な一人暮らし等の身体障害者に食事を届けるほか、栄養士が食生活に関する相談に応じます。

対象者	次のすべてに該当する方 ● 65歳未満の身体障害者の方 ● 障害が理由で食事作りが困難である方 ● 単身又はそれに準ずる状態の方
配達内容等	月～金曜日の昼食・夕食 ※業者・弁当の内容は選択できます。
費用	業者・主食の有無により異なります。
申請窓口	市役所障害福祉課

問い合わせ ▶ 障害福祉課 相談支援係
 TEL 047-436-2343 FAX 047-433-5566
 ※65歳以上の方は、高齢者福祉課へ（TEL 047-436-2352）



6 医療・健康

6-1 重度心身障害者医療費助成 身 知 精

重度心身障害者が保険診療（医療保険）を受けた場合に、医療費の一部を助成します。市から交付される受給券を千葉県内の医療機関の窓口で、健康保険証と一緒に提示することで一定の自己負担金にて受診することができます。

対象者	<p>64歳までに下記手帳いずれかの交付を受けた方</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 身体障害者手帳 1・2級 ● 精神障害者保健福祉手帳 1級 ● 療育手帳 Aの1～Aの2 <p>※65歳以上の方のうち、身体障害者手帳もしくは療育手帳をお持ちの方で、令和2年7月31日までに新たに該当等級になられた方については、助成の対象となる場合があります。（下記所得要件参照）</p>
所得要件	<p>世帯（医療保険単位）における市町村民税所得割額が23万5千円未満。</p> <p>※上記所得要件の計算にあたっては、寄附金等税額控除額なども加算します。</p> <p>※所得要件を超えた場合でも、医療保険高額療養多数該当の場合や、自立支援医療に該当する場合は対象となることがございます。</p> <p>※65歳以上の方で、平成27年7月31日までに新たに身体障害者手帳もしくは療育手帳の交付を受けた方は上記所得要件となりますが、平成27年8月1日～令和2年7月31日の間に当該手帳の交付を受けた方は、後期高齢者医療制度への加入かつ世帯（医療保険単位）の市町村民税所得割非課税世帯のみ対象となります。</p>
助成内容	<p>医療機関にて保険診療（医療保険）を受けた際の医療費を助成します。</p> <p>※コルセット等の補装具についても保険適用になれば助成できます。</p> <p>※介護保険サービスを利用したときの自己負担額は対象外となります。</p>
自己負担金	<p>入院1日、通院1回につき300円（保険調剤は無料）</p> <p>※世帯（医療保険単位）における市町村民税所得割非課税の方は無料</p>
必要なもの	<p>受給資格の認定申請の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ● 健康保険証 ● 受給資格認定申請書 ● マイナンバー関係書類（P123参照） <p>※転入等の場合には、課税（又は非課税）証明書が必要な場合があります。</p> <p>償還払い申請の場合 ※県外の医療機関を受診した場合等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 医療費助成申請書 ● 受給券 ● 健康保険証 ● 銀行口座がわかるもの ● 領収書原本（保険診療の確認ができるもの）又は所定の証明書 <p>※受診者名、医療機関名、診療日、保険総点数、自己負担額が記載されていない簡易な領収書は不可</p> <p>※受診日から2年を経過したものは、対象外となります。</p>
申請窓口	<p>市役所障害福祉課又は船橋駅前総合窓口センター（フェイスビル5階13番窓口）</p> <p>出張所・連絡所福祉ガイドコーナーはお預かりのみ。</p> <p>（償還払いの申請は、初回のみ、市役所障害福祉課又は船橋駅前総合窓口センター（フェイスビル5階13番窓口）。2回目以降は、出張所・連絡所福祉ガイドコーナーでも可能。）</p>

問い合わせ 障害福祉課 給付事業係

TEL 047-436-2308 FAX 047-433-5566



6-2 障害者の後期高齢者医療制度による医療 身 知 精

65歳以上75歳未満の一定の障害がある方は、ご希望により後期高齢者医療制度に加入することができます。

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ● 65歳以上で身体障害者手帳1～3級と、4級のうち下記に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ● 音声機能、言語機能の著しい障害があるもの ● 両下肢のすべての指を欠くもの ● 1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの ● 1下肢の機能の著しい障害のあるもの ● 65歳以上で療育手帳Aの1～Aの2 ● 65歳以上で精神障害者保健福祉手帳1・2級 ● 65歳以上で国民年金証書1・2級（障害基礎年金等）
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康保険証 ● 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は国民年金証書
申請窓口	市役所国保年金課、船橋駅前総合窓口センター（フェイスビル5階7番窓口）

問い合わせ ▶ 国保年金課 TEL 047-436-2395 FAX 047-436-2405

6-3 精神障害者入院医療費の助成 精

精神疾患の治療で入院した場合、保険診療による自己負担額の一部を助成します。

対 象 者	市内に住民票を有する、精神保健福祉法第5条に規定する精神障害者 ※精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
助 成 額	保険診療による自己負担額の一部（月額16,000円が限度） ※自己負担額は、健康保険から支給される分（高額療養費、付加給付金等）と入院時食事代等を除いた金額をいいます。 ※精神疾患（躁うつ病・統合失調症・てんかんなど）の治療に直接関わらない入院内容の場合や、他の制度の助成を受けている場合等は、助成の対象となりませんのでご注意ください。
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書 ● 健康保険証 ● 銀行口座がわかるもの ● 領収書（保険診療の確認できるもの）又は所定の証明書 ● 精神障害者保健福祉手帳 ※レシートなど簡易な領収書は不可。 ※受診日から2年を経過したものは、対象外になります。
申請窓口	市役所障害福祉課、船橋駅前総合窓口センター（フェイスビル5階13番窓口） ※2回目以降は出張所・連絡所福祉ガイドコーナーでも申請可

問い合わせ ▶ 障害福祉課 精神医療係
TEL 047-436-2729 FAX 047-433-5566



6-4 自立支援医療費（更生医療）の支給 身

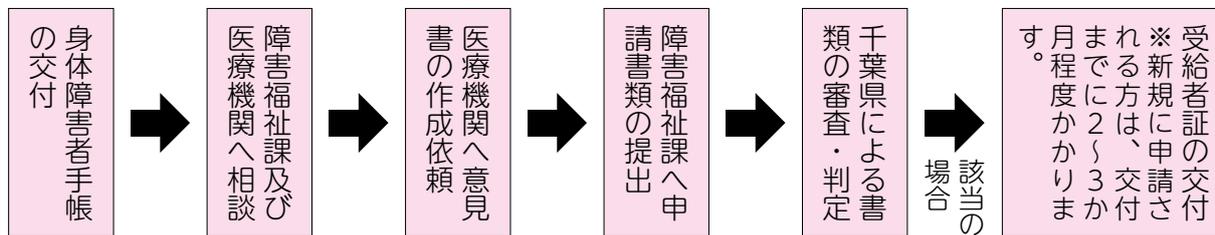
自立支援医療受給者証を交付し、身体障害者の障害の軽減、又は進行の防止、機能回復を図るために必要な医療費について支給します。

対象者	身体障害者手帳を所持している18歳以上の方
所得要件	世帯(医療保険単位)における市町村民税所得割が23万5千円未満の方 ※上記の所得要件を超えた場合でも、対象となる場合があります。
利用者負担	総医療費の1割。但し世帯の所得等により、月ごとの自己負担上限額が設定されます。
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書 ● 自立支援医療要否意見書 ● 特定疾病療養受療証（ある方のみ） ● 身体障害者手帳 ● 健康保険証 ● 収入申告書 ● マイナンバー関係書類（P123参照） ※対象者以外の方が申請書を記入する場合は対象者の印鑑が必要です。 ※転入等の場合には、課税（又は非課税）証明書が必要な場合があります。
申請窓口	市役所障害福祉課

対象医療の例

障害部位	医療の内容	
視覚	網膜剥離術、角膜移植術など	
聴覚	穿孔閉鎖術、形成術（外耳性難聴）など	
言語・そしゃく	形成術(発音構語障害)、唇顎口蓋裂の後遺症による歯科矯正治療など	
肢体不自由	関節授動・形成術、人工関節置換術、切断端形成術など	
内部障害	心臓	人工弁置換術、ペースメーカー埋込術、冠動脈バイパス術など
	腎臓	人工透析療法、腎移植術及びそれに伴う抗免疫療法など
	小腸	中心静脈栄養法など
	免疫	抗HIV療法など
	肝臓	肝臓移植術及びそれに伴う抗免疫療法など

新規申請手続きの流れ（概要） ※詳しくはお問い合わせください。



注意事項

- 指定自立支援医療機関での医療が対象になります。
- **必ず医療を実施する前にご相談ください。**
- 受給者証の内容に変更が生じた場合は変更の手続きが必要です。

問い合わせ

障害福祉課 給付事業係
TEL 047-436-2340 FAX 047-433-5566

※18歳未満は「育成医療」の対象となりますので、地域保健課（TEL 047-409-3274）へ



6-5 自立支援医療費（精神通院医療）の支給 精

自立支援医療受給者証を交付し、精神疾患の治療で通院した場合の医療費の一部を公費で負担します。有効期間は最長1年間です。

対象者	精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症、中毒性精神病等の精神疾患（てんかん、認知症を含む）を有する方で、通院により継続して精神疾患の治療を受けている方
所得要件	世帯（医療保険単位）における市町村民税所得割が23万5千円以上の場合、疾病の状況により対象とならない場合があります。
利用者負担	総医療費の1割。ただし、世帯の所得、疾病の状況により、月ごとの自己負担上限額が設定されます。
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書 ● 同意書・収入申告書／扶養調査書 ● 自立支援医療受給者証（再認定申請の場合） ● 県指定の診断書又は、診断書で申請された有効期間内の精神障害者保健福祉手帳 ● 受診者及び受診者と同じ医療保険に加入する全員分の健康保険証。別途、該当者の課税（又は非課税）証明書が必要な場合があります。 ● 生活保護受給中の方は、生活保護受給証明書 ● マイナンバー関係書類（P123参照） <p>※自立支援医療受給者証の「支給要件の確認方法」欄に医療用（1年目）または手帳用（1年目）の記載があり、有効期間内に再認定申請した場合は、診断書の提出は不要です。 ※受診者が18歳未満の場合、保護者のマイナンバー関係書類（123ページ参照）が必要です。</p>
申請窓口	市役所障害福祉課

注意事項 受給者証の内容に変更が生じた場合は変更の手続きが必要です。

郵送での申請を推奨しています。

窓口での申請は混雑によりお待たせする場合があります。申請書等はダウンロードするか、下記問い合わせ先にご請求ください。

問い合わせ 障害福祉課 精神医療係 TEL 047-436-2729 FAX 047-433-5566

6-6 産科医療補償制度

お産に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供するなどにより、産科医療の質の向上などを図ることを目的とした制度です。

補償の対象（①～③の基準をすべて満たす場合、補償対象となります）		補償内容
①	2015年1月1日から2021年12月31日までに出生したお子様の場合	2022年1月1日以降に出生したお子様の場合
	在胎週数が32週以上で出生体重が1,400g以上、又は 在胎週数が28週以上で所定の要件を満たすこと	在胎週数が28週以上であること
②	先天性や新生児期の要因によらない脳性まひであること	
③	身体障害者障害程度等級1又は2級相当の脳性まひであること	

※補償申請ができる期間は、お子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までです。

※詳細は下記お問い合わせ先にご照会いただくか、もしくは産科医療補償制度ホームページ（<http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/>）をご参照ください。

問い合わせ 公益財団法人日本医療機能評価機構
産科医療補償制度専用コールセンター TEL 0120-330-637



6-7 船橋市立リハビリテーション病院（夏見台4-26-1）

脳卒中等により身体機能に障害を生じた患者に対して、急性期から回復期にかけて集中的なリハビリテーションを行い、後遺障害の軽減や寝たきりの防止による早期の社会復帰を図ることを目的として、医療センター等急性期病院と連携するリハビリテーション病院を運営しています。

サービス内容	診療日・実施日	時間	休診日
外来リハビリ (リハビリテーション科)	月曜日	診療時間 8:40~17:00 受付時間 8:30~16:30	日曜日 年末年始
通所リハビリ	土曜日	実施時間 8:40~17:00	
訪問リハビリ		訪問時間 8:40~17:00	
入院診療	—		—

問い合わせ 船橋市立リハビリテーション病院 TEL 047-439-1200
FAX 047-439-1386

6-8 船橋市リハビリセンター（飯山満町2-519-3）

地域で生活しながらリハビリを行う方を対象に、リハビリの総合的な提供を行う施設です。リハビリテーション科の診療所や訪問看護ステーションを開設し、リハビリ事業やリハビリの総合相談を行うほか、リハビリを行う病院等との連携や啓発活動を行い、医療・介護等の専門家、家族等がリハビリテーションの立場から、協力し合う「地域リハビリテーション」の推進を支援します。

サービス内容	診療日・実施日	受付時間	休診日
外来診療、外来リハビリ (リハビリテーション科)	月曜日	8:30 ~17:00 ※予約制になりますので 事前にお問い合わせください。	土・日 ・年末年始
短時間通所リハビリ	~金曜日		土・日 ・年末年始
訪問リハビリ	月曜日 ~土曜日		9:00 ~17:00
訪問看護ステーション	月曜日 ~金曜日	8:30 ~17:00	※事前に登録した利用者 のみ、緊急時に夜間や 休日の対応をします。 土・日 ・年末年始
リハビリ総合相談	月曜日 ~金曜日	8:30~17:00	土・日 ・年末年始

問い合わせ 船橋市リハビリセンター TEL 047-468-2001 FAX 047-468-2059
訪問看護ステーション TEL 047-773-0319 FAX 047-468-2059

6-9 家庭訪問指導事業

保健師・栄養士・歯科衛生士が、健康に不安があるなど、必要と思われる家庭を訪問し、状況に応じて相談を受け支援を行います。

問い合わせ 中央保健センター TEL 047-423-2111
東部保健センター TEL 047-466-1383
北部保健センター TEL 047-449-7600
西部保健センター TEL 047-302-2626



6-10 歯科診療所 **身 知**

一般の歯科診療所での治療が困難な障害児（者）を対象に歯科診療及び摂食嚥下^{えんげ}機能訓練を行います。

○さざんか特殊歯科診療所 **予約制**

診療日	月曜日、水曜日～日曜日 ※①
診療時間	月曜日、水曜日～土曜日：午前9時～正午、午後1時～4時30分 日曜日：午前9時～正午
予約受付	診療時間と同じ ※①

※① 祝休日、4/30～5/2、8/13～8/15、12/29～1/4の期間は休診となります。

問い合わせ さざんか特殊歯科診療所（三咲7-24-1北部福社会館1階）
TEL 047-449-7557

○かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所 **予約制**

診療日	月曜日～土曜日 ※②
診療時間	月曜日～水曜日、金曜日、土曜日：午前9時～正午、午後1時～5時 木曜日：午前9時～午後1時
予約受付	診療時間と同じ ※②

※② 祝休日、4/30～5/2、8/13～8/15、12/29～1/4の期間は休診となります。
ただし、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）の午前9時～正午は、休日急患診療を行っています。

問い合わせ かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所（北本町1-16-55保健福祉センター1階） TEL 047-423-2113



7 難病・小児慢性特定疾病

7-1 小児慢性特定疾病医療費支給事業（国事業） 難

小児の慢性疾病で、治療が長期にわたり、保護者の医療費負担も高額となる特定の疾病にかかっている児童に、「小児慢性特定疾病医療受給者証」を交付し、医療費を助成します。

対 象 者	下記16疾患で治療を要する18歳未満の方 ● 悪性新生物 ● 慢性腎疾患 ● 慢性呼吸器疾患 ● 慢性心疾患 ● 内分泌疾患 ● 膠原病 ● 糖尿病 ● 先天性代謝異常 ● 血液疾患 ● 免疫疾患 ● 神経・筋疾患 ● 慢性消化器疾患 ● 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 ● 皮膚疾患 ● 骨系統疾患 ● 脈管系疾患 ※対象となり引き続き医療を受ける場合は、20歳到達まで延長可能
助 成 額	対象疾病の保険診療による自己負担額の一部助成 (所得に応じた自己負担額があります)
必要なもの	● 申請書 ● 健康保険証 ● 小児慢性特定疾病医療意見書（疾病ごとに様式が異なります） ● 被保険者（保護者等）の前年の所得に関する証明又は同意書

対象となる疾病の詳細は、小児慢性特定疾病情報センター (<https://www.shouman.jp>) をご覧いただくか、以下の問い合わせ先までお問い合わせください。

問い合わせ 保健所保健総務課 TEL 047-409-2891 FAX 047-409-3592

7-2 船橋市小児指定疾病医療費助成事業 難

対 象 者	小児慢性特定疾病医療費支給事業（国事業）の対象疾病にかかっており、疾病の状態の程度により国事業の対象外となったが、今後一年間において治療が見込まれている場合等で18歳未満の方。 ※対象となり、引き続き医療を受ける場合は、20歳到達まで延長可能 （腎疾患は20歳到達時点に対象であれば25歳到達まで延長可能）
助 成 額	対象疾病の保険診療による自己負担額の一部助成 (所得に応じた自己負担額があります)
助成方法	償還払い（医療機関や薬局で医療費等を払った後、市に助成を申請）

問い合わせ 保健所保健総務課 TEL 047-409-2891 FAX 047-409-3592



7-3 小児慢性特定疾病児童等の日常生活用具給付

対象者	下記すべてに該当する方 ● 船橋市小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方 ● 20歳未満の方 ● 在宅で生活している方 ● 障害者総合支援法の施策の対象とならない方
自己負担額	世帯の所得に応じて、国の定めた一定の自己負担額があります。
必要なもの	● 船橋市小児慢性特定疾病医療受給者証の写し ● 市町村民税の証明書（同一世帯の方全員分） ※1月1日に船橋市に住民登録がある場合は不要です ● 対象品目の見積書
申請窓口	保健所保健総務課

注意事項 ※必ず購入する前に申請してください。
 （事前に購入された日常生活用具に関しては、助成できません。）

対象品目

種類	対象者
便器	常時介助を要する方
特殊マット	寝たきりの状態にある方
特殊寝台	
体位変換器	
特殊便器	上肢機能に障害のある方
歩行支援用具	下肢が不自由な方
車椅子（電動以外）	
入浴補助用具	入浴に介助が必要な方
特殊尿器	自力で排尿できない方
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する方
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある方
ネブライザー（吸入器）	
クールベスト	体温調節が著しく難しい方
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠け、がんや神経障害を起こすことがある方
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な方
ストマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した方
ストマ装具（尿路系）	人工膀胱を造設した方
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な方



問い合わせ 保健所保健総務課 TEL 047-409-2891
 FAX 047-409-3592

7-4 指定難病医療費助成制度 難

難病（発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの）のうち、国が定めた基準に該当する341疾病（指定難病）に対し医療費の一部を助成します。

対 象 者	指定難病の診断を受けており、国の定めた病状の基準を満たしている方。 ※指定難病の診断を受けており、国の定めた病状の基準を満たしていない場合であっても、申請月以前の12月以内に指定難病に係る医療費の総額が33,330円を超える月数が3月以上ある方（軽症高額該当者）は対象となります。
助 成 内 容	指定難病の医療費の自己負担割合が3割から2割に引き下げられます。 ※医療保険上で3割負担となっている方の負担割合が2割となります。2割及び1割負担の方の負担割合は変わりません。 更に世帯の所得に応じた医療費の自己負担上限額（月額）が設定されます。 ※自己負担上限額は、受診した複数の医療機関などの自己負担額をすべて合算したうえで適用されます。
申 請 窓 口	保健所保健総務課

※対象となる指定難病、制度の詳細、申請に必要な書類等については、千葉県疾病対策課のホームページ（<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/alle-nan/nanbyouiryouhou/>）をご覧ください。以下の問い合わせ先までお問い合わせください。

問い合わせ ▶ 保健所保健総務課 TEL 047-409-2891 FAX 047-409-3592

7-5 難病患者援助金 難

対 象 者	次のいずれかを交付されている方 ●千葉県特定医療費（指定難病）受給者証 ●千葉県特定疾患医療受給者証 ●船橋市小児慢性特定疾病医療受給者証 ●船橋市小児指定疾病医療費助成登録証
金 額 (月 額)	●通院5,000円（月1回以上の場合と、月20日未満の入院の場合） ●入院10,000円（継続して月20日以上の場合） ※ぜんそくは月20日以上入院の場合のみ対象になります。 ※継続して20日以上入院した場合で、前の月と後の月の入院日数がそれぞれ20日未満であるときは、後の月を20日以上入院したものとみなします。
申 請 窓 口	保健所保健総務課

問い合わせ ▶ 保健所保健総務課 TEL 047-409-2891 FAX 047-409-3592



7-6 非常用電源購入費用助成事業 難

在宅で人工呼吸器等を使用している方等が、災害時などの停電時にも安心して日常生活を継続することができるよう、非常用電源の購入費用の一部を助成します。

注意事項 ※必ず購入する前に相談・申請してください

(対象者)

次のすべてに該当する方

- 船橋市に住民登録がある方
- 在宅で人工呼吸器を使用している方または酸素療法を受けている方
(医療機関・障害者施設等に入院・入所中の方、睡眠時無呼吸症候群等のCPAPは対象外)
- 指定難病または小児慢性特定疾病の医療費助成対象者
- 身体障害者手帳を持っていない、または障害者総合支援法の対象疾患に罹患していない方

※身体障害者手帳をお持ちの方、または障害者総合支援法の対象疾患に罹患している方は、日常生活用具給付事業の対象になります。(P19)

(対象品目および基準額) ※下記品目のうち1種類のみ対象

品目	耐用年数	基準額
ポータブル電源 (蓄電池)	5年	10万円
DC/ACインバーター		
正弦波インバーター発電機		

(自己負担額)

区分	基準額以内の用具購入	基準額超過の用具購入
市民税課税世帯	購入金額の1割負担	基準額の1割+超過額
均等割のみ課税世帯 非課税世帯 生活保護世帯	0円	超過額

問い合わせ ▶ 保健総務課 疾病対策係 TEL 047-409-2891 FAX 047-409-3592

7-7 難病相談事業 難

指定難病等の難病患者の安定した療養生活と、患者・家族の生活の質の向上のため、電話や面接、訪問による相談、講演会・交流会等を行っています。

問い合わせ ▶ 保健所保健総務課 TEL 047-409-2891 FAX 047-409-3592

7-8 小児慢性特定疾病児童等相談事業 難

慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等とその家族からの相談や自立に向けた支援のため、「小児慢性特定疾病児童等自立支援員」を配置し、電話や面接、訪問による相談、講演会・交流会等を行っています。

問い合わせ ▶ 保健所保健総務課 TEL 047-409-2891 FAX 047-409-3592



8 手当・年金・祝い金

8-1 障害者のための各種手当 **身 知 精**

在宅の障害者のために手当が支給されます。手当の申請にあたっては、受給できる障害の程度、所得の制限等ありますので事前に担当までご確認ください。

20歳未満

種類 区分	特別児童扶養手当	障害児福祉手当	船橋市心身障害児福祉手当
受給者	障害児の保護者	障害児本人	障害児の保護者
障害程度の目安	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1級手当 ● 身体障害者手帳 おおむね1・2級 ● 療育手帳 ①の1～Aの2 ■ 2級手当 ● 身体障害者手帳 おおむね3級、4級の一部 ● 療育手帳 おおむねBの1 ● その他上記の障害と同程度にある方 	<ul style="list-style-type: none"> 常時介護を必要とする児童 ● 身体障害者手帳 おおむね1級・2級の一部 ● 療育手帳 ①、①の1、①の2 ● その他上記の障害と同程度にある方 	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体障害者手帳 1～3級 ● 療育手帳所持
支給月額	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1級手当 55,350円 ■ 2級手当 36,860円 	15,690円	8,000円
支給月	4月・8月・11月各月11日 ※休日の場合はその前日 ※状況により随時払いとなる場合があります	2月・5月・8月・11月各月10日 ※休日の場合はその前日	3月・7月・11月各月20日 ※休日の場合はその前日
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 認定請求書 ● 認定診断書 (一部省略可) ● 身体障害者手帳又は療育手帳 (所持者のみ) ● 戸籍謄本 ● 保護者名義の銀行口座がわかるもの ● 印鑑 ● マイナンバー関係書類☆ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 認定請求書 ● 認定診断書 (一部省略可) ● 障害児名義の銀行口座がわかるもの ● 身体障害者手帳又は療育手帳 (所持者のみ) ● 印鑑 ● マイナンバー関係書類☆ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書 ● 身体障害者手帳 ● 療育手帳 ● 保護者名義の銀行口座がわかるもの
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 所得制限あり ● 児童が施設入所、障害による年金を受給した場合は対象外 	<ul style="list-style-type: none"> ● 所得制限あり ● 児童が施設入所、障害による年金を受給した場合は対象外 	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童が施設入所、障害児福祉手当受給の場合は対象外
申請窓口	市役所障害福祉課		

☆マイナンバー関係書類については、P123をご覧ください。



20歳以上

種類 区分	特別障害者手当	船橋市ねたきり身体障害者 及び重度知的障害者介護手当
受給者	障害者本人	障害者の介護者
障害程度 の目安	著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする方 ●身体障害者手帳の個別等級で、おおむね1級(2級の一部)の障害が2つ以上 ●療育手帳④の1 ●最重度の身体障害または精神障害により、常時特別な介護が必要な方 ●その他上記の障害と同程度にある方	●65歳未満で6か月以上ねたきりの身体障害者 ●療育手帳④の1～Aの2
支給月額	28,840円	12,650円
支給月	2月・5月・8月・11月各月10日 ※休日の場合はその前日	3月・9月 各月末日 ※休日の場合はその前日
必要書類	●認定請求書 ●認定診断書(一部省略可) ●障害者名義の銀行口座がわかるもの ●身体障害者手帳又は療育手帳(所持者のみ) ●印鑑 ●マイナンバー関係書類(P123参照)	●申請書 ●身体障害者手帳 ●療育手帳 ●介護者名義の銀行口座がわかるもの
その他	●所得制限あり ●障害者が施設入所、3か月以上継続入院の場合は対象外 ※グループホーム・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅等の一部施設は対象	●障害者が施設入所、3か月以上継続入院、特別障害者手当受給、要介護認定・要支援認定を受けた場合は対象外
申請窓口	市役所障害福祉課	

- 注意事項**
- 金額等は令和6年4月1日現在です。今後、変更となる場合があります。
 - 障害程度は目安です。診断書等の審査の結果、非該当となる場合もあります。
 - 手当は申請をした月の翌月分から支給されます。

問い合わせ 障害福祉課 給付事業係 TEL 047-436-2340 FAX 047-433-5566

児童扶養手当

対象者	重度(国民年金及び厚生年金の障害等級1級程度、身体障害1、2級程度)の障害のある父(又は母)を持つ児童を監護している母(又は父) ※児童とは18歳に達する日以降の最初の3月31日までの方又は18歳以上20歳未満で一定の障害がある方
金額 (月額)	●第1子 10,740円～45,500円 ●第2子 5,380円～10,750円 ●第3子以降 1人増えるごとに3,230円～6,450円加算 ※前年度の所得により額を決定 ※受給者本人及び対象児童が受給している公的年金額が児童扶養手当額より低い場合は、手当額と年金額の差額を支給(障害基礎年金の受給者は、令和3年3月分以降、子の加算分のみ差額調整して支給)
申請窓口	市役所子育て給付課、船橋駅前総合窓口センター(フェイスビル5階14番窓口) ※受付時間は月曜～金曜(平日)9時～17時 ※必要書類、所得制限等詳しくは子育て給付課へお問い合わせください

- 注意事項**
- 金額等は令和6年4月1日現在です。今後、法改正により変更となる場合があります。

問い合わせ 子育て給付課 ひとり親家庭助成係
TEL 047-436-3316 FAX 047-436-2315



8-2 障害年金 **身 知 精**

公的年金（国民年金、厚生年金、共済年金等）に加入中の方、又は20歳に到達する前や加入していた方が65歳前に、病気やけがで各年金法上に定める障害程度となった時に支給されます。

対 象 者	<p>おおむね次の要件のいずれかに該当する方</p> <p>①年金加入中に障害の原因となる傷病の初診日がある方</p> <p>②20歳前に障害の原因となる傷病の初診日があり、20歳に達した方</p> <p>③被保険者の資格を喪失したあとでも、60～65歳未満に初診日がある方</p> <p>※③の場合、すでに老齢年金を受給している方は老齢年金との選択になります（国民年金の老齢基礎年金を繰り上げて受給している方は原則として対象になりません。）</p> <p>※65歳を過ぎて障害者となった方は、原則として対象になりません。</p> <p>※このほか保険料の納付要件、所得制限などがあります。</p>
年 金 額	<p>公的年金の種類により異なります。</p> <p>参考：国民年金の場合 令和6年度年額 1級 1,020,000円（昭和31年4月1日以前に生まれた方 1,017,125円）、2級 816,000円（昭和31年4月1日以前に生まれた方 813,700円）</p> <p>※身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の等級とは異なります。</p> <p>※年金額は法改正により改定される場合があります。</p>

- 問い合わせ** ■ 市役所国保年金課 TEL 047-436-2282 FAX 047-436-2300
- ※ご相談は予約制ですので、お問い合わせの上ご来所ください。
- 被保険者の資格を喪失したあとで60歳以上65歳未満に初診日がある方
 - 20歳前に初診日がある方
 - 国民年金の加入中に初診日がある方
- 船橋年金事務所 TEL 047-424-8811
- 年金相談専用ダイヤル「ねんきんダイヤル」 TEL 0570-05-1165（050で始まる電話からは03-6700-1165）
- 第3号被保険者（厚生年金や共済組合などの加入者に扶養されている配偶者）期間中に初診日がある方
 - 厚生年金の加入中に初診日がある方
- 各共済組合
- 各共済年金の加入中に初診日がある方

8-3 国民年金保険料の法定免除

障害基礎年金及び被用者年金の障害年金を受けている方は、届出により国民年金保険料が全額免除となります。（法定免除）

※平成26年4月の法改正に伴い法定免除該当者の方も、申出書を提出していただくことにより保険料の納付が可能となりました。

対 象 者	国民年金第1号被保険者で障害基礎年金又は被用者年金の障害年金（2級以上）を受けている方
備 考	認定された日を含む月の前月の保険料から免除となります。
申 請 窓 口	市役所国保年金課、船橋駅前総合窓口センター（フェイスビル5階8番窓口） ※必要書類等詳しくは国保年金課へお問い合わせください。

問い合わせ 国保年金課 TEL 047-436-2282 FAX 047-436-2300



8-4 特別障害給付金 **身 知 精**

国民年金制度の発展過程において国民年金への加入が任意だったために加入せず障害を負い、障害基礎年金を受給できない障害者の福祉の向上を目的に、特別な福祉的処置として支給されます。

対象者	①昭和61年3月以前に国民年金の任意加入対象であった、厚生年金等に加入していた方の配偶者 ②平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象であった学生（夜間部、定時制、通信制等除く） ※①②ともに、任意加入していなかった期間中に現在の障害の初診日があり、65歳に達する前日までに国民年金法で定める1・2級の障害がある方 ※経過的福祉手当との併給はできません。
支給額	1級 月額 55,350円 2級 月額 44,280円 ※令和6年度 ※所得の制限や、老齢年金・遺族年金等との調整があります。 ※身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の等級とは異なります。
申請窓口	市役所国保年金課

問い合わせ▶ 国保年金課 TEL 047-436-2282 FAX 047-436-2300
※ご相談は予約制ですので、お問い合わせの上ご来所ください。

8-5 千葉県心身障害者扶養年金制度 **身 知 精**

障害者の保護者が一定の掛金を納めることで、保護者が死亡又は重度障害の状態となったとき、障害者に終身一定額の年金を支給する制度で、千葉県が実施しています。

対象者	次の障害者を扶養している市内在住の65歳未満の保護者 ①身体障害者手帳1～3級所持者 ②療育手帳所持者 ③精神又は身体に永続的かつ上記①又は②と同程度の障害がある方
掛金額	1口あたり月額9,300円～23,300円（令和6年4月1日現在） ※加入は2口まで可能。世帯の所得状況により、減額措置もあります。
年金額	1口あたり月額20,000円
申請窓口	市役所障害福祉課

問い合わせ▶ 障害福祉課 給付事業係 TEL 047-436-2340 FAX 047-433-5566

8-6 入学祝い金 **身 知 精**

対象者	特別支援学級（小・中・義務教育学校・高等学校・中等教育学校）、又は特別支援学校の小・中・高等部に入学した児童、生徒の保護者
金額	8,000円
必要なもの	● 申請書 ● 在学証明書

問い合わせ▶ 療育支援課 管理給付係
TEL 047-436-2342 FAX 047-436-2549



9 住宅

9-1 市営住宅の入居 身 知 精

一定の障害がある方のいる世帯については、一般の世帯に比べて収入基準の入居者資格の緩和措置があります。

対 象 者	次のいずれかの手帳を交付されている方がいる世帯 ● 身体障害者手帳（1級～4級） ● 療育手帳（Aの1～Bの1） ● 精神障害者保健福祉手帳（1級～2級） ● 戦傷病者手帳（第1款症以上）
--------------	--

問い合わせ▶ 船橋市営住宅管理センター TEL 047-436-2040 FAX 047-436-2199

※県営住宅、UR賃貸住宅の入居要件等については下記にお問い合わせください。

- 県営住宅 千葉県住宅供給公社 TEL 043-222-9200
- UR賃貸住宅 UR津田沼営業センター TEL 047-478-3711

9-2 民間賃貸住宅への入居支援 身 知 精

住み替えにあたって、家賃債務保証会社（国の家賃債務保証業者登録制度に登録している業者に限る）と家賃債務保証契約を締結する対象世帯に対して、費用の一部を助成します。

対 象 者	次のいずれかに該当する世帯 ①全員が60歳以上の世帯（18歳未満の同居親族を含む場合も可） ②小学校就学前の子供を含む世帯 ③18歳未満の児童と同居し扶養するひとり親世帯等 ④身体障害者手帳（1～4級）、精神障害者保健福祉手帳（1～2級）、療育手帳（Aの1～Bの1）、戦傷病者手帳（第1款症以上）の交付を受けている者の世帯等 ※その他要件あり
助 成 金	家賃債務保証契約時に要する初回保証料の1/2（上限15,000円）

問い合わせ▶ 住宅政策課 TEL 047-436-2712



9-3 重度障害者等住宅改造費の助成 身 知

重度障害者のために既存の住宅に手すりを設置、段差解消等のバリアフリー工事をする際に、その費用の一部を助成します。

対 象 者	身体障害者手帳（1・2級）又は療育手帳（Aの1～Aの2）を所持している障害者
助 成 要 件	<p>申請者（工事費用を負担する者）は次の要件をすべて備えていること</p> <p>①市内に1年以上居住し、住所を有すること</p> <p>②生計中心者の住民税（市民税・県民税の合算）課税額が32万円以下の世帯であること</p> <p>※<u>対象者が要支援又は要介護の認定を受けている場合は高齢者福祉課へご相談ください。（介護認定の申請をされていない方は、先に介護保険課へ申請のお手続きをしてから、ご相談ください。）</u></p> <p>※世帯分離等の場合でも、同居していて生計が同一と考えられる場合は、同一世帯とみなします。</p> <p>※障害者と別世帯の者が申請する場合、障害者も上記①・②の要件を満たす必要があります。</p>
助 成 対 象 工 事	<p>既存の住宅へのバリアフリー工事</p> <p>①浴室・便所・玄関・台所・廊下・階段・居室の改造（主に段差解消等のバリアフリー工事が対象）</p> <p>②簡易スロープ・手すり・リフト・階段昇降機・簡易移替機・便座昇降機・風呂昇降機の設置</p> <p>※障害者手帳の障害内容や程度により対象となる工事を審査します。</p> <p>※増築工事・老朽化による修繕等は対象外です。</p>
助 成 額	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民税非課税世帯…対象工事費実費（50万円限度） ● 住民税32万円以下の課税世帯…対象工事費の1/2（50万円限度）
必 要 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書 ● 同意書 ● 工事見積書と図面 ● 工事着手前の状況がわかる写真 ● 請負契約書の写し ● 住宅の所有を確認できる書類（登記簿謄本・固定資産税納税通知書の写し等） <p>※障害に起因する工事であることの確認のため、医師意見書の提出が必要になる場合があります。</p>
問 い 合 わ せ 申 請 先	<p>①身体障害者手帳（1・2級）又は療育手帳（Aの1～Aの2）の所持者 →<u>障害福祉課 相談支援係（市役所本庁舎2階） 電話 047-436-2309</u></p> <p>②要支援又は要介護の認定者 →<u>高齢者福祉課 在宅支援係（市役所本庁舎2階） 電話 047-436-2352</u></p> <p>③上記のどちらにも当てはまらない場合 →<u>住宅政策課（市役所本庁舎6階） 電話 047-436-2712</u></p> <p>※①と②の両方に該当する方は、最初に高齢者福祉課へご相談ください。 なお、要介護2以下の方は工事金額によっては、障害福祉課での受付となる場合があります。</p>

注 意 事 項

- 必ず工事着工前に申請してください。障害の内容や程度と工事内容を審査し、工事完了後に助成します。
- 一人一度限り受けられる助成制度です。この助成金を過去に受けた対象者、この助成金の対象となって改造された住宅は助成対象外となります。



障害者又は同居する家族が、障害者のために既存の住宅の補修及び増改築（バリアフリー工事）をする場合に資金を無利子で貸し付けます。

対象者となる心身障害者	次のいずれかに該当する65歳未満の障害者 <ul style="list-style-type: none"> ● 身体障害者手帳（1～3級）所持者 ● 療育手帳（Aの1～Aの2）所持者 ● 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症を有する者
対象となる申請者	上記の障害者もしくはその方と同居又は同居を予定している方が、次のいずれにも該当すること <ul style="list-style-type: none"> ● 市内に居住しかつ住民基本台帳に登録されてから1年以上経過している ● 世帯の生計を維持している ● 現にこの制度による貸し付けを受けていない ● 連帯保証人を立てられる ● 生活保護を受けていない
貸付限度額	500万円 ※浴室130万円、トイレ110万円、居室240万円、その他100万円
償還期間	貸付額に応じて5年～14年間で設定
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書 ● 誓約書 ● 世帯全員の住民票 ※同意書記入の場合は不要 ● 工事見積書と図面 ● 工事着手前の状況を明らかにする写真 ● 所得（課税）証明書（申請者と連帯保証人分） ※同意書記入の場合は不要 ● 市税の納税証明書（申請者と連帯保証人分） ● 印鑑証明書（申請者と連帯保証人分） ● 重要事項説明書 ● 連帯保証人承諾書 ● 貸付調査票（勤務先・口座情報等） ● 住宅の所有者が確認できる書類（固定資産税通知書の写し又は評価額証明書）
申請窓口	市役所障害福祉課 ※日常生活で介護を必要とする65歳以上の方は、高齢者福祉課 （TEL 047-436-2352）で貸付が受けられる場合があります。

注意事項

- 新築は対象外
- **必ず工事着工前に申請してください。** 障害の内容や程度と工事内容を審査し、工事完了後に貸し付けます。

問い合わせ

障害福祉課 給付事業係 TEL 047-436-2345 FAX 047-433-5566



9-5 障害者のグループホーム等入居者家賃補助 身 知 精 難

障害者のグループホーム及び生活ホームに入居している障害者に対して、家賃負担の一部を補助します。

対 象 者	障害者のグループホーム及び生活ホームに入居している障害者等で、次のすべてに該当する方 ●市町村民税が非課税の方 ●生活保護の住宅扶助を受けていない方
助 成 額	1か月分の家賃額から特定障害者特別給付費（※）を控除した額の1/2（上限月額20,000円） ただし、特定障害者特別給付費の支給対象でない場合は、1か月分の家賃額の1/2（上限月額25,000円） （※）特定障害者特別給付費 障害福祉サービスのグループホームに係る支給決定を受けている障害者（当該障害者及び配偶者が市町村民税非課税の場合）に対して、月額10,000円（月額10,000円未満の場合は家賃相当額）支給されます。
必要なもの	●申請書 ●同意書 ●印鑑 ●マイナンバー関係書類（P123参照） ●入居契約期間、家賃額がわかる書類（契約書、重要事項証明書等） ※ご利用される方により必要なものが異なる場合がありますので、お問い合わせください。
申請窓口	市役所障害福祉課

注意事項 申請を受理した月から家賃補助の対象となりますので、申請される場合はお早めにお手続きください。また、入居先等変更になった場合、お手続きがありますのでお問い合わせください。

問い合わせ 障害福祉課 給付事業係 TEL 047-436-2345 FAX 047-433-5566



10 交通・自動車

10-1 福祉タクシー利用料金の助成 身 知 精

重度の障害がある方に福祉タクシー乗車券を交付し、通院などの外出時に指定された会社のタクシーを利用した場合に、運賃の一部を助成します。

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体障害者手帳所持者で下記のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ● 1級、2級（すべての障害部位） ● 視覚又は下肢・体幹機能障害3級（個別等級） ● 腎臓機能障害（人工透析治療を受けている方に限る）3級、4級 ● 療育手帳④の1～Aの2 ● 精神障害者保健福祉手帳1級 <p>※介護保険の要介護・要支援認定を受け、かつ上記の対象に当てはまる場合は、障害福祉課でタクシー券（ピンク色）を交付します。高齢者福祉課のタクシー券は交付しませんのでご注意ください。</p>
助 成 額	<p>運賃（メーター料金及び迎車回送料金）の1/2（1回の上限1,200円）</p> <p>※介護料金、指定料等は除く。乗車1回でタクシー券1枚利用可</p>
上 限 枚 数 （年度間）	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記対象者の方⇒120枚 ● 腎臓機能障害で人工透析による治療を受けている方⇒312枚 ● 介護保険の認定が要介護3～5の方⇒無制限 <p>※年度途中で対象となった場合は残り月数に応じた枚数</p>
助 成 方 法	<p>支払い時に手帳を提示し、タクシー券を運転手に渡して、メーター料金の全額（タクシー会社による障害者割引が適用された場合は、割引後の料金）をお支払いください。</p> <p>乗車した翌々月の1日（土日祝日の場合は翌開庁日）に、指定の金融機関の口座へ振込みます。</p> <p>※利用できるタクシー会社の一覧は、下記申請窓口で配付しているほか、船橋市ホームページでも閲覧できます。</p>
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者手帳 ● 銀行口座がわかるもの
申 請 窓 口	<p>市役所障害福祉課、船橋駅前総合窓口センター（フェイスビル5階13番窓口）、出張所・連絡所福祉ガイドコーナー</p>

問い合わせ 障害福祉課 給付事業係 TEL 047-436-2345 FAX 047-433-5566

※障害福祉課で発行したタクシー券（ピンク色）には有効期限はございません。

10-2 タクシー運賃1割引 身 知

対 象 者	身体障害者手帳又は療育手帳の所持者
割 引 率	運賃の1割
利 用 方 法	乗車時に運転手に手帳を提示してください。

問い合わせ 一般社団法人千葉県タクシー協会京葉支部
TEL 047-422-4559



10-3 鉄道運賃の割引 身 知 精

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳又は療育手帳の所持者 ●上記の障害者と同乗する介護者1名
割引内容	<p>手帳に記載された「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の種別に応じて下表のとおり割引されます</p> <p>※鉄道会社により取り扱いが異なる場合があります</p>

※精神障害者保健福祉手帳所持者に関しては、鉄道会社により割引の対象者が今後拡充される場合があります。

詳しくは各鉄道会社営業所または各駅へお問い合わせください。

各鉄道会社の鉄道運賃の割引一覧（参考）

	障害者単独利用		障害者と介護者1名で利用	
	第1種、第2種 障害者共通		第1種障害者	第2種障害者 (12歳未満)
JR 京成電鉄 東京メトロ 東武鉄道	普通のみ 片道100キロを超えた場合に5割引		普通 定期 回数 距離に関係なく、障害者・介護者ともに5割引	定期のみ 介護者の通勤定期券のみ5割引
東葉高速鉄道 都営地下鉄	割引なし		※介護者の定期は通勤定期に限る	
新京成電鉄 北総鉄道	普通 定期 回数 1種・2種・距離に関係なく、障害者、介護者ともに5割引 ※介護者の定期は通勤定期に限る ※他社と乗り入れをしている区間は除く			

※**普通**…普通乗車券 **定期**…定期乗車券 **回数**…回数乗車券

※いずれの場合も12歳未満の小児定期券は割引されません

※障害者手帳アプリ「ミライロID」を利用できる場合があります（ミライロIDについてはP75をご覧ください）

問い合わせ ▶ 詳しくは各鉄道会社営業所又は各駅へお問い合わせください。



10-4 バス運賃の割引 **身 知 精**

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者 ● 上記の障害者と同乗する介護者1名 ● 車椅子利用の障害者と同乗する場合、介護者2名 ※船橋新京成バスのみ
割 引 率	下表のとおり ※バス会社により取り扱いが異なる場合があります
利用方法	運賃支払い時又は定期券購入時に手帳を提示してください。

各バス会社のバス運賃の割引一覧（参考）

バス会社	普通運賃	定期券
京成バス 京成バスシステム 船橋新京成バス ちばレインボーバス	1種・2種・距離に関係なく 本人・介護者ともに5割引 ※一部コミュニティバスを除く	1種・2種・距離に関係なく 本人・介護者ともに3割引 ※一部コミュニティバスを除く

注意事項 ● 精神障害者保健福祉手帳所持者への割引は、路線バスと一部空港連絡バスの普通乗車券のみが対象となり、定期券のほか、一部高速バス、空港連絡バス、一部深夜急行バス、一部コミュニティバス等路線バス以外の乗車券については、割引の対象外となります。

問い合わせ ▶ 詳しくは各バス会社営業所へお問い合わせください。

10-5 国内線航空運賃の割引 **身 知 精**

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者 ● 上記の障害者と同乗する介護者1名 ※12歳未満は割引されません。
割 引 率	航空会社や路線により異なります。
利用方法	搭乗券購入時および搭乗時に手帳を提示してください。

問い合わせ ▶ 詳しくは各航空会社へお問い合わせください。



10-6 福祉リフトカー「リフトラウンド号」の利用 身

在宅の重度身体障害者及び寝たきり老人等が通院や会合等に参加するとき、移動用ベッド又は車椅子のまま利用できるリフト付ワゴン車を利用することができます。

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体障害者手帳1・2級所持者で歩行困難な方 ● 居宅においておおむね6か月以上寝たきりの状態であり、日常生活のほとんどに介護を要する65歳以上の方
利用日時等	<ul style="list-style-type: none"> ● 月曜日～金曜日（祝休日及び12月29日～1月3日は除く） ● 午前9時～午後5時（午後5時までに市役所の駐車場へ到着できるようご協力をお願いします） ● 利用区域は利用時間内にリフトカー保管場所から往復できる距離までです。 ● 運転は職員が行いますが、必ず家族の方などの付添・介助をお願いします。
費 用	無料 ※ガソリン代、有料道路代、駐車料は利用者負担となります。
申 請 窓 口	市役所障害福祉課 TEL 047-436-2345 ※事前登録が必要となりますので、身体障害者手帳をお持ちください。
利用の予約	船橋市社会福祉協議会 TEL 047-431-2653 ※利用日の1か月前（土日祝日の場合はその翌日）から電話にて予約を受け付けます。 例) 5月15日に利用したい場合、4月15日～5月14日の間で予約を受け付けております。

問い合わせ ▶ 障害福祉課 給付事業係 TEL 047-436-2345 FAX 047-433-5566



10-7 有料道路通行料金の割引 **身 知**

対象者・自動車の範囲（※割引を受けるためには、あらかじめ申請が必要です）

種別	手帳 種類	運転者	対象車種	
			事前登録のある車	事前登録がない車
1種	身体障害者 手帳 療育手帳	本人 介護者(本人 が同乗)	事前に割引登録をした、 本人、配偶者、直系血族 及びその配偶者、兄弟姉 妹及びその配偶者並びに 同居の親族等が所有する 自家用車	タクシー、レンタカー、 福祉有償運送車両、知人 の車、車検時の代車等
2種	身体障害者 手帳	本人	事前に割引登録をした、 本人、配偶者、直系血族 及びその配偶者並びに 同居の親族等が所有する 自家用車	レンタカー、知人の車、 車検時の代車等

※運転者が介護者の場合で、上記の方が自動車を所有していないときは、障害者本人を継続して日常的に介護している方の所有する自家用車も事前登録の対象車種となります。

※事前登録できる自家用車は、障害者1人につき1台となります。

割引率	通常料金の約5割引
割引有効期間	<ul style="list-style-type: none"> ●新規申請、変更申請の場合→申請完了日から2回目の誕生日まで ●更新申請の場合→申請完了日から3回目の誕生日まで ※有効期限の2か月前から前日まで更新申請をすることができます。 ※手帳に有効期限がある場合、上記と異なる場合があります。
利用方法	まず、下記の方法で申請し、障害者手帳に「【道路】と記載のあるシール」（障害者ご本人が運転される場合）又は「【道路介護】と記載のあるシール」（障害者ご本人以外の運転が認められる場合）の貼付を受けてください。 <ul style="list-style-type: none"> ●事前登録された車を利用 <ul style="list-style-type: none"> ・ETC利用あり→登録済みのETCカードを車載器に挿入し料金所のETCレーンを通す。 ・ETC利用なし→料金所の一般レーンで手帳を提示して料金を支払う。 ●事前登録されていない車を利用 <ul style="list-style-type: none"> →料金所の一般レーンで手帳を提示して料金を支払う。 ※必ず手帳を携行してください。
必要なもの ※更新申請の際も同様	①身体障害者手帳又は療育手帳 ②事前登録を希望する自動車の車検証 ③自動車検査証記録事項（電子車検証の方のみ） ④運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ） ※自動車を所有していない等にて、自動車の事前登録をされない場合、②③は不要です。 ETCを利用する場合は以下の書類も必要となります ⑤障害者本人名義のETCカード ※障害者本人が未成年の場合は親権者が法定後見人の名義のもの。ただし、障害者本人が18歳に到達した際に、ご本人様名義のETCカードを作成の上、変更申請をする必要があります。 ⑥登録を希望する自動車に取り付けられた車載器の「ETC車載器セットアップ申込書・証明書」 ※車載器の付け替えや車両ナンバー変更時は、車載器の再セットアップ後に変更申請をする必要があります。 ※その他、要件確認のため、別途書類等が必要な場合がございます。



申請	オンライン申請 (ETC利用のみ)	オンライン申請受付サイト(https://www.expressway-discount.jp/) ※マイナンバーカード及びマイナポータルへの登録が必要です ※問い合わせは、下記の有料道路ETC割引登録係へお願いします
	窓口での申請	市役所障害福祉課・船橋駅前総合窓口センター(フェイスビル5階13番窓口) 出張所・連絡所福祉ガイドコーナー(※) (※) 新規およびETCの利用申請は出張所・連絡所福祉ガイドコーナーでは受付できません。

問い合わせ 障害福祉課 給付事業係 TEL 047-436-2345 FAX 047-433-5566
有料道路ETC割引登録係 (有料道路事業者)
TEL 045-477-1233 (受付: 平日9時~17時)

10-8 障害者施設等通所交通費の助成 **身 知 精 難**

障害者施設等に通所している障害者等に交通費の一部を助成します。

対象者	下記の施設に、公共交通機関、自家用車および障害者施設等が行う送迎を利用して通所しており、かつ 生活保護を受給していない 障害児(者)とその介護者 ●障害福祉サービス受給者証の交付を受けて通所する施設(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援) ●地域活動支援センター ●心身障害者福祉作業所等 ●障害児通所受給者証の交付を受けて通所する施設(児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス) ※ 職業訓練およびデイケア施設の通所は対象外
助成額	●交通機関利用…1か月分の運賃の1/2 ●自家用車利用…自宅から施設までの距離に応じた単価×通所日数 ●障害者施設等が行う送迎…送迎に係る費用(燃料費相当分に限る)の1/2 ※1か月あたりの助成限度額は5,000円 ※障害者割引が適用される場合、適用後の運賃 ※片道2キロ未満の場合は対象外 ※介護者は定期券の写しがある場合のみ対象 ※通所施設から交通費の支給がある場合は、その支給額を控除した額の1/2
必要なもの	登録時 ●通所届 ※通所経路、住所、通所施設、通所方法などの変更があった場合は、その都度通所届を提出してください。 申請時 ●申請書 ●銀行口座のわかるもの ●定期乗車券等の写し(介護者がいる場合)
申請窓口	●障害者施設を利用の場合: 市役所障害福祉課、船橋駅前総合窓口センター(フェイスビル5階13番窓口) ●障害児施設を利用の場合: 市役所療育支援課



申請時期

期	対象月	申請月	助成時期	遡り申請
上期	4月分～9月分	9月	11月末	前年度下期分も申請可能
下期	10月分～3月分	3月	5月末	上期分も申請可能

※障害児施設を利用の場合は、上記の時期と異なる場合があります。

- 問い合わせ**
- 障害者施設を利用の場合
障害福祉課 給付事業係 TEL 047-436-2345 FAX 047-433-5566
 - 障害児施設を利用の場合
療育支援課 TEL 047-436-2342 FAX 047-436-2549

10-9 自動車改造費の助成 身

身体障害者が自ら運転する自動車を改造する場合の費用を助成します。

対象者	身体障害者手帳（肢体不自由に限る）所持者で、自動車を改造する必要がある方 ※世帯の所得状況により、所得制限があります。
改造内容	自ら運転する自家用自動車のハンドル及びアクセル等の一部改造
助成額	改造に要した費用（助成限度額10万円）
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書 ● 身体障害者手帳 ● 運転免許証の写し ● 改造費の領収書と明細書 ● 車検証の写し ● 印鑑 ● 銀行口座のわかるもの ● 同意書 ● 年金を受給している方は年金収入を証する書類 ※申請時期が1月～6月の場合は前々年、7月～12月の場合は前年の収入となります。 ※改造費を支払ってから1年以内に申請してください。
申請窓口	市役所障害福祉課

問い合わせ 障害福祉課 給付事業係 TEL 047-436-2345 FAX 047-433-5566

10-10 自動車運転免許取得費補助 身

身体障害者に対して、免許取得に要した費用の一部を補助します。

対象者	身体障害者手帳所持者で本市に6か月以上居住している方
助成額	第一種普通・準中型自動車運転免許を取得した運転免許取得に要した費用（限度額10万円）
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書 ● 身体障害者手帳 ● 運転免許証の写し ● 教習費用の領収書と明細書 ● 銀行口座のわかるもの ● 印鑑 ※運転免許取得後6か月以内に申請してください。
申請窓口	市役所障害福祉課

問い合わせ 障害福祉課 給付事業係 TEL 047-436-2345 FAX 047-433-5566



10-11 身体障害者の運転免許適性検査 身

身体に障害のある方が自動車の運転免許を取得しようとする場合、運転適性検査を受ける必要があります。適性検査結果によって、その障害に応じた条件が示され、その条件にあった自動車で運転免許試験を受けることになります。

既に運転免許を持っている方についても、免許条件が必要な障害を負った場合は、その都度、運転適性検査が必要になります。

検査日	月～金曜日（土曜日・日曜日・祝日及び12月29日～1月3日を除く。） 上記曜日の午前9時～午後4時に事前に電話等で必ず予約をしてください。
------------	--

検査の実施場所、予約及び問い合わせ先

検査実施場所	住所	電話	FAX
千葉運転免許センター 千葉運転適性検査所	〒261-8560 千葉市美浜区浜田2-1	#8080又は 043-274-2000 (音声ガイダンス 2→5→3→5)	043-273-6844
流山運転免許センター 流山運転適性検査所	〒270-0144 流山市前ヶ崎217	04-7147-2000 (音声ガイダンス 1→68)	04-7146-1108



10-12 駐車禁止除外標章の交付 身 知 精

障害者が千葉県公安委員会（受付窓口は住所地を管轄する警察署）から駐車禁止除外指定車標章を交付されると、千葉県公安委員会が指定した駐車禁止規制から除外措置を受けることができます。

対象者

- 下表に該当する身体障害者手帳所持者で歩行困難な方

障害部位	等級（個別等級）
視覚障害	1～3級、4級のうち「視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。）」
聴覚障害	2～3級
平衡機能障害	3級
上肢不自由	1級、2級のうち「両上肢の機能の著しい障害」、「両上肢のすべての指を欠くもの」
下肢不自由	1～4級
体幹不自由	1～3級
脳原性上肢機能障害	1～2級 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
脳原性移動機能障害	1～2級
内部機能障害（心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・免疫・肝臓）	1～3級

- 療育手帳④・④の1・④の2・Aの1・Aの2の所持者
- 精神障害者保健福祉手帳1級の所持者
- 小児慢性特定疾患児手帳（色素性乾皮症に限る）等の所持者

必要なもの

申請者 (窓口に行く方)	共通書類	追加書類
障害者本人		なし
同居する親族 ● 3親等以内の親族	● 障害者手帳原本(※1) ● 申請書2枚(※2) ● 手帳の写し2枚	● 同居していることがわかる証明書の写し(運転免許証や住民票など)2枚 ● 名字が異なる場合は戸籍謄本の写し又は住民票の写し2枚 ● 申立書
別居の親族 ● 3親等以内の親族		● 戸籍謄本の写し2枚、身分証の写し2枚 ● 申立書
上記以外の方	管轄の警察署にお問い合わせください	

※1 手帳に記載されている障害名が「ろうあ」「四肢機能障害」「片麻痺」「半身不随」等の包括された障害名である場合は、証明する資料として身体障害者手帳認定用の診断書（写しでも可）が必要な場合があります。

※2 申請書は各警察署で配付しているほか、千葉県警察ホームページからダウンロードできます。

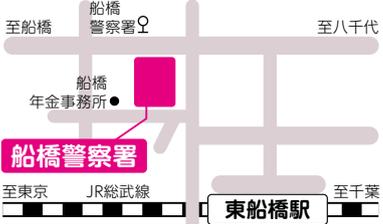


申請窓口・問い合わせ

【受付時間】 平日午前9時～午後4時（申請書類の確認がありますので午後3時30分までにお越しください）

- 船橋警察署（船橋市市場4-18-1） TEL 047-435-0110

あ	旭町 東町 市場 印内 印内町
か	海神 海神町 海神町西 海神町東 海神町南 葛飾町 金杉 金杉台 金杉町 上山町 北本町 行田 行田町 古作 古作町 米ヶ崎町
さ	栄町 潮見町 新高根 駿河台
た	高瀬町 高根町
な	夏見 夏見台 夏見町 西浦 西船
は	浜町 東中山 東船橋 日の出 二子町 藤原 本町 本郷町
ま	前貝塚町 馬込町 馬込西 丸山 緑台 湊町 南海神 南本町 宮本 本中山
や・わ	山野町 山手 若松



【交通アクセス】

- JR船橋駅北口から
新京成バス「北習志野駅」「古和釜十字路」「飯山満駅」行き等に乗車し、「船橋警察署」下車徒歩1分
- JR東船橋駅北口から徒歩10分

- 船橋東警察署（船橋市習志野台7-9-20） TEL 047-467-0110

あ	大穴北 大穴町 大穴南 大神保町
か	金堀町 楠が山町 車方町 高野台 小野田町 小室町 古和釜町
さ	咲が丘 芝山 神保町 鈴身町
た	高根台 滝台 滝台町 田喜野井 坪井町 坪井西 坪井東 豊富町
な	習志野 習志野台 中野木 七林町 二宮 西習志野
は	飯山満町 二和東 二和西
ま	前原西 前原東 松が丘 三咲 三咲町 南三咲 みやぎ台 三山
や・わ	八木が谷 八木が谷町 薬円台 薬園台町



【交通アクセス】

- 新京成線北習志野駅から
新京成バス「高根公団駅」「古和釜十字路」「セコメディック病院」「小室駅」行き等に乗車し、「東警察署前」下車徒歩5分



10-13 障害者等用駐車区画利用証（パーキング・パーミット）の交付

施設の出入口近くに設けられ、車いす使用者等が乗降できるように幅が広く確保されている駐車区画（「車いす使用者優先駐車区画」）や、高齢者や妊産婦の方向けの「おもいやり駐車区画」を使用する際に車内で掲示する利用証を対象者の方に交付する制度です。

【対象者等】

区 分		交付基準	申請に必要な書類	有効期間	
身体障害者	視覚障害	4級以上	身体障害者手帳	無期限 (対象者としての基準に該当しなくなるまで)	
	聴覚障害	3級以上			
	平衡機能障害	5級以上			
	肢体不自由	上肢			2級以上
		下肢			6級以上
		体幹			5級以上
		脳原性運動機能障害			上肢機能
	移動機能				6級以上
内部障害(免疫機能障害を含む)		4級以上			
知的障害者		Aの2以上	療育手帳		
精神障害者		1級	精神障害者保健福祉手帳		
難病患者		特定疾患医療受給者、特定医療費(指定難病)受給者、小児慢性特定疾病医療受給者	受給者証		
高齢者等		要介護区分が要介護1以上	介護保険被保険者証		
妊産婦		妊娠7か月～出産予定日から1年の者	母子健康手帳	妊娠7か月～ 出産予定日から 1年	
けが人等		医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる者	次に掲げるすべての書類 ・医師の診断書もしくは意見書又は公的機関の証明書等 ・身分証明書(保険証、運転免許証等)	必要と認める期間 (原則1年以内)	

【申請方法】

申請書、上記記載の申請に必要な書類の写し（代理人申請の場合は代理人の方の身分証明書の写しも必要）及び返信用封筒（A4サイズ）に140円切手貼付したものを下記申込先に郵送。

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県 健康福祉部 健康福祉指導課 地域福祉推進班 TEL 043-223-3924

ただし、各課窓口でも対応可（郵送不可）

障害者⇒障害福祉課 給付事業係（TEL 047-436-2357）

高齢者⇒高齢者福祉課（TEL 047-436-2352）

妊産婦⇒地域保健課（TEL 047-409-3274）

難病患者⇒保健総務課（TEL 047-409-2891）



10-14 自動車事故被害者（重度後遺障害者）への介護料支給

対象者等	自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害があるため、移動、食事及び排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方に、介護に係る費用を介護料として支給しています。
支給額	特I種（最重度）85,310円・I種（常時要介護）72,990円・II種（随時要介護）36,500円 上記は、いずれも月額の設定額部分、別に上限額の定めあり。利用者の請求に基づくものです。
申請方法	自賠償保険等の後遺障害等級が認定されているもしくは、自動車事故であることがわかる書類や事故時の後遺障害診断書が必要です。その他書類や支給制限もありますので、下記にお問い合わせください。

10

交通・自動車

問い合わせ ▶ 独立行政法人 自動車事故対策機構 千葉支所
 千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1
 ワールドビジネスガーデンマリブウエスト25階
 午前8時30分～午後5時15分
 （開業日については、ホームページの開業日カレンダーをご確認ください）
 ホームページ <https://www.nasva.go.jp/>
 TEL 043-350-1730 FAX 043-350-1731

10-15 交通遺児等への生活資金の貸付支援

対象者等	自動車事故により死亡または重度の後遺障害が残った方のお子様の健全な育成を図るため、要件に該当する生活状況にある家庭の中学校卒業までのお子様を対象に、生活資金の無利子貸付を実施しています。
貸付額	一時金：15万5千円（貸付時）月額：2万円もしくは1万円（選択可能） 入学支度金：4万4千円（希望者のみ）
申請方法	事故証明など自動車事故であることが証明できる書類、その他生活保護を受けているなど生活困窮であることがわかる書類が必要ですが、下記にお問い合わせください。

問い合わせ ▶ 独立行政法人 自動車事故対策機構 千葉支所
 千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1
 ワールドビジネスガーデンマリブウエスト25階
 午前8時30分～午後5時15分
 （開業日については、ホームページの開業日カレンダーをご確認ください）
 ホームページ <https://www.nasva.go.jp/>
 TEL 043-350-1730 FAX 043-350-1731



11 税金・公共料金

11-1 所得税・住民税の控除 身 知 精

		所得税	住民税
対象者		本人、同一生計配偶者（控除対象配偶者も含む）、扶養親族が下記の障害程度に該当する方	
障害者控除 (特別障害者)	障害程度	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体障害者手帳1・2級 ● 療育手帳A～Aの2 ● 精神障害者保健福祉手帳1級 	
	控除額	40万円	30万円
障害者控除	障害程度	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体障害者手帳3～6級 ● 療育手帳Bの1～Bの2 ● 精神障害者保健福祉手帳2・3級 	
	控除額	27万円	26万円
問い合わせ		船橋税務署 TEL 047-422-6511	市民税課 TEL 047-436-2214

- 注意事項**
- 税制度の変更等により、控除額等の内容が変わる場合があります。
 - 同一生計配偶者（控除対象配偶者も含む）又は扶養親族が同居の特別障害者である場合は、控除額に加算があります。
 - 手帳取得年分の所得（※住民税は翌年度課税分）から適用されます。

11-2 贈与税・相続税等の控除 身 知 精

	対象者	優遇内容	問い合わせ
贈与税	贈与によって財産を取得した障害者	一定の信託契約に基づく財産の信託があったときは、その価額のうち3,000万円（特別障害者は6,000万）まで非課税	船橋税務署 TEL 047-422-6511
相続税	相続人である85歳未満の障害者	(85歳－障害者の年齢)×10万円（特別障害者は20万円）を相続税額から控除	死亡した方の住所の所轄税務署
少額貯蓄・少額公債の非課税	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者	元本又は額面350万円までの利子が非課税	各金融機関
個人事業税の非課税	両眼視力の喪失者又は両眼の視力が0.06以下の方（万国式試視力表による）	あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう等の事業税が非課税	船橋県税事務所 TEL 047-433-1275

※平成26年分以前の相続の場合には相続税の優遇内容は上記と異なります。



11-3 自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税(環境性能割)の減免 身 知 精

もっぱら身体障害者等の移動のために使用される自動車について、一定の要件に該当する場合は、自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税(環境性能割)の減免が適用されます。

(注) 税制改正に伴い、令和元年10月以降「自動車取得税」は「自動車税(環境性能割)」又は「軽自動車税(環境性能割)」に、「自動車税」は「自動車税(種別割)」になりました。

対象となる障害者

- 身体障害者手帳をお持ちで下表に該当する方

障害部位	等級(個別)	障害部位	等級(個別)
視覚障害	1～3級、4級(4級は視力障害のみ)	心臓機能障害	1・3・4級
聴覚障害	2・3級	じん臓機能障害	1・3・4級
平衡機能障害	3級	呼吸器機能障害	1・3・4級
音声・言語機能障害	3級のうち喉頭摘出者のみ	ぼうこう機能障害	1・3・4級
上肢不自由	1・2級	直腸機能障害	1・3・4級
下肢不自由	1～6級	小腸機能障害	1・3・4級
体幹不自由	1～3級・5級	免疫機能障害	1～3級
脳原性運動機能障害	上肢1・2級、移動1～6級	肝臓機能障害	1～4級

- 療育手帳をお持ちで下記に該当する方
 - (1) ㉠・㉠の1・㉠の2・Aの1
 - (2) Aの2で、音声もしくは言語又は上肢の機能障害があり身体障害者手帳3級
- 精神障害者保健福祉手帳1級の方

申請期限と減免時期

- 自動車税(種別割)

手帳	申請車	前減免車	申請期限	減免時期
新規交付(等級変更され新たに減免対象となる方を含む)	以前から所有		今年度の納期限	今年度から
			交付日(等級変更により新たに減免対象となった日を含む)から1月以内	交付の翌月から
	新規登録		新規登録日から1月以内	新規登録の翌月から
	移転登録 県外からの転入		翌年度の納期限	翌年度から
以前から所持	以前から所有	なし	納税通知書の納期限	今年度から
		抹消	抹消登録日から1月以内	抹消の翌月から
		移転	翌年度の納期限	翌年度から
	新規登録	なし	新規登録日から1月以内	新規登録の翌月から
		抹消	新規登録日又は抹消登録日のいずれか遅い日から1月以内	新規登録月又は抹消登録月のいずれか遅い月の翌月から
		移転	翌年度の納期限	翌年度から

※前減免車の抹消が申請車の登録の翌月の場合、前減免車の抹消の翌月から減免となるため、申請車について自動車税(種別割)が1月分かかります。
 ※期限を過ぎて申請があった場合、申請日の翌年度から減免となります。



●自動車税（環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）

自動車の登録の日から1月以内

※既に納付済みの場合は、全額が還付されます。

※期限を過ぎると減免となりません。

対象となる自動車の所有者、運転者及び申請に必要な書類

障害者本人又は同居家族等が所有し、障害者の移動のために利用される自動車で、障害者1人につき1台が対象となります。自動車の所有者、運転者により申請に必要な書類が異なります。

なお、入院中である等、手帳所持者の移動のために自動車を使用していない場合は減免の対象となりません。

自動車の所有者 (納税義務者)	運転者	申請に必要な書類	
		共通書類	追加書類
対象となる障害者本人	障害者	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳等 ●車検証（※1） ●自動車検査証記録事項（電子車検証の方のみ） ●運転者の免許証 ●所有者（納税義務者）の印鑑・認め印可 	なし
	同居家族等		生計同一証明書（※2）又は使用目的を証する書類（※4）
同居家族等	障害者		
	同居家族等		
障害者のみ世帯の対象となる障害者本人	常時介護者		常時介護証明書（※3）

※1 すでに減免を受けている（受けていた）自動車（前減免車）がある場合は次の書類も必要です。

- 前減免車を移転登録（名義変更）した場合…移転登録後の自動車検査証記録事項（写）
- 前減免車を抹消登録した場合…抹消登録の証明書（登録識別情報等通知書（写）等）

※2 「生計同一証明書」とは、収入・支出を共にして日常生活を営み、かつ同一家屋に起居している障害者のために、車を所有・運転することを証明する書類です。

※3 「常時介護証明書」とは、原則障害者のみの世帯で生活する障害者のために、障害者が所有する自動車を通院・通学等の目的で継続して（1年以上）日常的に（週3日以上）運転することを証明する書類です。

※4 使用目的を証する書類についてご不明な事項等がありましたら、下記にお問い合わせください。

申請窓口・問い合わせ

千葉県船橋県税事務所 TEL 047-433-1275

千葉県自動車税事務所 TEL 043-243-2721

千葉県ホームページ <https://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/aramashi/shurui/jidousha/index.html#s2>

千葉県HPホーム > くらし・福祉・健康 > 県税 > 県税のあらまし > 県税の種類 > 自動車税（種別割）> 障害者等のための減免について



生計同一証明書・常時介護証明書の交付（市の窓口で交付します）

	生計同一証明書	常時介護証明書
交付に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体障害者手帳等 ● 車検証 自動車検査証記録事項（電子車検証の方のみ） ● 運転者の免許証 ● 所有者の印鑑 	<ul style="list-style-type: none"> ● 左記の書類 ※その他別途証明書が必要となりますので事前にお問い合わせください
申請窓口	市役所障害福祉課 ※自動車税の減免を受けるためには、平日9時から17時までに県税事務所へ生計同一証明書とその他必要書類を持ってお手続きする必要があります。	

問い合わせ ▶ 障害福祉課 給付事業係 TEL 047-436-2345
FAX 047-433-5566

11-4 軽自動車税（種別割）の減免 **身 知 精**

対象となる障害者

- 身体障害者手帳をお持ちで下表に該当する方

障害部位	等級（個別）	障害部位	等級（個別）
視覚障害	1～3級、4級のうち視力障害のみ	心臓機能障害	1・3・4級
聴覚障害	2・3級	じん臓機能障害	1・3・4級
平衡機能障害	3級	呼吸器機能障害	1・3・4級
音声・言語機能障害	3級（喉頭摘出者のみ）	ぼうこう機能障害	1・3・4級
上肢不自由	1級又は2級のうち「両上肢の機能の著しい障害」、「両上肢のすべての指を欠くもの」	直腸機能障害	1・3・4級
下肢不自由	1～6級	小腸機能障害	1・3・4級
体幹不自由	1～3級・5級	免疫機能障害	1～3級
脳原性運動機能障害	上肢1・2級、移動1～6級	肝臓機能障害	1～4級

- 療育手帳をお持ちで下記に該当する方
 - (1) ㊶・㊶の1・㊶の2・Aの1
 - (2) Aの2で、音声もしくは言語又は上肢の機能障害があり身体障害者手帳3級
 - 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ※障害者1人につき、1台の減免となります（普通車含む）



対象となる自動車の所有者及び運転者

自動車の所有者	運転者	必要書類	
		必須書類	追加書類
対象となる障害者、 同一生計の家族等	障害者、同一 生計の家族等	<ul style="list-style-type: none"> ● 軽自動車税(種別割)減免申請書 ● 車検証又は標識交付証明書(原本) ● 軽自動車等を運転する方の運転免許証(原本) ● 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか(原本) ● 軽自動車等の名義人のマイナンバー(個人番号)カード又は有効な通知カード(※)などの「番号確認書類」(申請者が名義人と異なる場合は写しでも可能。)(※)住所・氏名等が住民票に記載の事項と一致しているもの ● 申請者の本人確認書類(※公的機関発行の顔写真付身分証明書：マイナンバーカード等) ● 申請者が軽自動車等の所有者と異なる場合は委任状もしくは代理権が確認できる書類(※戸籍謄本、成年後見登記の登記事項証明書等) 	なし
障害者のみの世帯の 対象となる障害者	障害者、常時 介護者		<ul style="list-style-type: none"> ● 軽自動車等の運転者が障害者本人もしくは同居の家族ではなく、常時介護者の場合 常時介護証明書 ※障害福祉課で交付

車椅子の昇降装置等のある軽自動車税(種別割)の減免

車椅子の昇降装置等、その構造が専ら障害者等の利用のために製造された車両、又は、一般の軽自動車等にこれらと同様の構造変更が加えられた車両について、軽自動車税(種別割)の減免制度があります。※詳しくは市民税課へお問い合わせください

必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 軽自動車税(種別割)減免申請書 ● 車検証(原本) ● ナンバー及び構造変更部分が判断できる写真(※車いす移動車の場合：スロープを降ろした写真、車いすを積んだ状態の写真、車いすを固定(きん定)装置で固定した写真すべてをご準備ください。) ※車検証に車いす移動車等と記載がある場合は写真不要です。 ● 軽自動車等の名義人のマイナンバー(個人番号)カード又は有効な通知カード(※)などの「番号確認書類」(申請者が名義人と異なる場合は写しでも可能。所有者が法人の場合は法人番号を記入いただきます。)(※)住所・氏名等が住民票に記載の事項と一致しているもの ● 申請者の本人確認書類(※公的機関発行の顔写真付身分証明書：マイナンバーカード等) ● 申請者が軽自動車等の所有者と異なる場合は委任状もしくは代理権が確認できる書類(※戸籍謄本、成年後見登記の登記事項証明書等)
-------	--

申請時期と申請窓口

申請時期	軽自動車税(種別割)の納付期限まで。事前受付をしておりますので、随時窓口にてご申請いただけます。
申請窓口	市役所市民税課

問い合わせ 市民税課 TEL 047-436-2203 FAX 047-436-2217



11-5 NHK受信料の免除 **身 知 精**

対象者	免除額	必要なもの
次の障害者が、世帯主で契約者である ● 視覚障害者 ● 聴覚障害者 ● 上記以外の身体障害者（1・2級） ● 知的障害者（A以上） ● 精神障害者（1級）	半額	● 手帳 ● 印鑑 ● 市の証明書 ※取得方法は下記を参照してください
● 身体障害者のいる市民税非課税世帯 ● 知的障害者のいる市民税非課税世帯 ● 精神障害者のいる市民税非課税世帯 ※世帯分離した家族と住居及び生計を共にしている場合は、その方々の課税状況も考慮します	全額	● 手帳 ● 印鑑 ● 市の証明書 ※1月1日以降に転入された場合、前市区町村の非課税証明書等が必要

市の証明書の交付

必要な書類	● 障害者手帳 ● 印鑑
申請窓口	● 身体障害者、知的障害者、精神障害者⇒市役所障害福祉課、船橋駅前総合窓口センター（フェイスビル5階13番窓口） ● 生活保護受給者⇒市役所生活支援課（分庁舎）

問い合わせ ▶ NHKふれあいセンター
TEL 0570-077-077（ナビダイヤル）9時～18時
TEL 050-3786-5003（ナビダイヤルをご利用できない場合）9時～18時

11-6 千葉県営水道料金の一部免除 **身 知 精**

対象者	①（1）身体障害者手帳1級・2級、（2）療育手帳（重度以上の障害に限る）の交付を受けた方、（3）精神障害者保健福祉手帳1級の方がいる世帯。 ※当該世帯又は、同居の方の中に当年において市町村民税（所得割）を賦課された方のいない世帯のみが対象です。 ※当年の市町村民税が確定するまでの期間は、前年の課税状況と同様に取り扱います。 ②児童扶養手当受給世帯 ③特別児童扶養手当受給世帯
免除額	基本料金と従量料金の合計額の8%相当額（10円未満切捨て）
備考	習志野市企業局より水道を供給される地区（三山1～9丁目・田喜野井2丁目27～31番・習志野4丁目5～9番・習志野5丁目）にお住まいの方は水道料金の減免はありません。

問い合わせ ▶ 千葉県企業局県水お客様センター
TEL 0570-001-245（ナビダイヤル）
TEL 043-310-0321（ナビダイヤルをご利用できない場合）
受付時間 月曜～金曜日 8時45分～18時
土曜日 8時45分～17時



11-7 有料公共施設使用料の免除 身 知 精

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体障害者手帳所持者 ● 療育手帳所持者 ● 精神障害者保健福祉手帳所持者
対 象 施 設	下表のとおり
免 除 額	使用料全額免除等
利 用 方 法	<p>お手持ちの障害者手帳を窓口にご提示してください</p> <p>※障害者手帳アプリ「ミライロID」を利用できる場合があります。(ミライロIDについてはP75をご覧ください)</p>

対象施設

施設名	対象者	問い合わせ
運動公園（夏季プールも含む） （駐車料金も免除）	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人、介護者（介護者の人数等詳しくは施設にお問い合わせください。） <p>（指定管理者が実施する自主事業については、利用料金免除の有無を施設にお問い合わせください。）</p>	TEL 047-438-4461
法典公園（グラスポ） （駐車料金も免除）	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人、介護者（介護者の人数等詳しくは施設にお問い合わせください。） <p>（指定管理者が実施する自主事業については、利用料金免除の有無を施設にお問い合わせください。）</p>	TEL 047-438-3500
若松公園 各運動広場 各近隣公園ほか	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人、介護者（介護者の人数等詳しくは施設にお問い合わせください。） 	生涯スポーツ課 TEL 047-436-2910
武道センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人（市内在住、在勤、在学） ● 介護者 <p>（介護者の人数等詳しくは施設にお問い合わせください。）</p> <p>（指定管理者が実施する自主事業については、利用料金免除の有無を施設にお問い合わせください。）</p>	TEL 047-422-0122
船橋アリーナ （個人利用施設のみ対象） （駐車料金も免除）	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人（市内在住、在勤、在学） ● 介護者 <p>（介護者の人数等詳しくは施設にお問い合わせください。）</p> <p>※本人及び介護者の登録をお願いしています。</p> <p>（指定管理者が実施する自主事業については、利用料金免除の有無を施設にお問い合わせください。）</p>	TEL 047-461-5611
ふなばしアンデルセン公園 （駐車料金も免除）	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人 ● 介護者（1人のみ） 	TEL 047-457-6627
ふなばし三番瀬海浜公園 （駐車料金も免除）	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人 ● 介護者（1人のみ） 	TEL 047-435-0828
ふなばし三番瀬環境学習館 （駐車料金も免除）	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人 ● 介護者（1人のみ） 	TEL 047-435-7711



施設名	対象者	問い合わせ
飛ノ台史跡公園博物館	●本人 ●介護者（1人のみ）	TEL 047-495-1325
プラネタリウム館	●本人 ●介護者（2人まで）	TEL 047-422-7732
市営駐輪場 ※機械式駐輪場は対象外 になります（船橋駅南 口地下駐輪場を除く）。	●本人のみ	都市整備課 TEL 047-436-2293
船橋市船橋駅南口地下 駐車場	●本人が運転又は同乗する自動 車で1時間まで免除	都市整備課 TEL 047-436-2532
船橋市本町駐車場 （機械式立体駐車場）	●本人が運転又は同乗する自動 車で1時間まで免除	道路計画課 TEL 047-436-2055
ふなばしメグspa	●本人、介護者は使用料半額 （介護者の条件等詳しくは施設に お問い合わせください。）	TEL 047-457-5151

11

税金・公共料金

11-8 し尿収集手数料の減額 **身 知**

汲み取り式便槽のし尿収集手数料を減額します。（※浄化槽のトイレは対象外です。）

対象者	次のいずれかに該当する方がいる世帯 ●身体障害者手帳1・2級所持者 ●重度又は最重度知的障害の判定を受けた方
申請窓口	市役所クリーン推進課

問い合わせ クリーン推進課 TEL 047-436-2442 FAX 047-436-2448

11-9 NTT ふれあい案内 **身 知 精**

事前に登録することにより、NTTの番号案内（104番）を無料で利用できます。

対象者	●身体障害者手帳（視覚障害1～6級、聴覚障害2～4級・6級、音声機能・言語機能又はそしゃく機能障害3・4級、肢体不自由の上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害1・2級）所持者 ●療育手帳所持者 ●精神障害者保健福祉手帳所持者 ●戦傷病者手帳（視力の障害：特別項症～第6項症）（聴覚の障害：第2項症・第4項症）（上肢の障害：特別項症～第2項症）（音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害：第1項症・第2項症・第4項症）
-----	---

問い合わせ NTT東日本ふれあい案内事務局
TEL 0120-104174 FAX 0120-104134

※FAXによるお問い合わせの注意事項

- FAXでお申込書、障害者手帳等は送付いたいても受付られません。誤って送付された場合は破棄とします。
- 返信はFAXで行うので、FAXを受信できる方のみのお問い合わせになります。



11-10 障害者手帳アプリ ミライロID

株式会社ミライロが提供するスマートフォン用アプリで、障害者手帳情報をアプリ内に登録することで、手帳情報がスマートフォン画面に表示できるようになり、その画面を公共施設等で提示することで、障害者割引を受けることができます。

対象者	<ul style="list-style-type: none">●身体障害者手帳所持者●療育手帳所持者●精神障害者保健福祉手帳所持者
利用方法 利用可能施設	<ul style="list-style-type: none">●利用方法 スマートフォンから「ミライロID」を検索又は下記ホームページにアクセスし、アプリをダウンロードしてください。●利用可能施設 下記ホームページ又は右コードから検索してください。 [ミライロID] https://mirairo-id.jp/ 

問い合わせ▶ 障害福祉課 給付事業係 TEL 047-436-2357 FAX 047-433-5566

11-11 携帯電話料金の割引 **身** **知** **精**

対象者	<ul style="list-style-type: none">●身体障害者手帳所持者●療育手帳所持者●精神障害者保健福祉手帳所持者
割引率	基本使用料等が割引になることがあります。 ※会社によって内容が異なります。

問い合わせ▶ 加入している携帯電話取扱店へ



12 就労支援

12-1 新規就労支度金 身 知 精

対象者	中・高等学校、中等教育学校の特別支援学級又は特別支援学校を卒業後、5年以内に新規に就労した方（転職者は不可）
対象となる就労	下記のすべてに該当するもの ①雇用契約等に基づく就労であること （就労継続支援A型、試用及び就労体験を除く） ②就労期間が1か月以上あること ③1週間当たりの所定就労時間が、原則20時間以上であること
金額	21,000円
必要なもの	●申請書 ●就労証明書 ●卒業証書の写し ●印鑑 ●銀行口座のわかるもの ※就職した日から1年以内に申請してください
申請窓口	市役所障害福祉課

問い合わせ 障害福祉課 給付事業係 TEL 047-436-2345 FAX 047-433-5566

12-2 更生訓練費の助成 身 知 精 難

障害者施設等で社会復帰（就労）の訓練を受けている方が、訓練に必要な「物品を購入した」場合、又は「費用を事業所へ支払った」場合、その費用を助成します。

対象者	自立訓練又は就労移行支援の支給決定を受け利用している方で、利用者負担額が生じない方
助成内容	訓練や実習等を受けるために必要な「物品を購入した」場合、又は「費用を事業所へ支払った」場合、その費用（領収書に書かれている額）相当額を支給。
限度額	●自立訓練を利用している方 75,600円（1年度間） ●就労移行支援を利用している方 37,800円（1年度間） ※年度途中で支給決定を受けた場合は、上記金額とは異なります。
必要なもの	●申請書 ●領収書 ●更生訓練費証明書 ●印鑑 ●銀行口座のわかるもの ※訓練や実習等を受けた同一年度内に申請してください
申請窓口	市役所障害福祉課

問い合わせ 障害福祉課 給付事業係 TEL 047-436-2345 FAX 047-433-5566



12-3 施設入所者就職支度金 身 知 精 難

就労移行支援又は就労継続支援を利用していた方で、就職又は自営することにより、事業所を退所することになった際に、就職に伴う経費の一部を助成します。

対 象 者	下記のすべてに該当する方 ①就労移行支援又は就労継続支援の支給決定を受け、利用している方 ②就労移行支援又は就労継続支援について、自己負担額のない方 ③就職又は自営することにより、就労移行支援事業所又は就労継続支援事業所を退所することとなった方 ④就職に必要な物品（※革靴、腕時計、バッグなど）を購入した方
対象となる就職	下記のすべてに該当すること ①雇用主との雇用契約等があること（試用は除く） ②雇用期間の定めがある場合は、雇用期間が1か月以上であること ③週の平均労働時間が原則20時間以上であること
助 成 額	就職に必要な物品を購入した費用（領収書に書かれている額）を支給 ※限度額36,000円、支給は1度限り
必要なもの	● 申請書 ● 就職等を証する書類（自営に係る事業計画書等） ● 領収書 ● 銀行口座のわかるもの ● 印鑑 ※就職した日から1年以内に申請してください
申請窓口	市役所障害福祉課

問い合わせ ▶ 障害福祉課 給付事業係 TEL 047-436-2345 FAX 047-433-5566

12-4 障害者就業・生活支援センター 身 知 精 難

障害のある就職希望者、あるいは在職中の方が抱える問題に対して、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業面・生活面の一体的な支援を行います。

対 象 者	障害があり、一般企業への就職を希望する方、又はすでに就職されている方
支援の内容	● 就職に向けた準備支援（基礎訓練・職場実習のあっせん） ● 就職活動の支援 ● 職場定着に向けた支援 ● 日常生活に関する助言（生活習慣の形成・健康管理・金銭管理） ● 地域生活に関する助言（住居・年金・余暇活動など）

問い合わせ

- 大久保学園障害者就業・生活支援センター
住所：船橋市豊富町690-13 とよとみみらい内 TEL：047-457-7380
FAX：047-404-1481



12-5 就業相談

船橋公共職業安定所第二庁舎 専門援助部門（本町2-1-1 船橋スクエア21ビル7F）
障害のある方に対して、再就職や職業訓練の受講等についての相談に応じています。

問い合わせ ▶ TEL 047-420-8609（部門コード 45#）

千葉県立障害者テクノスクール [ちばテクノ障害者校]（千葉市緑区大金沢町470）
「やりたい」を「できる」に！

障害のある方が就職に必要な知識・技能を習得し、職業人として自立するために必要な職業訓練を行っています。

問い合わせ ▶ TEL 043-291-7744 FAX 043-291-7745
ホームページ <https://www.pref.chiba.lg.jp/kg-shougaisha/>

千葉障害者就業支援キャリアセンター（千葉市美浜区新港43）

千葉県内の障害者就業・生活支援センターと連携し、障害者の就労支援及び障害者の雇用支援を行います。

雇用・定着のサポートとして、企業の担当者を対象とした研修「精神障害者等職場内サポーター養成研修」の実施や、広域企業支援員を配置することにより千葉県内16センターと連携した雇用サポートを行っています。

また、働きたい方を対象として、就職のために必要とされる基礎的な知識・技能の習得を目的とした「準備訓練」を実施しています。

問い合わせ ▶ TEL 043-204-2385
ホームページ <http://www.syougaisya-career.or.jp/>

千葉障害者職業センター（千葉市美浜区幸町1-1-3）

障害のある方に対しては、ハローワーク（公共職業安定所）をはじめとする関係機関と協力して、就職に向けての相談、職業評価、職業準備支援、ジョブコーチ支援、うつ病等で休職中の方の職場復帰支援（リワーク支援）等就職前から就職後の職場適応・復帰まで、一人ひとりの状況に応じた継続的なサービスを行っています。事業主の方に対しては、障害のある方の雇い入れや雇用管理等について支援を行っています。

問い合わせ ▶ TEL 043-204-2080
ホームページ <https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/chiba/>

国立職業リハビリテーションセンター（埼玉県所沢市並木4-2）

障害のある方々の自立に必要な職業訓練や職業指導などを、一人ひとりの特性に合わせた個別カリキュラムにより体系的に提供しています。近年は、高次脳機能障害者、発達障害者、精神障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する方々を重点的に受け入れ、その就職に向けた取組を積極的に行っています。

問い合わせ ▶ TEL 04-2995-1201 FAX 04-2995-1277
ホームページ <https://www.nvr.cd.jeed.go.jp>



国立障害者リハビリテーションセンター（埼玉県所沢市並木4-1）

就労移行支援	主に身体障害、高次脳機能障害、発達障害があり、就労を希望する方に対し、企業への就職や復職に向けて働くための力を付ける支援や就職活動のための支援を行っています（技能習得訓練、職場体験訓練、就職活動支援、実習訓練など）。就労移行支援を経て就職（復職を含む）し、さらに6か月の後支援を受けた方を対象に、「就労定着支援」サービスを提供しています。
就労移行支援（養成施設）	視覚に障害のある15歳以上の方に対し、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の国家試験受験資格取得に向けた職業教育を行っています。その他、職場開拓、就職活動フォローアップ等の支援も行っています。 ○専門課程：高卒以上の方で修業年限は3年 ○高等課程：中卒以上の方で修業年限は5年
自立訓練 （機能訓練・ 視覚）	主に視覚に障害のある方に対し、地域や家庭などで持てる力を最大限にいかし、より充実した社会生活を送れるよう支援を行っています（日常生活訓練、パソコン訓練、点字訓練、ロービジョン訓練など）。
自立訓練 （機能訓練・ 肢体）	主に頸髄損傷による重度の四肢麻痺のある方に対し、地域や家庭などで持てる力を最大限にいかし、より充実した社会生活を送れるよう支援を行っています（医学的支援、看護、介護、理学療法、作業療法、パソコン訓練、リハビリテーション体育、自動車訓練など）。
自立訓練 （生活訓練）	主に高次脳機能障害のある方に対し、日常生活や社会生活に必要な手段を理解し生活能力を高められるよう、個々の生活状況に応じて訓練を行っています（生活管理能力の向上、作業力の向上、スケジュール管理、社会生活技能の向上、就労準備訓練など）。

※各サービスをご利用いただくためには、市から「障害福祉サービス受給者証」の交付を受ける必要があります。

問い合わせ▶ 国立障害者リハビリテーションセンター
 総合相談支援部 総合相談課
 TEL 04-2995-3100（代）
 FAX 04-2992-4525（総合相談課直通）
 E-mail rehab-soudan@mhlw.go.jp



13 視覚・聴覚障害者の支援

13-1 手話通訳者・要約筆記者の派遣 身

聴覚又は音声・言語機能の障害のある方が、スムーズにコミュニケーションを図るために、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

※「要約筆記」とは、聴覚障害者の方に話の内容を要約し、文字にして伝える通訳です。

対象者	身体障害者手帳を所持する聴覚又は音声・言語機能障害者
用務の範囲	各種手続き、医療機関での診療、学校での面談等 ※詳しくは福祉サービス公社にお問い合わせください。
派遣の申込み	公益財団法人船橋市福祉サービス公社 FAX 047-436-2833 TEL 047-436-2831 E-mail syuwa-youyaku@ffsk.or.jp

問い合わせ 障害福祉課 給付事業係 FAX 047-433-5566 TEL 047-436-2345
E-mail shogai-kyufu@city.funabashi.lg.jp

13-2 手話通訳者・要約筆記者の設置

市役所来庁時、福祉サービス公社にいる手話通訳者・要約筆記者が市役所に来て、手話通訳や要約筆記（ノートテイク）を行います。

※「要約筆記」とは、聴覚障害者の方に話の内容を要約し、文字にして伝える通訳です。

※市役所と船橋駅前総合窓口センター（13番窓口）では、タブレットを利用して公社の手話通訳者との遠隔手話通訳が可能です。

問い合わせ 公益財団法人船橋市福祉サービス公社
FAX 047-436-2833 TEL 047-436-2831
E-mail syuwa-youyaku@ffsk.or.jp

13-3 聴覚障害者の相談

聴覚障害者相談員により、生活・健康・医療・教育・行政手続・障害福祉サービスなどの相談を受け付けます。

問い合わせ

- 公益財団法人船橋市福祉サービス公社
FAX 047-436-2833 TEL 047-436-2831
E-mail syuwa-youyaku@ffsk.or.jp
- 社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会 千葉聴覚障害者センター
FAX 043-308-5562 TEL 043-308-6372
E-mail chibadeaf@deaf.or.jp



13-4 Fネット（聴覚障害者ファクシミリ・ネットワーク）事業 身

市が行う講習会や、光化学スモッグ等の情報を、ファクシミリでお知らせします。

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体障害者手帳（聴覚）所持者 ● 自宅にファクシミリをもっていること <small>※電話と一体型の場合は、自動受信の性能が必要です。</small>
--------------	--

問い合わせ▶ 障害福祉課 給付事業係 FAX 047-433-5566 TEL 047-436-2345

13-5 ふなばし情報メールFAX配信 身

避難所開設情報や、気象警報などの災害情報を、FAXでお知らせします。

対 象 者	身体障害者手帳（聴覚）所持者でメールを使用していない方
配信カテゴリ	重要情報、ふなばし災害情報
配 信 内 容	各種気象警報、土砂災害警戒情報、震度4以上の地震発生情報、避難情報、避難所開設情報、国民保護情報、大規模事故災害（列車事故、航空機事故、危険物事故災害）等の情報 <small>※「ふなばし情報メール（ふなばし災害情報）」で配信している情報と同じ情報になります</small>

問い合わせ▶ 危機管理課 FAX 047-436-2030 TEL 047-436-2038

13-6 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 身

目と耳の両方に不自由を感じている方（盲ろう者）の社会参加や自立を支援するため、移動やコミュニケーション等を手助けする通訳・介助員を派遣します。

対 象 者	県内在住で、身体障害者手帳の視覚及び聴覚障害の重複による障害の程度が1級又は2級の方
主なコミュニケーションの方法	手話（弱視手話、触手話）、指文字、手のひら書き、指点字、点字、音声、筆記など <small>※詳しくはNPO法人千葉盲ろう者友の会にお問い合わせください。</small>
費 用	無料
派遣の申込み	NPO法人千葉盲ろう者友の会 TEL・FAX 043-310-3008 メール haken-chibadb@wd5.so-net.ne.jp

問い合わせ▶ 障害福祉課 給付事業係 FAX 047-433-5566 TEL 047-436-2345



13-7 Net119緊急通報システム **身**

聴覚や発語に障がいがあり、会話による通報が困難な方のための緊急通報システムで、スマートフォンなどのインターネット機能を利用して、簡単な操作で消防局へ緊急通報（消防車、救急車の出動要請）することができます。その他にスマートフォンなどをお持ちでない方であっても119番通報ができる「メール119番通報システム」や「緊急通報用FAX」も整備しています。ご希望の方は事前に消防局指揮指令課に登録をお願いします。なお、Net119については、web登録も可能です。

対象者	船橋市内に居住している方、市内に通勤、通学されている方で、聴覚や言葉が不自由で電話による119番通報が困難な方
------------	---

問い合わせ▶ 船橋市消防局指揮指令課
TEL 047-435-8634 FAX 047-432-8229
メール sho-shirei@city.funabashi.lg.jp

13-8 メール110番システム **身**

音声による110番通報が困難な方は、携帯電話やパソコンのインターネットを使用して110番通報していただくことができます。

対象者	聴覚や言葉が不自由で電話による110番通報が困難な方
通報用アドレス	https://chiba110.jp

問い合わせ▶ 千葉県警察本部 通信指令課 TEL 043-201-0110
FAX 0120-110-294

13-9 FAX110番

音声による110番通報が困難な方は、FAXを利用して通報していただくことができます。

対象者	聴覚や言葉が不自由で電話による110番通報が困難な方
利用方法	「FAX110番緊急通報用紙」に通報内容（泥棒、交通事故など）、住所、氏名、FAX番号を書いて0120-110-294へFAXを送ってください。

問い合わせ▶ 千葉県警察本部 通信指令課 TEL 043-201-0110（代表）
FAX 0120-110-294



13-10 110番アプリシステム

音声による110番通報が困難な方は、スマートフォンなどを利用して通報していただくことができます。

対 象 者	聴覚や言語が不自由で電話による110番通報が困難な方
利 用 料	無料（通信料はかかります。）
利 用 方 法	iPhoneを持っている方はAppStoreから、Androidを持っている方はGooglePlayで「110番アプリ」を検索し、ダウンロードしてください。 ※フィーチャーフォンを持っている方は、インターネット上のウェブページからアクセスすることができます。

問い合わせ▶ 千葉県警察本部 通信指令課 TEL 043-201-0110（代表）
FAX 0120-110-294

13-11 災害時支援用バンダナ **身**

災害時に情報を得にくい視覚、聴覚に障害のある方が情報を得やすくすることや意思の疎通を円滑に行うことを目的として作成したバンダナです。肩にかけて胸の前でフックを留めて着用すると「目が不自由です」「耳が不自由です」といったメッセージが周囲の人から見えるようになっています。対象者に無料配布しています。

対 象 者	市内在住の身体障害者手帳（視覚障害、聴覚障害）を所持する方
-------	-------------------------------

問い合わせ▶ 障害福祉課 計画係 TEL 047-436-2307 FAX 047-433-5566

13-12 聴覚障害者のための手話 **身**

基本的な意思疎通ができるように手話の学習会を開催しています。

対 象 者	聴覚障害の記載がある身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方
実 施 方 法	月2回 身体障害者福祉センターで実施

問い合わせ▶ 身体障害者福祉センター TEL 047-466-1268
FAX 047-466-1269

13

視覚・聴覚障害者の支援



13-13 視覚障害者自立生活支援事業 **身**

視覚障害者、特に中途失明者に対し、家庭訪問によるカウンセリングや歩行訓練、日常生活訓練、点字・音声ワープロ訓練、その他日常生活における相談等を行い、視覚障害者の自立と社会参加の促進を図るものです。

対象者	視覚障害者、特に中途失明者
実施方法等	社会福祉法人千葉県視覚障害者福祉協会の専門職員が家庭訪問します。

問い合わせ ▶ 障害福祉課 給付事業係 TEL 047-436-2345
社会福祉法人千葉県視覚障害者福祉協会 TEL 043-424-2582

見えにくい方、見えない方のためのなんでも相談

家庭訪問の他、身体障害者福祉センター内の会場を利用して相談に応じます。
月～金曜日の午前10時～午後4時に電話で予約してください。
(祝日及び12月29日～1月3日を除く)

問い合わせ ▶ 社会福祉法人千葉県視覚障害者福祉協会
TEL 043-424-2582

13-14 電話リレーサービス

電話リレーサービスは、聴覚や発話に困難がある方と聞こえる方を、通訳オペレーターが手話・文字と音声とを通訳することにより、24時間365日、電話で双方向につながる公共インフラです。

利用方法 ▶ 日本財団電話リレーサービスへの利用登録後に利用ができます。

問い合わせ ▶ 利用登録・利用方法・サービス内容について
(一財) 日本財団電話リレーサービス
TEL 03-6275-0912 (受付：9時30分～17時※年末年始を除く)
FAX 03-6275-0913
MAIL info@nftrs.or.jp HP <https://nftrs.or.jp/>



13-15 点訳・音訳等のサービス 身

サービス名	内容	問い合わせ
点字カレンダーの交付	視覚障害者で希望される方に、点字カレンダーを差し上げます。	障害福祉課 施設整備係 TEL 047-436-2344
点字広報・声の広報の発行	毎月1日・15日に発行される「広報ふなばし」の点字版又は紙面の内容をCD・カセットテープに録音したものをお送りします。 ※市ホームページでは声の広報のほか、音声読み上げソフトに対応した「広報ふなばしテキスト版」も掲載しています。	広報課 TEL 047-436-2012
点字版市議会だより・声の市議会だよりの発行	定例会（年4回）や臨時会の開催後に発行される「ふなばし市議会だより」の点字版又は紙面の内容をCD・カセットテープに録音したものをお送りします。 また、市議会ウェブサイトでも最新の2号分及び改選号をお聞きいただけます。	議会事務局 総務調査課 調査係 TEL 047-436-3014
点字・録音による県広報の発行	月1回発行される「県民だより」の点字版又CD・カセットテープに録音したのも発行しています。	千葉点字図書館 TEL 043-424-2501
声の図書の貸出	目の不自由な方に、録音図書（デイジー図書・カセットテープ）を貸し出します。 ※身体障害者福祉センターでは、市内在住で、視覚障害の記載がある身体障害者手帳をお持ちの方を対象としています。	身体障害者福祉センター TEL 047-466-1268
録音図書等郵送サービス	目の不自由な方に録音図書等（朗読CD・カセットブック・点字図書・デイジー図書）を貸し出します。また市内在住で、視覚障害の記載がある身体障害者手帳をお持ちの方には、郵送による館外貸出も行っています。	西図書館 TEL 047-431-4385 中央図書館 TEL 047-460-1311 北図書館 TEL 047-448-4899 東図書館 TEL 047-463-3611
大活字本の貸出	目の不自由な方に、通常の本の文字よりも大きく読みやすい大活字本を貸し出します。	
対面朗読室	視覚障害の記載がある身体障害者手帳と図書館資料利用券をお持ちの方が利用可能です。はじめてご利用される方は、事前に各図書館にお問い合わせください。	
電子書籍サービス	文字の拡大や反転、音声の読み上げができるものもあります。ご利用には登録が必要です。	

13

視覚・聴覚障害者の支援



13-16 視覚障害者パソコン教室 身

千葉県視覚障害者福祉協会では、千葉県からの受託事業として視覚障害者情報支援事業の一環でパソコン教室を開催しています。

受 講 日	第2・第4月曜日 10時～12時、13時～15時※受講料は無料
内 容	パソコンの基礎的な使い方やその他情報支援機器（デイジー図書再生機器・点字ディスプレイ等）の操作方法など。通うことが難しい方は、スカイプによる指導もありますので、ご相談ください。 受講される方は、開催される1週間前までに下記までお申し込みください。

問い合わせ▶ 千葉県視覚障害者福祉協会
TEL 043-421-6910（第2・第4月曜日 担当直通）
又は043-421-5199

13-17 視覚障害者相談・支援室 身

視覚障害者が抱える生活上の諸問題について、当事者の視点をふまえながら相談し支援に繋げていくことを目的としています。

開 設 日	原則として第1・第2・第3水曜日 午前10時～午後4時（祝日・年末年始は休み） 点字教室は第1週、第3週の水曜日
-------	---

問い合わせ▶ 社会福祉法人千葉県視覚障害者福祉協会（四街道市四街道1-9-3）
TEL 相談専用電話 第1・第3（水） 043-421-6910
第2（水） 080-7153-8228
043-421-5199（開設日以外で相談予約のみ）
ホームページ <https://www.tisikyo.jp/>
E-mail jimukyoku-chibaken@tisikyo.jp

13-18 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成

身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴児に補聴器購入費用の一部を助成します。

※購入する前に申請してください。

申 請 窓 口	市役所療育支援課
---------	----------

問い合わせ▶ 療育支援課 管理給付係 TEL 047-436-2342 FAX 047-436-2549



14 その他生活の支援

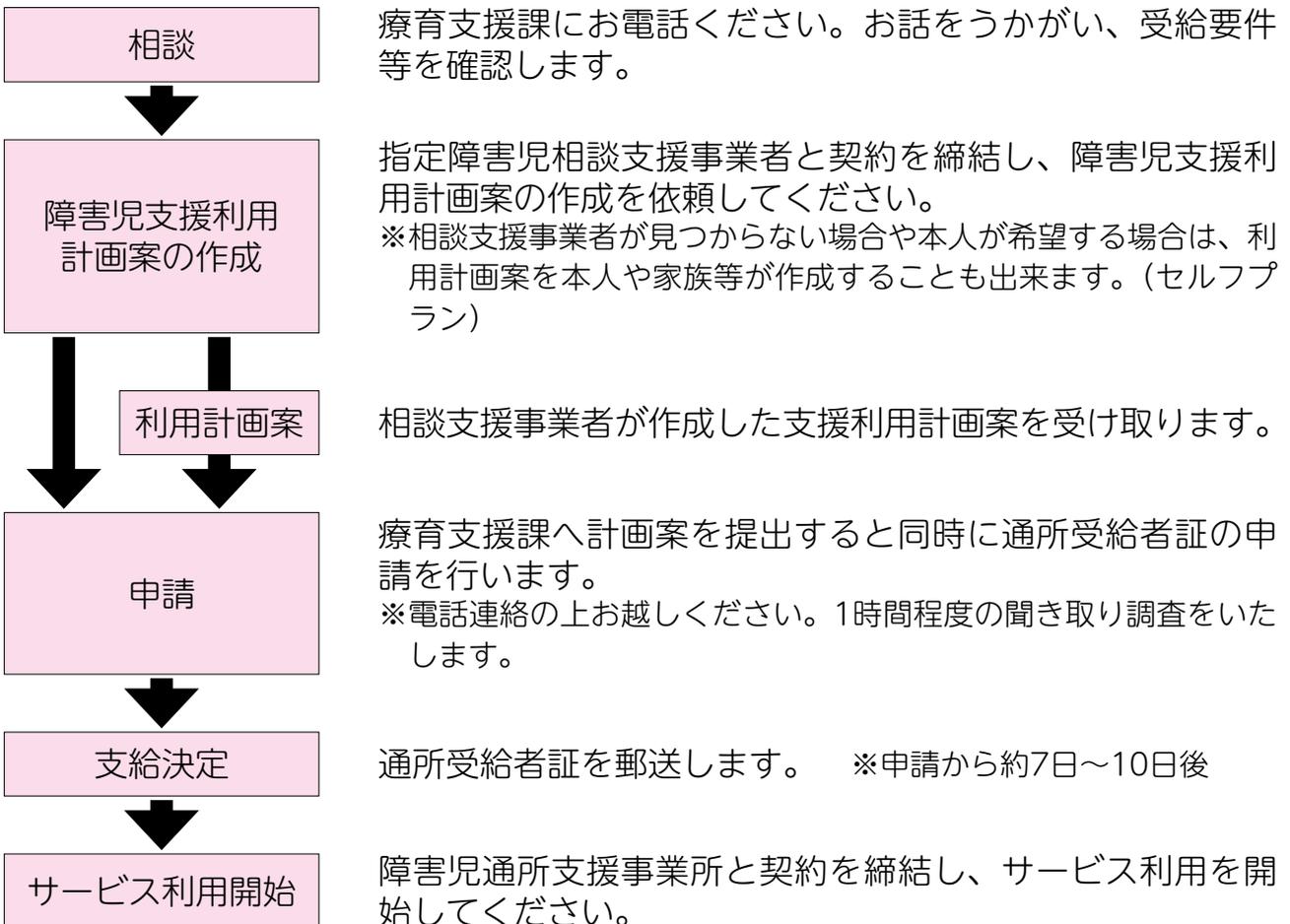
14-1 障害児通所支援

療育等が必要な児童に対して、日常生活の基本的動作及び知識や技能の習得、集団生活への適応のための支援を行う児童福祉法上のサービスです。

※サービスを提供する事業所の一覧はP100をご覧ください。

対象者	心身の障害や発達特性により療育等が必要な児童
必要なもの	●印鑑 受給資格等により、必要な書類が異なりますので、必ず療育支援課へお問い合わせください。
費用	世帯の収入により、1月に支払う利用者負担額の上限が設定され、サービス利用後に事業所に負担額を支払います。ただし、1月のサービス費用の1割が利用者負担の上限よりも低い場合は、サービス費用の1割となります。 ※2019年10月より満3歳になって初めての4月1日から3年間は無償となります。
申請窓口	市役所療育支援課

手続きの流れ



問い合わせ 療育支援課 管理給付係
TEL 047-436-2342 FAX 047-436-2549



14-4 船橋市保健所デイケアクラブ

在宅で精神科に通院している精神障害者を対象に、気軽に参加できるグループ活動としてレクリエーションを中心にした各種プログラムを行っています。

なお、利用にあたっては登録が必要です。希望する場合は事前にご連絡ください。

開催日時	毎月第1～4金曜日（原則として） ●午前開始の場合：午前10時～午後1時 ●午後開始の場合：午後1時30分～午後4時 ※第5金曜日、お盆、年末年始はお休みです。
場所	保健福祉センター
内容	作品づくり、レクリエーション、スポーツ、料理、遠足、交流会等
スタッフ	精神保健福祉士、保健師、ボランティア等
参加費	無料（交通費等は自己負担）

問い合わせ 保健所保健総務課 TEL 047-409-2859

14-5 成年後見制度の手続の案内 **知** **精**

認知症、知的障害、精神障害などにより、法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあうおそれがあったりするなど、物事を判断する能力が十分でない方（以下「本人」といいます。）のために、財産管理をしたり、身上保護（介護契約、施設への入所契約など生活について配慮すること）をしたりする方を選ぶことによって、本人の権利の保護、支援をする制度です。

親族等の申立てにより、本人の判断能力の程度などの事情に応じた適切な援助者（成年後見人・保佐人・補助人）を家庭裁判所が選ぶこととなります。

問い合わせ 千葉家庭裁判所市川出張所 TEL 047-336-3003

地域包括ケア推進課（船橋市権利擁護サポートセンター） TEL 047-436-2558

※裁判所では、手続や書式の案内は行っていますが、申立てが必要かどうか等の相談は行っていません。

※地域包括ケア推進課では制度案内や必要に応じ、船橋市障害者成年後見支援センター等にお繋ぎします。

14-6 船橋市障害者成年後見支援センター **知** **精**

船橋市が援護を行う（法律に基づき支援をする）知的障害や精神障害のある方及びその家族に対し成年後見制度に関する電話相談と、市からの依頼を受け、かつ、裁判所において選任されたときに、法人後見を行います。

問い合わせ 船橋市障害者成年後見支援センター TEL 047-407-4441



14-7 成年後見制度利用支援事業 **知 精**

成年後見制度の利用対象者（認知症高齢者、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方）で身寄りがない方は、市が審判の申立てを行うことができます。

また、後見人に対する報酬等の支払いが困難な方については、成年後見制度利用にかかる費用を助成します。

助成額 (上限)	● 在宅の場合	月額28,000円
	● 施設入所又は長期入院の場合	月額18,000円

- 問い合わせ**
- 知的障害者⇒障害福祉課 相談支援係 TEL 047-436-2343
 - 精神障害者⇒保健所保健総務課 TEL 047-409-2859
 - 認知症高齢者⇒下記の各地域包括支援センター

地域包括支援センター	所在地	TEL
中部	北本町1-16-55 (保健福祉センター1階)	047-423-2551
新高根・芝山、高根台	芝山1-39-7 フォンテーヌ芝山104	047-404-7061
東部	薬円台5-31-1 (社会福社会館3階)	047-490-4171
前原	前原西2-29-10 青空ビル1階	047-403-3201
三山・田喜野井	三山6-41-24 田屋ビル103	047-403-5155
習志野台	習志野台2-71-15 ACEビル202	047-462-0002
西部	本郷町457-1 (西部消防保健センター4階)	047-302-2628
塚田	前貝塚町535-10 ハイムルーエ	047-404-7221
法典	馬込西1-2-10 寿ビルA101	047-430-4140
南部	湊町2-10-25 (船橋市役所3階)	047-436-2883
宮本・本町	宮本4-19-12 ヨモギダビル203	047-401-0341
北部	三咲7-24-1 (北部福社会館1階)	047-440-7935
二和・八木が谷	二和東6-17-39	047-448-7115
豊富・坪井	神保町117-8	047-457-3331

※担当地域は、P109をご覧ください。

※地域包括支援センターの協働機関として、また地域における身近な相談窓口として市内15か所に在宅介護支援センターがあります。一覧はP109をご覧ください。



14-8 身体障害者補助犬 **身**

視覚・聴覚に障害のある方や肢体不自由により日常生活に支障がある方に対し、公共施設や交通機関等の利用を円滑にし、身体障害者の自立及び社会参加の促進を図ることを目的に補助犬の給付を行います。

問い合わせ▶ 障害福祉課 相談支援係 TEL 047-436-2343 FAX 047-433-5566

14-9 職親制度 **知**

知的障害者の自立・更生に熱意のある職親に障害者を預け、食住をともにする中で、生活指導・技能習得訓練をお願いする制度です。

問い合わせ▶ 障害福祉課 相談支援係 TEL 047-436-2343 FAX 047-433-5566



14-10 車いすの貸出し

船橋市社会福祉協議会及び下表の地区社会福祉協議会では、一時的に車いすを必要とされる方に貸出しを行っています。

貸出額	1日70円 ※身体障害者手帳1級・2級の方、生活保護・市民税非課税世帯は無料
貸出期間	最長2か月まで
受付等	※台数に限りがありますので事前にお問い合わせください。 市社協：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 地区社協：月曜日～金曜日 午前10時～午後3時 (土・日・祝日・公民館休館日等及び12月29日～1月3日は休み)

問い合わせ 船橋市ボランティアセンター（船橋市社会福祉協議会内）
TEL 047-431-8808 FAX 047-431-2678
各地区社会福祉協議会（下表参照）
※湊町・本町地区につきましては、船橋市社会福祉協議会で貸出しします。

地区名	場所	電話	地区名	場所	電話
宮本	宮本6-18-1 宮本公民館敷地内	047-421-1018	二宮・飯山満	飯山満町1-950-3 飯山満公民館内	047-424-0317
海神	海神6-3-36 海神公民館内	047-437-2207	薬円台	薬円台5-31-1 社会福社会館内	047-469-6118
葛飾	西船4-17-3 西船橋出張所内	047-437-6633	三田習	三山8-19-1 三山市民センター内	047-471-3325
本中山	本中山1-6-6 西部公民館内	047-336-7011	習志野台	習志野台1-6-7 ライツC号室	047-465-0250
塚田	前貝塚町601-1 塚田公民館敷地内	047-430-7345	二和	二和東5-26-1 二和公民館内	047-447-3711
法典	藤原7-33-7 法典公民館内	047-430-8077	三咲	三咲3-5-10 三咲公民館内	047-440-2161
夏見	夏見2-29-1 夏見公民館内	047-425-3808	八木が谷	八木が谷2-14-6 八木が谷公民館内	047-448-7713
高根・金杉	高根町2885-3 高根公民館内	047-438-5671	松が丘	松が丘4-32-2 松が丘公民館敷地内	047-468-6120
高根台	高根台1-2-5 高根台公民館内	047-467-4551	大穴	大穴南3-19-1 海老が作公民館内	047-464-8581
高芝	新高根1-12-9 新高根公民館内	047-469-5050	豊富	豊富町4 北部公民館内	047-457-1552
前原	前原西2-21-21 東部公民館内	047-471-8121	坪井	坪井町1371 坪井公民館内	047-402-0933



14-11 生活福祉資金の貸付 **身 知 精**

障害者自らが運転する自動車の購入に必要な経費、もしくは障害者と生計を同一にする方が当該障害者の日常生活の便宜または社会参加の促進を図るために自動車を購入するための必要な経費、並びに福祉用具購入費用などの貸し付けを行っています。

問い合わせ▶ 社会福祉協議会 TEL 047-431-5877 (貸付) FAX 047-431-2678

14-12 「広報ふなばし」の無料配布 **身 知 精**

新聞をとっていない人で「広報ふなばし」の配布を希望する人には、委託業者が発行日に無料でポスティング（宅配）します。

※申し込むと「選挙公報」も届きます。また、無料アプリ「マチイロ」をダウンロード（右コード）すると、スマートフォンやタブレットでも見られるほか、発行日に通知されます。



問い合わせ▶ 広報課 TEL 047-436-2012 FAX 047-436-2769

14-13 図書館宅配サービス **身**

身体障害者（市内在住で、1級から3級までの身体障害者手帳をお持ちの方）等で、代理人を指定できない理由があり、図書館に来館することが困難な方を対象に、宅配による図書館資料の貸出をします。

問い合わせ▶ 西図書館 TEL 047-431-4385 東図書館 TEL 047-463-3611
中央図書館 TEL 047-460-1311 北図書館 TEL 047-448-4899

14-14 情報機器の利用 **身**

身体障害者福祉センターに設置されているパソコンや点字プリンター、拡大読書器等を利用できます。事前の予約が必要です。

対象者	●18歳以上の身体障害者手帳所持者 ●点字プリンター等を使用するボランティアサークル
内容	視覚障害者用音声ソフト、文書作成ソフト、表計算ソフトの利用等
費用	無料 ※記録媒体、用紙等は持参

問い合わせ▶ 身体障害者福祉センター TEL 047-466-1268 FAX 047-466-1269

障害福祉課では、市内公共施設で聴覚に障害のある人が参加する会議等に無料でヒアリングループの貸出を行っています。

詳細についてはお問い合わせください。

問い合わせ▶ 障害福祉課 給付事業係 TEL 047-436-2345 FAX 047-433-5566



14-15 クリーンサポート収集

65歳以上の高齢者世帯（一人暮らし、または高齢者のみの世帯）、障害者のみの世帯などで、自分たちで粗大ごみを玄関先等収集場所まで運ぶことができない場合、屋内より持ち出し収集を行います。

問い合わせ▶ 粗大ごみ受付センター TEL 047-457-4153
FAX 047-457-4221

14-16 ふれあい収集

ごみ出しが困難な方を対象に、ごみの戸別収集を行います。希望者には収集時の「声かけ」も行います。

対象者	自力でのごみ出しが困難で、他の人から支援を受けられず、次のいずれかに該当する方、もしくは世帯全員が該当する方。 ●要介護1～5 ●身体障害者手帳2級以上（視覚及び肢体不自由障害は3級以上） ●療育手帳A以上 ●精神障害者保健福祉手帳1級
収集するごみの種類	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、有価物
収集する日	月～金曜日（曜日・時間は選べません）のうち、週1回。（年末年始及びGWは除く。）
費用	無料
申請方法・必要なもの	資源循環課に事前相談のうえ、申込書を同課に提出。
申請窓口	市役所資源循環課

問い合わせ▶ 資源循環課 TEL 047-436-2433 FAX 047-436-2448

14-17 障害者スポーツ大会 **身** **知** **精**

千葉県障がい者スポーツ協会により、毎年開催されています。

開催時期	5～12月（種目により異なる）
参加資格等	13歳以上の身体障害者・知的障害者・精神障害者（種目により条件あり）
応募方法	前年度2月頃の「広報ふなばし」でお知らせしています。 ※募集は陸上・卓球・水泳・サウンドテーブルテニス ボウリングのみです。

問い合わせ▶ 障害福祉課 計画係 TEL 047-436-2307 FAX 047-433-5566



14-18 パラスポーツ用具の貸し出し

生涯スポーツ課ではパラスポーツを楽しめるようにポッチャセット（貸出施設は運動公園）やサウンドテーブルテニス用卓球台（貸出施設は船橋アリーナ）を無料で貸し出しています。

ポッチャセットは市内5か所の公民館でも貸し出しています。

詳しくはホームページをご覧ください、貸出施設へ直接お申込みください。

ホームページ

<https://www.city.funabashi.lg.jp/gakushu/006/p081803.html>



問い合わせ

教育委員会生涯スポーツ課 スポーツ振興係
TEL 047-436-2912 FAX 047-436-2908

14-19 受診サポート手帳 身 知 精

コミュニケーションを取ることが苦手な障害者（児）が、診療の際に留意していただきたいことや主治医からの注意事項などの情報を診療前に提示することにより、障害がある一人ひとりの特性を理解し、円滑に診療を行っていただくための手帳です。必要な方に差し上げています。

問い合わせ

障害福祉課 給付事業係 TEL 047-436-2345 FAX 047-433-5566

14-20 電話お願い手帳（Web版・アプリ版） 身

耳や言葉の不自由な方が、緊急時等に筆記することなく相手に用件を伝えるための手帳です。アプリのダウンロード・使用方法等につきましては、NTTのホームページをご確認ください。

問い合わせ

障害福祉課 計画係 FAX 047-433-5566 TEL 047-436-2307

14-21 青い鳥郵便葉書 身 知

日本郵便株式会社では重度の身体障がい者及び重度の知的障がい者の方で、ご希望いただいた場合に「青い鳥郵便葉書」を無償配付しています（配付にあたっては受付期間等、定めがあります）。

なお、施策の実施は毎年3月頃に決定し、周知されます。

対象者	身体障害者手帳1・2級、療育手帳 ①の1～Aの2
-----	--------------------------

問い合わせ

各郵便局



14-22 労災特別介護施設（ケアプラザ）

労働災害により重い後遺障害を負われた方に、安心していきいきとした生活を営んでいただくため、厚生労働省が全国8か所に設置し、労災特有の傷病・障害に応じた専門的な介護サービスを提供する介護施設です。

※入居対象者は、傷病等級又は障害等級が1級から3級の労災年金受給者、60歳以上で障害等級4級程度に該当する労災年金受給者で、在宅での介護が困難な方が入居できます。（※障害者手帳の等級ではございません。詳しくはお問い合わせください。）

問い合わせ ▶ 一般財団法人 労災サポートセンター
TEL 03-6834-2510 FAX 03-6834-2530
ホームページアドレス <https://www.rousaisc.or.jp>

14-23 ヘルプカード 身 知 精 難

障害のある方や難病の方等の援助を必要とする方が携帯し、日常生活や災害時、緊急時に必要な支援や配慮を周囲の人に伝える手助けとなるものです。必要な方に差し上げています。

ヘルプカードを持った人が困っているところを見かけた場合には、積極的に声をかけ、記載内容にそった支援をお願いします。

ヘルプマークについてはP118をご覧ください。



配付場所

- 障害福祉課
- 療育支援課
- 船橋駅前総合窓口センター
- 保健所保健総務課
- 各保健センター
- 身体障害者福祉センター

問い合わせ ▶ 障害福祉課 給付事業係 TEL 047-436-2357 FAX 047-433-5566



14-24 ライフサポートファイル

障害のあるお子さんや特別な配慮を必要とするお子さんたちが、乳幼児期から成人期までのそれぞれのライフステージで、途切れることなく一貫して適切な支援を受けられるように、お子さんの生育歴や受けてきた支援内容などをライフステージごとに記録・管理できるファイルです。

配付場所

- 市役所本庁舎（療育支援課と障害福祉課）
- 地域保健課
- 保健総務課
- こども発達相談センター
- 子育て支援センター（南本町・高根台）
- 保健センター（中央・東部・北部・西部）
- 総合教育センター（教育支援室）
- 市ホームページよりダウンロードできます。

URL <https://www.city.funabashi.lg.jp/kodomo/hattatsu/002/p112749.html>

問い合わせ ▶ 療育支援課 整備計画係 TEL 047-436-2121 FAX 047-436-2549

14-25 住宅用火災警報器取付支援 **身** **知** **精** **難**

申請があった世帯へ消防職員が伺い、住宅用火災警報器の取付を行います。

対象者	障害者世帯の方、その他取付が困難と認められる世帯の方
費用	無料
必要なもの	住宅用火災警報器を事前に購入していただく必要があり、また、それぞれのお住まいにより取り付ける場所などが異なるため、事前に下記までご連絡ください。
申請窓口	船橋市消防局予防課 予防広報係

問い合わせ ▶ 船橋市消防局予防課 予防広報係
TEL 047-435-1114 FAX 047-435-8637
E-mail sho-yobo@city.funabashi.lg.jp

14

その他生活の支援



15 選挙

15-1 郵便等による不在者投票 **身**

身体が不自由等の理由により投票所に行くことが困難な方は、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受けて、自宅等で郵便等による不在者投票を行うことができます。

対象者

- 身体障害者手帳をお持ちで、下表のいずれかに該当される方
- 自ら投票の記載をすることができる方（※自ら投票の記載をすることができない方でも、一定の要件を満たす方は、代理記載制度を利用できる場合があります。詳しくは下記の「代理記載制度について」をご覧ください。）

身体障害者手帳の障害名	障害の程度		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	×
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○
肝臓、免疫の障害	○	○	○

※なお、戦傷病者手帳をお持ちで一定以上の障害がある方、介護保険の被保険者証に「要介護5」の記載がある方も対象となります。

手続き

事前に選挙管理委員会へ下記のものを持参もしくは郵送し、「郵便等投票証明書」（交付日から7年間有効、介護保険の被保険者は要介護認定の有効期間まで）の交付を受けてください。なお、証明書の交付申請は、随時受け付けています。

- 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証のいずれかの写し
- 郵便等投票証明書交付申請書（本人が署名）

代理記載制度について

上記の対象者に該当し、かつ上肢1級又は視覚障害1級がある方は、代理記載人の記載によって投票をすることができます。この制度を利用するには、代理記載人（選挙権がある方）となる方の同意書・宣誓書を併せて届け出る必要があります。

15-2 代理及び点字投票 **身**

投票所にて視覚障害者や肢体不自由等で自ら投票の記載をすることができない方は、投票所係員が投票の秘密を侵すことなくお手伝いする代理投票という制度があります。視覚障害者の方は点字投票もできます。投票所で係員に申し出てください。

また「投票支援カード」に代理投票または他に必要な支援事項（筆談、会場内の車椅子介助など）をご記入の上、投票所の係員に提示していただくと必要な支援をスムーズに受けることができます。

「投票支援カード」は入場整理券に同封されている案内に印刷されています。市ホームページからダウンロードすることもできます。

問い合わせ 選挙管理委員会 TEL 047-436-2733 FAX 047-436-2730



16 施設

16-1 障害福祉サービス事業所

サービスの内容や対象者、利用手続きなどはP28～P30をご覧ください。作業内容、受入対象等は各事業所へお問い合わせください。



最新の一覧表（市内事業所）はこちらをご覧ください。ご覧になれない方は、冊子のご用意もしておりますので、障害福祉課（047-436-2309）までお問い合わせください。（視覚障害者用の冊子もご用意しております。）

市外の障害福祉サービス事業所 知

施設名	所在地	電話番号
船橋市障害者支援施設北総育成園	香取郡東庄町 笹川い字龍ヶ谷5852-1	0478-86-3003

16-2 その他の施設



最新の一覧表（市内日中一時支援事業所）はこちらをご覧ください。ご覧になれない方は、冊子のご用意もしておりますので、障害福祉課（047-436-2346）までお問い合わせください。（視覚障害者用の冊子もご用意しております。）

知的障害者生活ホーム 知

共同生活を営むのに支障のない知的障害者に、共同生活のための居室を提供し、世話人により食事の提供・相談等の日常生活の援助を行います。

施設名	所在地	電話番号
かつみ荘	—	047-462-1886 (NPO法人とまりぎ)

身体障害者福祉ホーム 身

家庭で日常生活を営むことが困難な身体障害者が、自立した生活を営みます。

施設名	所在地	電話番号
船橋市身体障害者福祉ホーム若葉	二和西5-7-17	047-449-9060

身体障害者福祉センター 身

身体に障害のある人が社会参加・身体機能の維持・仲間との交流を図るために、いろいろな事業を行っています。また、市民への啓発事業も行っています。

施設名	所在地	電話番号
船橋市身体障害者福祉センター	薬円台5-31-1 社会福祉会館1階	047-466-1268 FAX 047-466-1269

地域活動支援センターI型 精

市民の心の健康増進と、精神障害回復途上者の社会復帰、社会参加を促進します。

施設名	所在地	電話番号
船橋市地域活動支援センター（オアシス）	北本町1-16-55 船橋市保健福祉センター3階	047-409-2487



地域活動支援センターⅢ型 **身 知 精 難**

創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。
難病等の方が利用する際は、各事業所へお問い合わせください。

施設名	所在地	電話番号	身	知	精
地域活動支援センターアーモ	二和西4-33-1	047-447-8198		○	○
地域活動支援センター希望の鐘	習志野台2-33-1	047-467-9016			○
ひなたぼっこ	本町4-31-23	047-426-8825		○	
船橋ふくしの家	夏見5-22-2	047-422-2289	○		○

16-3 障害児入所支援施設（18歳未満） **身 知**

施設種類	内容
福祉型 障害児入所施設	18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とした施設です。
医療型 障害児入所施設	18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うことを目的とした施設です。

問い合わせ 千葉県市川児童相談所 船橋支所 TEL 047-420-1600

16 施設

16-4 障害児通所支援事業所



最新の一覧表はこちらをご覧ください。ご覧になれない方は療育支援課（047-436-2121）までお問い合わせ下さい。

児童発達支援センター

就学前の発達につまずきのある幼児を通園させ生活指導等を行います。

施設名	所在地	電話番号
とらのこキッズ	二和西5-7-28	047-440-6650
さざんかキッズ	行田2-8-1	047-404-1234



16-5 指定障害児相談支援事業所



最新の一覧表はこちらをご覧ください。ご覧になれない方は療育支援課(047-436-2121)までお問合せください。

16-6 児童福祉施設入所等費用の助成 **身 知**

児童福祉施設等に入所又は通所している児童の保護者に、費用の一部を助成します。

対象者	次のいずれかに該当する市内在住の方 ①児童福祉施設等に入所又は通所している児童の保護者(所得制限あり) ②同一世帯に対象児童のほかに保育所、幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所などを利用する兄・姉がいる世帯の保護者 ③児童相談所より措置の決定を受けた保護者
助成金	世帯の収入・世帯状況により異なりますので、お問い合わせください。
必要なもの	●対象者によって必要な書類が異なりますので、下記までお問い合わせください。 ●印鑑

問い合わせ▶ 療育支援課 管理給付係 TEL 047-436-2342
FAX 047-436-2549



17 各種相談窓口

17-1 障害者（児）総合相談窓口 **身 知 精 難**

障害者ご本人や障害児の保護者、障害者等の介護を行う方などからの相談に応じ、必要な情報提供・助言のほか、障害福祉サービスの利用や権利擁護のため、必要な援助を行います。

事業所名	住所	お問合せ先	担当エリア
ふらっと船橋	海神1-31-31 ジュネス海神101	TEL 047 (495) 6777 FAX 047 (495) 6776 E-mail flat-funabashi@key.ocn.ne.jp	下記以外
		開所時間	
		午前10時～午後6時 (日曜・祝日・12月29日～1月3日は休み)	
テレサ会	高根台3-15-5 3階	お問合せ先 TEL 047 (469) 3173 FAX 047 (469) 3198 E-mail h-isawa@asahicare.jp	金杉、金杉町、 金杉台、米ヶ 崎町、芝山、 新高根、高根 町、高根台、 夏見、夏見台、 夏見町、緑台
		開所時間	
		午前9時～午後5時 (土曜・日曜・祝日・12月29日～1月3日は休み)	
ヴェルフ 藤原	藤原8-17-1	お問合せ先 TEL 047 (430) 7836 FAX 047 (430) 3611 E-mail velf-soudan@engokai.or.jp	旭町、印内、印内 町、葛飾町、上山 町、北本町、行田 町、行田町、古作、古 作町、西船、東中 山、藤原、二子町、 本郷町、前貝塚 町、馬込町、馬込 西、丸山、本中山、 山手、山野町
		開所時間	
		午前9時～午後5時 (土曜・日曜・祝日・12月29日～1月3日は休み)	
アシスト	松が丘4-56-5	お問合せ先 TEL 047 (402) 3561 FAX 047 (402) 2972 E-mail soudan-asist@ca.wakwak.com	大穴北、大穴町、 大穴南、大神保 町、金堀町、楠が 山町、車方町、高 野台、小野田町、 小室町、古和釜 町、咲が丘、神保 町、鈴身町、坪井 町、坪井西、坪井 東、豊富町、二和 西、二和東、松が 丘、三咲、三咲 町、南三咲、みや ぎ台、八木が谷、 八木が谷町
		開所時間	
		午前9時～午後5時 (土曜・日曜・祝日・12月29日～1月3日は休み)	



17-2 基幹相談支援センター **身 知 精 難**

基幹相談支援センターは、地域の相談支援事業所の中核的な役割を担う事業所として設置しています。困難事例などの専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進のほか、地域生活支援拠点システムにおける相談機能の中心として位置づけられています。

利用日時等	月曜日～土曜日 午前10時～午後6時 (日曜・祝日・12月29日～1月3日は休み) ※定休日や時間外は、転送、留守番電話で対応します。
--------------	---

問い合わせ 基幹相談支援センター 「ふらっと船橋」
TEL 047 (495) 6777 FAX 047 (495) 6776
E-mail flat-funabashi@key.ocn.ne.jp
ホームページ <http://flat-funabashi.com>

17-3 地域生活支援拠点システム (愛称: あんしんねっと船橋)

障害のある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据えて、障害のある人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で支える体制をつくるものです。市内の事業所や関係機関が連携して、緊急時の相談・受け入れ対応や、その後の支援を行います。

内 容	相談 (緊急性のある相談・緊急時に備えた相談)、緊急時の受け入れ対応、体験の機会・場を提供します。
相談窓口	船橋市豊富町690-13 とよとみみらい内
利用日時等	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時まで (夜間・土・日・祝日・12月29日～1月3日は、電話にて対応します)。

問い合わせ 社会福祉法人 大久保学園 TEL 047-404-7776 FAX 047-404-1481
E-mail kyoten-soudan@ohkubogakuen.or.jp

17-4 船橋市障害者虐待防止センター はーぷ

障害者本人からの届出、虐待を受けていると思われる障害者についての通報等を受け付けます。また、障害者の虐待に関する相談も受けています。

受付日時等	月曜日から金曜日 午前10時～午後6時 ※時間外・土・日・祝日・年末年始等は、転送電話にて対応します。
--------------	--

問い合わせ TEL 047-401-8495 FAX 047-401-8496
E-mail harp-funabashi@iris.ocn.ne.jp



17-5 障害者相談員による相談窓口 **身 知**

船橋市長から委嘱を受けた相談員が、障害者の様々な問題について相談に応じます。

障害種別	相談場所	日時
身体障害	身体障害者福祉センター	偶数月第1金曜日（祝日の場合は第2金曜日） 午前10時～午後3時
	船橋駅前総合窓口センター （フェイスビル5階）相談室	偶数月第3金曜日（祝日の場合は中止） 午後1時～午後6時（3日前までに要予約）
知的障害	船橋駅前総合窓口センター （フェイスビル5階）相談室	奇数月第3金曜日（祝日の場合は中止） 午前10時30分～午後4時（3日前までに要予約）

相談員連絡先については、船橋市のホームページ上でご確認ください。障害福祉課までお問い合わせください。

問い合わせ 障害福祉課 相談支援係 TEL 047-436-2343 FAX 047-433-5566
ホームページ <https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/shougaisha/009/p010151.html>

17-6 知的障害に関する相談 **知**

知的障害児（者）の一般相談「地域生活支援センター」

地域や家庭の中で快適な暮らしを送れるよう、皆さまからの相談を受けています。

問い合わせ 大久保学園 とよとみみらい TEL 047-404-1480

17-7 障害児に関する相談 **身 知**

相談名	内容	問い合わせ
障害児の施設入所等に関する相談	児童心理司、児童福祉司等が障害児の施設入所、療育手帳等に関する相談・指導・判定を行います。	千葉県市川児童相談所 船橋支所 TEL 047-420-1600
障害児の教育相談	障害のある幼児・児童・生徒の就学相談、教育相談を行います。	船橋市総合教育センター 教育支援室特別支援教育班 TEL 047-422-9236
こどもの発達に関する相談	心理発達相談員や言語聴覚士等が就学前のお子さんの心身の発達に関する相談に応じます。	こども発達相談センター TEL 047-409-1754 （電話相談専用）



17-8 障害児等療育支援事業 身 知

在宅の重度心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児が地域で自立した生活を送れるよう、施設のもつ機能を活用して、各種サービス利用の援助・調整などを行います。

対象者	●重度心身障害児（者） ●知的障害児（者） ●身体障害児
主な内容	訪問や外来による相談・支援

問い合わせ	大久保学園 TEL 047-404-1480	ワーカーズハウスぐらす TEL 047-402-4276
	(とよとみみらい)	にじと風 TEL 047-480-0801
	けいよう TEL 047-411-8177	とらのこキッズ TEL 047-440-6650
	ゆたか福祉苑 TEL 047-457-6444	桐友学園 TEL 04-7191-5277
	のまる TEL 047-456-7361	さざんかキッズ TEL 047-404-1234

17-9 精神障害に関する相談 精

市内の精神科医療機関

病院名	住所	電話番号
総武病院 電話相談室専用電話	市場3-3-1	047-422-2171 047-422-0035
千葉病院	飯山満町2-508	047-466-2176
船橋北病院 受診・入院相談初診受付	金堀町521-36	047-457-7151 047-457-7000
あしたの風クリニック	金杉町159-2	047-429-3111
心の風クリニック	本町1-26-2 船橋SFビル3階	047-422-1750
立松クリニック	前原西2-14-1 ダイアパレス津田沼502	047-493-0710
秋元クリニック	東船橋3-33-3 ストーンフィールドビル2階	047-422-0221
高根台メンタルクリニック	高根台1-2-2 プラザ街2階	047-468-6806
東武塚田クリニック	前貝塚町565-12	047-430-3322
にじの空クリニック	本町6-2-20 ゼブラ船橋6F	047-424-0287
下総中山メンタルクリニック	本中山2-10-1 ミレニティ中山4階	047-302-7234
矢走クリニック	夏見1-1-3	047-422-0711
こころクリニック船橋	本町6-2-19 日光屋ビル3階	047-460-1716
サンメディカル船橋クリニック	本町7-6-1 イトーヨーカドー船橋店東館3階	047-422-3300
西船橋駅前心療内科	西船4-22-1 4階	047-420-8515
こころの健康クリニック津田沼	前原西2-13-13 大塚ビル4階	047-455-7300
いけだハートクリニック	本町7-5-19 ヤマケンビル4階	047-425-8875
船橋市立医療センター	金杉1-21-1	047-438-3321



病院名	住所	電話番号
船橋二和病院ふたわ診療所	二和東3-16-1	047-448-7660
きたなら駅上ほっとクリニック	習志野台3-1-1 エキタきたなら3階	047-401-1707
セコメディック病院	豊富町696-1	047-457-9900
板倉病院	本町2-10-1	047-431-2662
津田沼駅前心療内科	前原西2-14-2 津田沼駅前安田ビル10階	047-477-2277
船橋はるかぜクリニック	本町1-9-11 ドーイチビル2F	047-497-8495
ゆう ココロのクリニック	本中山2-15-12	047-329-2781
海神ほっとクリニック	海神4-1-14	047-431-0034
平安堂こころのクリニック	前原西2-11-11 平安堂医療ビル4階	047-407-3819

休日・夜間の精神科受診についての相談

千葉県総合救急災害医療センター（千葉市美浜区豊砂6-1）

問い合わせ 精神科電話相談 TEL 043-239-3355

こころの健康についての相談

実施機関	内容	TEL・相談受付時間
船橋市保健所	精神科医療機関に関する情報の提供、治療への援助についてなどの相談を専門職員により随時行っています。また、定期的に精神科医師による相談日が開設されています（要事前予約）。まずはお電話でご相談ください。必要に応じて予約により来所での相談も受け付けます。	TEL 047-409-2859 9時～17時 （土曜日・日曜日・祝日及び12月29日～1月3日は休み）
船橋市地域活動支援センター	こころの健康電話相談を行っています。また、地域で生活する精神障害者の日常生活に関する相談や指導を無料で行います。来所にて相談する場合は予約が必要です。	TEL 047-409-2489 11時～12時、14時～18時（日曜日は16時まで）（土曜日・祝日及び12月29日～1月3日は休み）
千葉県精神保健福祉センター	こころの健康に関して電話や面接による相談、あるいは精神科医による診療を行っています。面接相談・診療は予約制です。まずはお電話でご相談ください。	TEL 043-307-3360 9時～18時30分 （土曜日・日曜日・祝日及び12月29日～1月3日は休み）
千葉いのちの電話	電話のほか、インターネットメール相談も受け付けています。 https://www.chiba-inochi.jp/ns/	TEL 043-227-3900 24時間年中無休

家族会

- みなと会（船橋市湊町2-1-5 MⅡビル101R）
TEL 047-432-6267
- 希望の鐘家族会（船橋市習志野台2-33-1 フォックスビル内）
TEL 047-467-9016
- オアシス家族会
TEL 080-5420-0843



17-10 その他の相談 **身 知 精 難**

保健と福祉の総合相談窓口

相談窓口	船橋市「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」 (湊町2-8-11 船橋市役所別館1階)
内 容	福祉制度の対象にならない困りごとや、様々な問題が重なりどこに相談すればよいかわからない人、失業などで生活に困っている人などのご相談をお受けしています。お話をお聞きしながら、課題を整理して解決の道筋を一緒に考えます。
利用日時	月～金曜日 午前9時～午後5時 (土曜日・日曜日・祝日及び12月29日～1月3日は休み)
問い合わせ	TEL 047-495-7111 E-mail : circle@kazenomura.jp ホームページ : https://funabashi-circle.jp ※来所相談は事前にご予約いただくとスムーズにご案内できます。 メールやホームページからのご相談もお受けしています。

身体障害者の相談

相談窓口	千葉県身体障害者福祉協会 (千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター)
内 容	身体障害者の更生相談に応じています。
利用日時	月～金曜日 午前10時～午後4時 (土曜日・日曜日・祝日及び12月29日～1月3日は休み)
問い合わせ	TEL 043-245-1746・1571 FAX 043-245-1578

ボランティアの相談

相談窓口	船橋市ボランティアセンター(本町2-7-8 船橋市福祉ビル3F社会福祉協議会内)
内 容	ボランティアの依頼や、ボランティア活動をしたい等の相談を受けています。
利用日時	月～金曜日 午前9時～午後5時 (土曜日・日曜日・祝日及び12月29日～1月3日は休み)
問い合わせ	TEL 047-431-8808 FAX 047-431-2678



障害者等の権利を守る相談窓口

相談窓口	ふなばし高齢者等権利擁護センター（ぱれっと） （船橋市本町2-7-8 船橋市福祉ビル3階）
内容	判断能力が十分でない人を支援する機関です。福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理などのサービスを行います。
利用日時	月～金曜日 午前9時～午後5時 （土曜日・日曜日・祝日及び12月29日～1月3日は休み）
問い合わせ	TEL 047-431-7560 FAX 047-431-2678

相談窓口	NPO法人うえるかむ権利擁護サポートセンター船橋 （船橋市上山町1-157-4 カメリアハウス2階）
内容	知的障害などにより判断能力が十分でない人やその家族に対し、成年後見制度を利用することや、その人らしい安心安全な生きがいのある暮らしを続けることができるよう支援します。小さい悩みや難しいことでも継続的に支援し、必要があれば他機関との連携も行います。また、顧問弁護士が法律的な相談にも応じます。
問い合わせ	TEL 047-710-7045（火曜日・金曜日） FAX 047-419-2655 TEL 090-1217-3003（赤津） ホームページ http://welcome-funabashi.org

障害のある人への差別に関する相談窓口

内容	船橋圏域の相談窓口、船橋市障害福祉課又は千葉県障害者福祉推進課へ電話にてご相談ください。電話での相談が困難な方には、FAX、電子メールでの相談も受け付けています。
利用日時	月～金曜日 午前9時～午後5時 （土曜日・日曜日・祝日及び12月29日～1月3日は休み）
問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ● 船橋圏域の相談窓口 千葉県中央障害者相談センター船橋分室 （船橋市本町1-3-1 船橋フェイスビル7階） TEL 047-424-0167（相談専用電話） FAX 043-291-8488 ※FAXは中央障害者相談センターで受け付けます ● 船橋市障害福祉課 相談支援係 TEL 047-436-2343 FAX 047-433-5566 電子メール shogaifukushi@city.funabashi.lg.jp ● 千葉県障害者福祉推進課 TEL 043-223-1020（相談専用電話） FAX 043-221-3977 電子メール sjourei@pref.chiba.lg.jp（相談用電子メール）

17

各種相談窓口



地域包括支援センター・在宅介護支援センター

市では、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、市内14か所に地域包括支援センター、その協働機関として市内15か所に在宅介護支援センターを設置し、介護や福祉、医療、健康、認知症のことなど、様々なご相談をお受けしております。

○地域包括支援センター及び在宅介護支援センター 電話番号・所在地・担当住所一覧

中部圏域	中部地域包括支援センター 047-423-2551 北本町1-16-55 保健福祉センター1階	
	夏見在宅介護支援センター 047-460-1203 米ヶ崎町691-1 特別養護老人ホームさわやか苑内	夏見、夏見町、夏見台、米ヶ崎町
	高根・金杉在宅介護支援センター 047-406-8765 金杉町141-2 船橋健恒会ケアセンター内	高根町、金杉町、金杉、金杉台、緑台
	新高根・芝山、高根台地域包括支援センター 047-404-7061 芝山1-39-7 フォンテヌ芝山104	芝山、新高根、高根台7丁目
東部圏域	高根台在宅介護支援センター 047-774-0412 高根台2-11-1 千葉徳洲会病院内	
	高根台(7丁目除く)	
	東部地域包括支援センター 047-490-4171 薬円台5-31-1 社会福祉会館3階	
	二宮・飯山満在宅介護支援センター 047-461-9993 飯山満町2-519-3 船橋市ケア・リハビリセンター内	二宮、飯山満町、滝台町、滝台
	薬円台在宅介護支援センター 047-402-2713 薬円台5-6-1 ますがたビル102	薬円台、薬園台町、七林町
	前原地域包括支援センター 047-403-3201 前原西2-29-10 青空ビル1階	前原東、前原西、中野木
西部圏域	三山・田喜野井地域包括支援センター 047-403-5155 三山6-41-24 田屋ビル103	
	三山、田喜野井、習志野	
	習志野台地域包括支援センター 047-462-0002 習志野台2-71-15 ACEビル202	
	習志野台、西習志野	
	西部地域包括支援センター 047-302-2628 本郷町457-1 西部消防保健センター4階	
	葛飾在宅介護支援センター 047-410-0072 西船2-21-12 船橋市特別養護老人ホーム朋松苑内	山野町、印内町、葛飾町、本郷町、古作町、古作、西船、印内、東中山
南部圏域	中山在宅介護支援センター 047-302-3212 二子町492-26-102	
	二子町、本中山	
	塚田地域包括支援センター 047-404-7221 前貝塚町535-10 ハイム ルーエ	
	行田町、行田、山手、北本町、前貝塚町、旭町	
	法典地域包括支援センター 047-430-4140 馬込西1-2-10 寿ビルA101	
	丸山、上山町、馬込西、馬込町、藤原	
南部圏域	南部地域包括支援センター 047-436-2883 湊町2-10-25 市役所3階	
	湊町在宅介護支援センター 047-409-1270 湊町2-11-3 AS湊町ビル402	本町3丁目、湊町、浜町、若松、日の出、西浦、栄町、潮見町、高瀬町
	海神在宅介護支援センター 047-410-1230 海神6-7-5-102	南本町、海神、海神町、海神町東・西・南、南海神
	宮本・本町地域包括支援センター 047-401-0341 宮本4-19-12 ヨモギダビル203	宮本、市場、東船橋、東町、駿河台
北部圏域	本町在宅介護支援センター ※詳細は地域包括ケア推進課(047-436-2882)へお問い合わせください。	
	本町(3丁目除く)	
	北部地域包括支援センター 047-440-7935 三咲7-24-1 北部福祉会館1階	
	三咲在宅介護支援センター 047-460-9300 三咲4-1-11-104	三咲町、三咲、南三咲
	松が丘在宅介護支援センター 047-461-3465 松が丘1-33-4 ひばりの丘デイサービスセンター内	松が丘
	大穴在宅介護支援センター 047-400-2355 大穴北7-22-1 老人保健施設千葉徳洲苑内	大穴町、大穴南、大穴北
	二和・八木が谷地域包括支援センター 047-448-7115 二和東6-17-39	
	二和東、二和西	
	八木が谷在宅介護支援センター 047-448-6300 咲が丘3-11-4	八木が谷町、咲が丘、みやぎ台、八木が谷、高野台
豊富・坪井地域包括支援センター 047-457-3331 神保町117-8		
古和釜町、小室町、小野田町、大神保町、神保町、車方町、鈴身町、豊富町、金堀町、楠が山町		
坪井在宅介護支援センター 047-469-1100 坪井西2-1-9		
坪井東、坪井西、坪井町		



アルコール・薬物・ギャンブル依存自助グループ

○アルコール依存の問題

- AA 関東甲信越セントラルオフィス TEL 03-5957-3506
- 全日本断酒連盟 TEL 03-3863-1600

○薬物依存の問題

- NA (ナルコティクスアノニマス) TEL 03-3902-8869
- 依存症回復施設「千葉ダルク」 TEL 043-209-5564

○家族の会

- アラノン (アルコール問題) TEL 045-642-8777
- 家族の回復ステップ12 (アルコール問題) TEL 090-5150-8773
- ナラノン (薬物問題) TEL 03-5951-3571
- NPO法人全国ギャンブル依存症家族の会 (千葉) TEL 090-1404-3327

○ギャンブル依存の問題

- GA日本インフォメーションセンター TEL 046-240-7279
(毎月最終週の日曜11~15時)
- ギャマノン日本サービスオフィス TEL 03-6659-4879
- 公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会 TEL 070-4501-9625 (相談専用)

ふなばし健康ダイヤル24 (24時間年中無休) TEL 0120-2784-37

保健師や看護師などによる健康相談・医療相談・医療機関案内などを行っています。

※言語・聴覚障害の方は、専用FAX番号 0120-3066-68 をご利用ください。

(FAX相談シート設置場所：障害福祉課、各出張所・連絡所 ※市ホームページからも取り出せます)

多重債務について

消費生活センター (フェイスビル5階) TEL 047-423-3006

17

各種相談窓口

人権相談

人権擁護委員が日常生活の中で起こる人権上の問題や悩みごと (差別やいじめ等) について相談に応じています。千葉地方法務局船橋支局では、電話相談もできます。

相談窓口	千葉地方法務局船橋支局 船橋駅前総合窓口センター (フェイスビル5階) 相談室
日時	千葉地方法務局船橋支局は、月~金曜日 午前8時30分~午後5時15分 (祝日を除く) 船橋駅前総合窓口センター (フェイスビル5階) 相談室は、第2・4木曜日 午後1時~午後4時 (祝日を除く)
受付方法	利用時間内に窓口へ直接お越しください。(先着順で受付)

問い合わせ ▶ 千葉地方法務局船橋支局 TEL 047-431-3681



SNS相談@船橋

心の不調や生活の不安などをSNSで相談できます。

相談時間	(月～金) 午後5時～9時 ※受付は午後8時30分まで (土日祝休) 午後1時～5時 ※受付は午後4時30分まで
相談方法	右コードを読み取り、LINE友だち追加



問い合わせ▶ 地域保健課 TEL 047-409-3274



18 福祉団体一覧

※連絡先が変更になることもあります。ご了承ください。

団体名	連絡先	活動内容
船橋市身体障害者福祉会	荒川 信一 047-457-1543	身体障害者が自立するため、各種事業を実施する。
船橋市聴覚障害者協会	三浦 みどり FAX 047-779-2734	船橋市在住聴覚障害者の福祉向上の為、各種事業を実施する。
船橋市手をつなぐ育成会	佐藤 裕美 047-449-7233	知的障害児者の尊厳と生活を守る福祉のため、各種事業を実施する。
特定非営利活動法人 船橋障害者自立生活センター	杉井 和男 047-432-4554	障害の種類や程度を問わず、誰もが自立した生活が送れるように各種事業を実施し、豊かな社会づくりを目指す。
船橋市視覚障害者協会	森 哲也 047-449-2696	視覚障害者同士が、お互いに助け合い、福祉向上のため各種事業を実施する。
船橋市自閉症協会	高尾 英彦 090-5496-5863 (事務局)	自閉症児(者)を持つ親同士が、お互いに励ましあい、各種事業を実施する。
口唇・口蓋裂友の会 千葉支部船橋地区会	石井 越子 047-420-8538	口唇・口蓋裂児(者)と家族の情報交換、医療制度の改善等の障害者に対する社会的理解の促進を図る。
千葉発達障害児・者親の会「コスモ」コスモ船橋	松尾 洋子 047-431-2006	発達障害児(者)に対する理解と支援を求め、会員相互の学習と支え合いを目的とする。
日本ダウン症協会千葉 県船橋支部とらの子会	吉武 聖子 047-468-8356 (FAX兼)	ダウン症児・者とその家族が行事を通して会員相互の親睦を図り、定例会の開催では、勉強会・情報交換などを行う。(染色体異常の有る方、参加可) E-mail funabashidown@gmail.com
中途視覚障害者連絡会	大脇 俊隆 090-1547-2822	中途視覚障害者の生活と権利を守り、自立生活のできる地域社会を作ることを目指す。
特定非営利活動法人 千葉県中途失聴者・難聴者協会	平下 豊 FAX 047-432-8039	中途失聴者・難聴者及びその家族の者に対し聞こえにくい人への手話講座、聞こえのサポーター講座、筆談等を通じ福祉向上に関する事業を行う。
NPO法人千葉県中途失聴者・難聴者協会東葛南事務所 船橋友の会	近藤 真由 FAX 047-423-6707	要約筆記の利用、手話学習会・交流会等の開催、中途失聴者・難聴者の福祉向上に関する事業を行う。
船橋の福祉を考える市民連絡会	松川 正則 047-434-1588	船橋地域福祉の向上と発展を願い、障害者と健常者と共に福祉を考え、情報交換・交流活動を行う。
紙好き工房空と海	大野 待子 047-456-2188	障害者の自立を目指す障害福祉サービス事業所を運営。紙すき、木工、機織り、刺し子などの創作活動に励みカヌーやハイキング、水泳などのスポーツを楽しんでいます。
ちば高次脳機能障害者と家族の会	角田 義規 090-4249-3815	高次脳機能障害者と家族が当該障害に関する社会的関心や福祉制度の確立等を求める。
船橋リハビリ友の会	稲見 節男 047-433-3242	身体障害者がその障害のために引きこもりとならないよう、情報交換・相互交流を目的とする。



団体名	連絡先	活動内容
船橋障がい者 地域福祉連絡会	鶴田 一洋 047-464-2028	障がい者を支援する作業所及び事業所間の運営に関する情報交換、また関係行政機関との連絡・意思疎通をはかることにより、障がい者に関する地域福祉の発展を図ることを目的とする。
ワークアイ・船橋	橋本 公江 047-336-5112	障害者の自立を目標とした障害福祉サービス事業所を運営し、視覚障害を始め、多様な障害のある者の社会参加と福祉の向上を目指している。
にじいろまんぼうの会	横山 さゆり 080-3350-2715	障がい児者と家族の豊かな生活環境をサポートするための活動（リズム体操、ニーズに応じた個別指導、レクリエーション活動など）子育て支援。
特定非営利活動法人 礎	岸本 昭博 047-462-8753	障害福祉サービス事業所利用者及び保護者等の会で、会員の親睦と就労・生活支援等の充実を目指す。
千葉ろう者劇団九十九 船橋支部	増田 伸也 043-308-5562	誰もが楽しめるろう者演劇の創造を目指すとともに演劇活動を通じて情操性・感受性・芸術性を高め、豊かな人間形成を目指す。
千葉県パーキンソン病友 の会 船橋地区ブロック	山口 真弓 090-7203-2412 047-469-2989	パーキンソン病患者と家族が、親睦を深め情報交換をする。同じ地域の者同士で助け合って明るく前向きに過ごす。
NPO法人 船橋こころの福祉協会	小松 尚也 047-423-6660	船橋市地域活動支援センターの指定管理者。精神障害者の社会復帰活動、グループホームの運営。
全国心臓病の子どもを守る 会 千葉県支部 船橋会	白倉 里美 047-449-6343	心臓病児（者）とその家族が心臓病に関する勉強会を行い、交流・親睦を深める。
ブラインドダンスサー クル・シン	黒川 正枝 047-435-3660	家庭に引きこもりがちな視覚障害者のソーシャルダンス技術習得、会員相互の親睦、健常者と交流をしながら何らかの形で地域に還元できることを目的とする。
船橋市手話サークル 空	佐久間 由紀子 047-457-5658	聴覚に障害がある人々との交流を図り、手話を習得し聴覚障害と手話に対する理解を一般に広め、福祉向上を目指す。
船橋手話サークル 「手の会」	清水 恵子 080-5041-8468	幅広い人々の集団的な手話学習活動や聴覚障害者の文化的側面を担う活動を行い聴覚障害者とのかかわりを持ち、手話を覚え、聴覚障害者問題を学習し交流を通じてそれぞれの地域の中で信頼関係を築くこと。
船橋市手話サークル さざんか	中川 幸枝 090-6047-3867	手話を学び、聴覚に障害がある人との交流を図りながら、聴覚障害と手話に対する理解を広めて、社会福祉の向上を目指す。
船橋二和病院 ソラマメの会	降籟 茂 047-448-5279	会員相互の交流親睦の促進や、透析医療の維持向上、健康増進及び健全な社会生活の推進を目指す。
日本心臓ペースメーカー 友の会 千葉県支部船橋地区会	石井 克子 047-335-5013	体内に植えこんだペースメーカーの知識の習得と会員同士のコミュニケーションを図る。
船橋ことばを育てる会	横山 有紀 080-5033-5850	きこえの学級・ことばの教室に通う子どもの保護者が、相互扶助を行う。



団体名	連絡先	活動内容
船橋市肢体不自由児者と父母の会	峯岸 豊子 047-462-4533	会員同士の親睦や交流、情報交換、研修会や見学会等を行う。行政や福祉施設との意見交換会等を行い、地域と連携して自立と生活の質の向上をめざす。
手話ダンス教室 「ほっと・ハート」	巴 志津子 043-461-7292	障がいのあるなしに拘らず、手話ダンスを通して楽しく交流し共に喜びを分かち合いながら、ボランティア活動をしています。 ●1年を通して福祉施設などで入所者等の交流を図る。 ●手話ダンスの魅力を伝えるため依頼があれば幼稚園、学校、市のイベントなどに参加する。
特定非営利活動法人 ちばMDエコネット	堀江 清 047-426-8825	障害のある人もない人も共に生きる社会の実現を目指して、障害のある人を中心にして、福祉・人権・まちづくりに取り組む。
NPO法人 アーモ福祉協会	新井 美晴 047-447-8198	心になんらかの障害があり、生活習慣の立て直しや社会的自立を願う人たちを支援する。
特定非営利活動法人 みなと会	伊澤 希久子 047-432-6267	精神障害者の地域生活と社会参加を支援し、精神保健福祉の知識の普及・啓発活動に関する事業を行う。
船橋市ユニバーサル スポーツ協会	高橋 久吉 090-4226-9623	●ユニバーサルスポーツ教室、体験会の開催 ●船橋市ユニバーサルスポーツ交流フェスタの開催
船橋市障害福祉団体 連絡協議会	平田 千重 080-5486-7741	船橋市内の障害者団体（当事者及び家族の団体）が相互に連携し、障害者の福祉向上に寄与することを目的とする。年3回定例会、研修会、要配慮者防災訓練などを実施。
船橋市要約筆記サークル ♡チョコ	齋藤 千恵子 047-421-3007 (事務局)	要約筆記の知識および技術を学ぶための学習会を行うこと。会員相互や関係者との親睦を深めること。もって要約筆記を必要とする方々への理解を深めて活動することを目的とする。
認定NPO法人日本車椅子 レクダンス協会 船橋支部	大懸 康子 047-464-2286	車椅子レクダンス等の普及を目的に、ボランティア活動を原則として、①施設訪問による車椅子レクダンス技能付与、レクリエーション実施 ②地域社会福祉活動の協力、参加 ③指導者、後継者の育成 ④福祉パーティー、練習会の実施などを行う。
ぐらすグループ 保護者の会	竹井 千江 090-9752-1609	ぐらすグループ利用者の保護者の親睦・連携・関係強化を目指す。
「とまりぎ」クラブ	岸本 昭博 047-462-1886	クラブ活動を通じて健康維持・増進を図るとともに、会員の親睦を深め、余暇の充実を図る。
ふなばしオストメイト 倶楽部	稲垣 美代子 047-447-3369	オストメイト及びその家族のセルフケア、及び社会復帰による生活の質の向上のため、互いの体験を共有し、正しい知識の普及啓発を図る。



団体名	連絡先	活動内容
コンパスの会	羽田 治行 090-1772-5731	船橋市リハビリテーション病院及び輝生会関連施設にて入院・通院・通所・訪問による治療を経験又は継続中の患者及び家族によって相互扶助・情報交換・親睦及び社会復帰の一助となる活動を行う。
二和ことばの会	熊谷 進 047-448-7111(代) (事務局)	失語症などコミュニケーション障害者の交流と社会参加を図る。
通級の輪	古川 綾子 090-6190-0426	船橋市内の小中学校の普通学級あるいは特別支援学級に在籍経験のある発達に支援が必要な子どもを持つ保護者の交流を図る。 Email tsukyufunabashi@yahoo.co.jp



19 障害者に関するマーク

国際シンボルマーク **身 知 精**



障害者が利用できる建築物・公共輸送機関などであることを示す世界共通のマークです。なお、個人の車に表示しても法的効力はなく、駐車禁止を免れたり、障害者専用駐車場を優先的に利用できたりするものではありません。ステッカー（シール・磁石付等）を有償で配布しています。

問い合わせ▶ (公財) 日本障害者リハビリテーション協会
TEL 03-5273-0601

身体障害者マーク（身体障害者標識） **身**



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。

周囲を走る車は危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

問い合わせ▶ 船橋警察署 TEL 047-435-0110
船橋交通安全協会 TEL及びFAX 047-425-2102
船橋東警察署 TEL 047-467-0110
船橋東交通安全協会 TEL 047-467-9088

耳マーク **身**



聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない・聞こえにくい人への配慮をも表すマークです。このマークのシールを身体障害者手帳や診察券・通帳・保険証などに貼ることにより、聴覚障害者であることを明示することができます。

問い合わせ▶ (一社) 全難聴事務局 TEL 03-3225-5600
FAX 03-3354-0046
e-mail zennancho@zennancho.or.jp



聴覚障害者マーク（聴覚障害者標識）^身



聴覚障害者であることを理由に免許に条件が付されている方が運転する車に表示しなければならないマークです。

周囲を走る車は危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

問い合わせ▶ 船橋警察署 TEL 047-435-0110
船橋交通安全協会 TEL及びFAX 047-425-2102
船橋東警察署 TEL 047-467-0110
船橋東交通安全協会 TEL 047-467-9088

オストメイトマーク^身



人工肛門・人工膀胱を保有している方（オストメイト）であること、オストメイトのための設備があることをあらわしています。オストメイト対応のトイレの入り口・案内誘導プレートに表示されています。

問い合わせ▶ 公益社団法人日本オストミー協会
TEL 03-5670-7681

ハート・プラスマーク^身



「身体内部に障害がある人」を表すマークです。このマークは、内部障害の方が自発的に使用することによって内部障害者であることを知ってもらえます。

なお、公的機関が定めた内部障害者を示すシンボルマークではないため、法的拘束力はありません。

問い合わせ▶ NPO法人 ハート・プラスの会
ホームページ <https://h-plus-hp.normanet.ne.jp/>

盲人のための国際シンボルマーク^身



世界盲人連合で1984年に制定された世界共通のマークです。盲人のための視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられます。

問い合わせ▶ 社会福祉法人 日本盲人福祉委員会
TEL 03-5291-7885
ホームページ <https://ncwbj.or.jp/>



ほじょ犬マーク



身

身体障害者補助犬法の啓発マークです。施設や店舗の入口などで見ることができます。

身体障害者補助犬は盲導犬、介助犬、聴導犬の3種類があります。「身体障害者補助犬法」が施行され、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間の施設や病院でも身体障害者補助犬の受け入れを原則として、拒んではならないとされています。

身体障害者補助犬の給付についてはP91をご覧ください。

問い合わせ ▶ 障害福祉課 相談支援係 TEL 047-436-2343
FAX 047-433-5566

ヘルプマーク



身 知 精 難

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。

ヘルプカードについてはP96をご覧ください。

なお、船橋市では平成30年6月1日より、ストラップ型ヘルプマークを配付しております。



配付場所

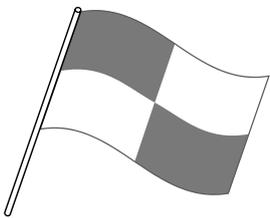
- 障害福祉課
- 船橋駅前総合窓口センター
- 各出張所
- 保健所保健総務課
- 身体障害者福祉センター

問い合わせ ▶ 市役所障害福祉課 給付事業係
TEL 047-436-2357

19

障害者に関するマーク

津波フラッグ



国土交通省 気象庁HPより

水遊びや海水浴、潮干狩りなどで海上・海岸にいるレジャー客や聴覚障害者の方たちに津波の危険をいち早く知らせ、避難を促すことを目的として作成されました。津波警報等が発表されたことをお知らせする際に使われます。

海水浴場や海岸付近で津波フラッグを見かけたら、速やかに避難を開始してください。

問い合わせ ▶ 銚子地方気象台 防災管理官
TEL 0479-23-7705



20 ダイヤルガイド・ホームページ・メール配信サービス等

20-1 市役所・出張所

施設名	住所	電話番号
障害福祉課 (船橋市役所2階)	〒273-8501 船橋市湊町2-10-25	047-436-2345 FAX 047-433-5566
地域保健課 (保健福祉センター2階)	〒273-8506 北本町1-16-55	047-409-3274 (地域保健課)
船橋駅前総合窓口センター	本町1-3-1 フェイスビル5階	047-423-3411
二宮出張所	滝台1-1-20	047-464-1811
芝山出張所	芝山3-10-8	047-463-2561
高根台出張所	高根台1-2-5 (高根台公民館)	047-465-4331
習志野台出張所	習志野台2-45-18	047-466-2811
豊富出張所	豊富町4 (北部公民館)	047-457-2003
二和出張所	二和東5-26-1 (北図書館・二和公民館)	047-447-4507
西船橋出張所	西船4-17-3	047-433-4321
法典連絡所	藤原7-33-7 (法典公民館)	047-438-6262
三山連絡所	三山8-19-1 (三山市民センター)	047-475-8300
小室連絡所	小室町3308 (小室公民館・小室児童ホーム)	047-457-5146
津田沼連絡所	前原西2-21-21 (東部公民館)	047-471-1151
本中山連絡所	本中山3-20-2	047-336-5481

20-2 主な官公署等

施設名	住所	電話番号
千葉県障害者福祉推進課	千葉市中央区市場町1-1	043-223-2338
中央障害者相談センター	千葉市緑区誉田町1-45-2 (千葉リハビリテーションセンター内)	043-291-6872
千葉県市川児童相談所 船橋支所	船橋市高瀬町66-18 (県消費者センター3階)	047-420-1600
習志野健康福祉センター	習志野市本大久保5-7-14	047-475-5151
船橋税務署	東船橋5-7-7	047-422-6511
船橋県税事務所	湊町2-10-18 (船橋合同庁舎内)	047-433-1275
船橋年金事務所	市場4-16-1	047-424-8811
船橋公共職業安定所	湊町2-10-17	047-431-8287
船橋警察署	市場4-18-1	047-435-0110
船橋東警察署	習志野台7-9-20	047-467-0110



20-3 主な福祉・教育・就労関連施設等

施設名	住所	電話番号
船橋市社会福祉協議会	本町2-7-8 船橋市福祉ビル	047-431-2653
船橋市福祉サービス公社		047-436-2832 FAX 436-2834
船橋市ボランティアセンター		047-431-8808
身体障害者福祉センター	薬円台5-31-1 (社会福祉会館内)	047-466-1268 FAX 466-1269
総合教育センター教育支援室	東町834	047-422-7730
市立船橋特別支援学校 金堀校舎 (中学部・高等部)	金堀町349-1	047-457-2111
高根台校舎 (小学部)	高根台2-1-1	047-466-3631
県立船橋特別支援学校 (小学部)	上山町3-507	047-439-5811
県立船橋夏見特別支援学校 (中学部・高等部)	夏見台5-6-1	047-429-6699
船橋市リハビリセンター	飯山満町2-519-3	047-468-2001
千葉県運営適正化委員会	千葉市中央区千葉港4-5	043-246-0294
大久保学園障害者就業・生活支援センター	豊富町690-13	047-457-7380
障害者就業・生活支援センターあかね園	習志野市茜浜3-4-5	047-452-2718
障害者就業・生活支援センター 千葉障害者キャリアセンター	千葉市美浜区新港43	043-204-2385
障害者就業・生活支援センター ビック・ハート柏	柏市柏3-6-21 柏ビル302	04-7168-3003

20-4 ホームページ等

ホームページ、SNS等を通じて様々な情報を発信しています。

市ホームページ



市公式X(旧ツイッター)



市公式Facebook



市公式You Tube



市危機管理課
Facebook



市公式Instagram



問い合わせ 広報課 TEL 047-436-2015 FAX 047-436-2769



20-5 ふなばし情報メール

様々な情報をメールまたはLINEで受信することができます。
 ※登録料は無料ですが、メールやLINEの送受信等にかかる通信料は登録者の負担となります。

■登録方法

<ul style="list-style-type: none"> Webページから登録する (PC・スマートフォンをご利用の方) 	https://plus.sugumail.com/usr/funabashi/home Webページの案内に沿ってご登録ください。 ※メールまたはLINEを選択して登録することで、配信内容を受け取ることができます。	
<ul style="list-style-type: none"> 空メールで登録する (フィーチャーフォン(ガラケー)をご利用の方) 	①t-funabashi@sg-p.jpへ空メールを送信 ②送られてきたURLへアクセスし、ご登録ください。 ※メールでのみ配信内容を受け取ることができます。	
<ul style="list-style-type: none"> LINEで登録する 	①LINEを起動し、二次元コードを読み取り友達追加 ②送られてきたURLへアクセスし、ご登録ください。 ※LINEでのみ配信内容を受け取ることができます。	

配信メール	内容	問い合わせ等
◎重要情報 ※選択が必須となります。	<ul style="list-style-type: none"> ただちに生命を守る行動をすべき情報等(熱中症アラート等) 市からの重要なお知らせ 	
市からのお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> 他カテゴリに分類されない市からのお知らせ 広報に関するお知らせ(広報ふなばし発行のお知らせ等) 	広報課 他 TEL 047-436-2012 FAX 047-436-2769
ふなばし感染症関連情報	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症やその他の感染症に関する情報 	健康危機対策課 TEL 047-409-1898 FAX 047-409-6301
ふなばし災害情報	<ul style="list-style-type: none"> 市内の風水害や地震などの災害情報、災害時の避難所開設等の情報 ※配信する災害情報を選択することができます。 	危機管理課 TEL 047-436-2032 FAX 047-436-2030
くらしの安全・安心情報	<ul style="list-style-type: none"> 警察から市に提供された防犯情報 交通安全にかかわる情報 保護者の方から学校などに寄せられた子どもに関連した不審者情報 	市民安全推進課 TEL 047-436-3110 FAX 047-436-2299
	<ul style="list-style-type: none"> 消費者被害等に関する情報 	消費生活センター TEL 047-423-2852 FAX 047-423-3040
	<ul style="list-style-type: none"> 市内における有害鳥獣等の目撃情報 	環境政策課 TEL 047-436-2450 FAX 047-436-2487
	<ul style="list-style-type: none"> ごみ収集等の情報 	クリーン推進課 TEL 047-436-2434 FAX 047-436-2448 資源循環課 TEL 047-436-2433 FAX 047-436-2448 廃棄物指導課 TEL 047-436-3810 FAX 047-436-2448
ふなばし火災等情報	<ul style="list-style-type: none"> 火災や規模の大きな災害の情報 	消防局指揮指令課 TEL 047-435-1111 FAX 047-432-8229



配信メール	内容	問い合わせ等
ふなばし光化学スモッグ・PM2.5情報	・光化学スモッグ注意報等の発令・解除情報 ・PM2.5高濃度時の注意喚起・濃度改善情報	環境保全課 TEL 047-436-2452 FAX 047-436-2446
ふなばし子育て情報	・市の子育て支援サービス（「広報ふなばし」から子育てに関する情報を抜粋）や、保育士、看護師等からの子育てに役立つワンポイントアドバイスなど	地域子育て支援課 TEL 047-436-2407 FAX 047-436-3416
	・認可保育園の利用や申込に関する情報など	保育入園課 TEL 047-436-2330 FAX 047-436-2332 保育運営課 TEL 047-436-2500 FAX 047-436-3215
ひとり親家庭等への支援情報	・ひとり親家庭等を対象としたサービスや就業、自立支援等に関する情報	こども家庭支援課 TEL 047-436-2320 FAX 047-436-2386
ふなばしオレンジネット	・認知症関連のイベントやボランティア募集等の情報 ・行方不明高齢者等の徘徊情報や発見情報	地域包括ケア推進課 TEL 047-436-2558 FAX 047-436-2885
在宅医療・介護情報	・在宅医療・介護に関連するイベント等の情報	地域包括ケア推進課 TEL 047-436-2354 FAX 047-436-2885
事業者情報メール	・補助金、セミナー、創業支援、融資、雇用労働等に関する情報	商工振興課 TEL 047-436-2472 FAX 047-436-2466
ふなばし観光・イベント情報メール	・市内の観光情報や商店街等のイベント情報	商工振興課 TEL 047-436-2473 FAX 047-436-2466
国際交流イベント情報	・国際ナショナルフェスティバル等のイベント情報	国際交流課 TEL 047-436-2083 FAX 047-436-2089
ふなばし市民協働・男女共同参画情報	・ボランティアや市民活動に関する情報、イベント開催に関する情報 ・男女共同参画に関する情報、講座等イベント開催に関する情報	市民協働課 FAX 047-436-2299 ・市民協働係 TEL 047-436-3201 ・男女共同参画係 TEL 047-436-2107
防災行政無線放送内容	・防災行政無線から流れる放送内容	危機管理課 TEL 047-436-2032 FAX 047-436-2030

問い合わせ デジタル行政推進課 TEL 047-436-2072

20-6 市公式アプリ「ふなっぷ」の防災コンテンツ

船橋市が発信する様々な行政情報をお知らせするスマートフォン用無料アプリです。

その中の防災コンテンツは、避難指示等の重要なお知らせのほか、気象情報や交通情報など災害時に必要な情報を1つにまとめています。



登録方法

各アプリストアで検索していただくか、右記のコードからダウンロードできます。



iOS用



Android用

問い合わせ 危機管理課 TEL 047-436-2038



21 マイナンバー（個人番号）利用事務

障害福祉課では、障害者手帳や障害福祉に関するサービス等に関する以下の手続きで、申請書等にマイナンバーの記載が必要となります。

これに伴い、マイナンバーを記載した申請書等を提出する際には、本人確認が必要となります。手続きの際にマイナンバーのわかるもの（マイナンバーカード、有効な通知カード等）と身分証明書（障害者手帳、運転免許証等）をご持参ください。※詳しくは次ページをご覧ください。

マイナンバー（個人番号）が利用されている主な手続き

- 身体障害者手帳
 - ※紛失・破損等による再交付の場合、次ページの「身元の確認」ができるものをお持ちいただいた場合、省略できます。
 - ※死亡による返還届の場合、省略できます。
- 療育手帳
 - ※紛失・破損等による再交付の場合、次ページの「身元の確認」ができるものをお持ちいただいた場合、省略できます。
- 精神障害者保健福祉手帳
- 特別児童扶養手当
- 障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当
- 障害福祉サービス
- 自立支援医療（更生医療・精神通院医療）
- 補装具費の支給
- 地域生活支援サービス事業
- 日常生活用具費の支給
- 重度心身障害者医療費助成
- グループホーム等入居者家賃補助



マイナンバー（個人番号）を記載する際に必要となる書類

(1) 本人が申請する場合

マイナンバーの記入にあたっては、「マイナンバーの確認」と「身元の確認」が必要になります。

マイナンバーの確認	身元の確認
● マイナンバーカード ※一枚で番号確認と身元確認のどちらもできます。	
● マイナンバー入りの住民票 ● 有効な通知カード※記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る。	◆顔写真付の証明書 (下記の書類をお持ちいただく場合、1点必要です) ● 運転免許証 ● 運転経歴証明書 ● パスポート ● 身体障害者手帳 ● 療育手帳 ● 精神障害者保健福祉手帳 ● 在留カード ● 特別永住者証明書 など
	◆顔写真のない証明書 (下記の書類をお持ちいただく場合、2点必要です) ● 健康保険証 ● 年金手帳 ● 児童扶養手当証書 ● 生活保護受給者証 ● 年金証書 ● 重度心身障害者医療費助成受給券 ● 自立支援医療受給者証 など

(2) 代理人が申請する場合

マイナンバーの記入にあたっては、「マイナンバーの確認」「代理人の身元の確認」「代理権の確認」が必要になります。

マイナンバーの確認	代理人の身元の確認	代理権の確認
● マイナンバーカード ● マイナンバー入りの住民票 ● 有効な通知カード ※記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る。	◆顔写真付の証明書 (下記の書類をお持ちいただく場合、1点必要です) ● 運転免許証 ● 運転経歴証明書 ● パスポート ● 身体障害者手帳 ● 療育手帳 ● 精神障害者保健福祉手帳 ● 在留カード ● 特別永住者証明書 など	法定代理人の場合 戸籍謄本等(法定代理人の資格を証明する書類) ◆任意代理人の場合 ● 委任状(任意様式) ● 運転免許証(本人のもの) ● 国民健康保険証(本人のもの) ● 年金証書(本人のもの) ● 身体障害者手帳(本人のもの) ● 療育手帳(本人のもの) ● 精神障害者保健福祉手帳(本人のもの) など
	◆顔写真のない証明書 (下記の書類をお持ちいただく場合、2点必要です) ● 健康保険証 ● 年金手帳 ● 児童扶養手当証書 ● 生活保護受給者証 ● 年金証書 など	

(3) 郵送で申請する場合

各手続きの申請書と必要書類等のほか、上記(1)の書類のコピーを同封してください。



22 船橋駅前総合窓口センター・出張所・連絡所

22-1 船橋駅前総合窓口センター

船橋駅前フェイスビル5階の船橋駅前総合窓口センターにて、P127のとおり業務を取り扱います。なお、障害福祉担当は13番窓口です。

取扱時間	●月曜日～金曜日⇒午前9時～午後8時 ●第2・4土曜日とその翌日の日曜日⇒午前9時～午後5時
休館日	第1・3・5土曜日とその翌日の日曜日、祝休日、12月29日～1月3日まで

問い合わせ 障害福祉課 TEL 047-436-2345 FAX 047-433-5566

22-2 出張所・連絡所福祉ガイドコーナー

障害福祉課の業務の一部は各出張所・連絡所に設置されている福祉ガイドコーナーでも手続きすることができますので、ご利用ください。

※取扱業務はP127をご覧ください。

設置場所	二宮出張所、西船橋出張所、芝山出張所、高根台出張所、習志野台出張所、二和出張所※、豊富出張所、三山連絡所、津田沼連絡所※、小室連絡所、法典連絡所、本中山連絡所
取扱日時	月～金曜日 午前9時～午後5時 (土曜日・日曜日・祝休日及び12月29日～1月3日は休み)

※二和出張所及び津田沼連絡所については令和7年3月31日まで休館の予定です。休館期間は他の出張所、連絡所をご利用ください。

書類回送サービスについて

書類回送サービスとは、各出張所等で書類をお預かりし、市役所に回送するサービスです。障害福祉課でこのサービスを利用できる申請書類は下記のとおりですので、併せてご利用ください。

■手帳関係

- 身体障害者手帳交付申請書
- 身体障害者手帳再交付申請書
- 療育手帳交付・再判定・再交付申請書 ※18歳以上の方で面談等が済んでいない方を除く

■障害福祉サービス、地域生活支援サービス事業、日常生活用具・補装具関係

- 介護給付費等支給申請書兼利用者負担減額・免除等変更申請書
 - 船橋市地域生活支援サービス事業費支給申請書 兼 利用者負担額減免申請書 兼 支給額等変更申請書
- ※新規及びサービス追加申請については面談等が済んでいない方を除く



- 障害福祉サービス等受給者証の回収
- 船橋市地域生活支援サービス事業受給者証の回収
- 障害者等日常生活用具費支給申請書 ※面談等が済んでいない方を除く
- 補装具費（購入・借受け・修理）支給申請書 ※面談等が済んでいない方を除く

■医療・手当・年金関係

- 重度心身障害者医療費助成受給資格認定申請書
- 自立支援医療（更生医療）支給申請書
- 特別障害者手当現況届兼年金調書
- 障害児福祉手当現況届
- 経過的福祉手当現況届
- ねたきり身体障害者及び重度知的障害者介護手当現況届
- 心身障害児福祉手当変更届
- 年金受給権者現況届出書 ※心身障害者扶養年金
- 特別児童扶養手当所得状況届

■その他

- 新規就労支度金申請書
- 更生訓練費支給申請書
- 施設入所者就職支度金支給申請書
- 心身障害者一時介護料助成申請書
- 食の自立支援事業申請書
- 福祉リフトカー利用登録申請書 ※面談等が済んでいない方を除く
- 身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付申請書
- 身体障害者自動車改造費助成申請書
- 心身障害者等住宅整備資金貸付申請書 ※面談等が済んでいない方を除く
- 重度障害者等住宅改造費助成申請書 ※面談等が済んでいない方を除く
- 障害者施設等通所交通費助成申請書
- 障害者施設等通所届
- 成年後見利用支援事業の申請 ※新規申請については面談等が済んでいない方を除く

注意事項 書類回送サービスを利用できる書類には、書類の上部に「この書類は郵送可能です。（出張所・連絡所でもお預かりします。）障害福祉課」と記載されています。

問い合わせ 障害福祉課 TEL 047-436-2345 FAX 047-433-5566

22

船橋駅前総合窓口センター
出張所・連絡所



22-3 船橋駅前総合窓口センター・出張所・連絡所での取り扱い業務

船橋駅前総合窓口センター：月曜日～金曜日⇒午前9時～午後8時
 第2・4土曜日とその翌日の日曜日⇒午前9時～午後5時
 (第1・3・5土曜日とその翌日の日曜日、祝休日、12月29日～1月3日は休み)

出張所・連絡所：月～金曜日 午前9時～午後5時
 (土曜日・日曜日・祝休日及び12月29日～1月3日は休み)

取り扱い業務		センター	出張所	連絡所	備考
身体障害者手帳	①新規交付 ②紛失などによる再交付 ③障害部位の追加・程度変更による再交付 ④住所(市内転居のみ)、氏名等の変更	書類の配布 ①②③④	①②③	①②③	※転入手続きは平日午前9時～午後5時まで(テレビ電話にて対応)
	申請	①②③④	①②③ 書類回送	①②③ 書類回送	
療育手帳	新規交付(18歳未満)	書類の配布	○	○	※転入手続きは市役所のみ
	申請	○	書類回送	書類回送	
	①再判定(18歳未満) ②紛失などによる再交付 ③記載事項の変更	書類の配布	○	①②	
	申請	○	①② 書類回送	①② 書類回送	
重度心身障害者医療費助成の償還払いの申請		新規	○	×	×
		2回目以降	○	○	○
重度心身障害者医療費助成の受給資格の申請		新規	○	書類回送	書類回送
		変更・再交付	○	○	○
精神障害者入院医療費助成の申請		新規	○	×	×
		2回目以降	○	○	○
福祉タクシー券		新規登録	○	○	○
		交付	○	○	○
有料道路割引の申請	一般	新規登録	○	×	×
		更新・変更	○	○	○
	ETC	新規登録	○	×	×
		更新・変更	○	×	×
NHK受信料の免除		○	×	×	
一時介護料助成の申請		○	書類回送	書類回送	
通所交通費助成の申請		○	書類回送	書類回送	
福祉リフトカー利用の新規登録		書類預かりのみ	書類回送	書類回送	利用は社会福祉協議会へ
障害福祉サービス	継続・更新	○	書類回送	書類回送	
	変更(住所・氏)・再交付	○	×	×	
地域生活支援サービス事業(訪問入浴・日中一時支援・移動支援)		更新	○	書類回送	書類回送
		変更(住所・氏)・再交付	○	×	×
受診サポート手帳の配布		○	○	○	

※書類回送サービスについてはP125、P126をご覧ください。

障害者に関するマークをご存じですか

障害者に関するマークは、国際的に定められているもののほか、障害者団体が独自に提唱しているものもあります。そのうち、代表的なものをご紹介します。

これらのマークを正しく理解し、すべての人が住みやすい街を目指しましょう！
皆さまのご理解とご協力をお願いします。



国際シンボルマーク



身体障害者マーク
(身体障害者標識)



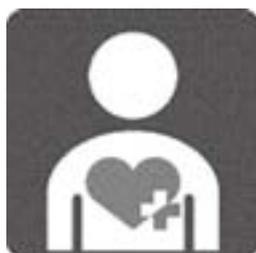
耳マーク



聴覚障害者マーク
(聴覚障害者標識)



オストメイトマーク



ハート・プラスマーク



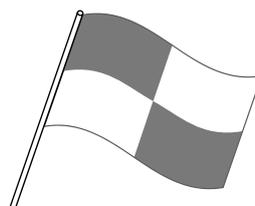
盲人のための
国際シンボルマーク



ほじょ犬マーク



ヘルプマーク



津波フラッグ

国土交通省 気象庁HPより

※各マークの詳細については、P116～118をご覧ください。

令和6年度 障害福祉のしおり

発行・編集

船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課
〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25
TEL 047-436-2345 FAX 047-433-5566
E-mail : shogaifukushi@city.funabashi.lg.jp

令和6年9月発行



あなたの「買い物」が 障害のある人を支えます



市内の障害者就労施設等では、障害のある人が食品・お菓子類、雑貨など、様々な製品の生産・販売を行っています。製品の売り上げは障害のある人の生活支援、就労支援につながります。

障害のある人にとって、皆様に障害者就労施設等や市役所で行う販売会に足を運んでいただくことが何よりの励みになります。関連の情報を市ホームページから発信していますので、ぜひご覧ください。

市役所等で行う販売会の
スケジュール



商品やサービスの
紹介

